

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月

甲南女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	18
基準 3 経営・管理と財務	59
基準 4 自己点検・評価	86
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	97
基準 A 社会貢献活動	97
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 甲南女子大学の基本理念、使命・目的

甲南女子大学は、大正9(1920)年に大阪商業会議所会頭(当時)の安宅彌吉が提唱し、兵庫県神戸市に創設された甲南高等女学校を母体とし、昭和30(1955)年に開設の甲南女子短期大学を経て、昭和39(1964)年に設置された。設置法人は「学校法人甲南女子学園」であり、他の設置校として甲南女子中学校、甲南女子高等学校がある。

本学の建学の精神は、「まことの人間をつくる」である。また教育方針を「全人教育」「個性尊重」「自学創造」、校訓を「清く 正しく 優しく 強く」と定めている。この理念等は「甲南女子大学学則」においてもうたわれ、その第1条に本学の社会的使命・目的について、「本学は、個性尊重・全人教育の伝統を基調として広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、誠実にして品位ある人格を養うとともに、教養高き女性を育成し国家社会の進運に寄与することを目的とする。」と定めている。

教育方針のうち、「全人教育」とは、「知」「徳」「体」の円満な発達を図り、「人格第一」の教育に徹し、誠実にして気品ある女性を育成するための教育である。「個性尊重」とは、それぞれの学生の特長を豊かに伸ばすことであり、画一的な教育の弊害を考え、個人的な指導を盛んにすることにより、個性を中心とした特長の才能を發揮させるとしている。「自学創造」とは、すべて自ら工夫研究する学習態度を養い、本当の知識技能を体得させることである。この場合の「創造」とは、教員と学生が共に相携えて、これらの価値を実現しようと努力する過程を意味している。自発的な努力、自由意志を重んじ、自己の力で価値創造するよう努力させることを教育方法の第一原理としている。

これらの教育方針に併せ、校訓「清く 正しく 優しく 強く」を定めている。

校訓の「正しく」は「正義」、「優しく」は「仁愛」、「強く」は「克己」を意味している。そしてこの三つの徳に冠して「清く」を置いている。この「清く」は、「品位」「高潔」「崇高」を意味している。

以上の教育方針や校訓は建学後まもなく定められたものであるが、その後昭和33(1958)年にこれらを踏まえ、本当の人間を作ることが人間教育の理想であるとの思想のもと、「まことの人間をつくる」を建学の精神として定めた。これは、校歌でもうたわれる甲南伝統の精神としての至誠の心とも通じている。

以上に述べた建学の精神や基本理念は、本学の教育実践において、建学の当初より現在に至るまで脈々と受け継がれてきている。しかし、時代社会の変化とともに、本学の目指す教育、また使命をより具体的によりわかりやすく学内外に示し、社会に対する説明責任を果たす必要も生じてきた。そこで上記の教育方針及び校訓にわかりやすい現代的表現を与えるべく、平成19(2007)年に、教育方針を「大学の使命」、校訓を「学生がめざす姿」として新たに定め、次のとおり明文化した。

[大学の使命]

- ・建学の理念を基盤に 品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する

- ・人としての教養と常識を基本に確かな専門知識を養い、社会で活躍できる基礎力を育てる
- ・内から輝く個性を磨き、人間愛を持って他に尽くす、思いやりの心を育てる
- ・自ら学び考えることで主体性と創造性を育み、実践的な知識・技能・判断力および学術的探究心を育てる

[学生がめざす姿]

- ・自分自身に誠実であり、他者に対しても誠実なコミュニケーションができる
- ・マナーを身につけ、正しいことを貫く意志を持ち、しなやかに対応することができる
- ・広い視野を持ち、自分と異なるものを理解・受容し、他のために努力することができる
- ・失敗を恐れず、チャレンジする勇気とパワーを発揮することができる

2. 甲南女子大学の歩み・個性・特色等

甲南女子大学の生い立ちは、甲南高等女学校の創設にまでさかのぼる。

甲南高等女学校は、大正時代当時の神戸住吉村（現・神戸市東灘区）に在住した関西財界人の「官製の画一的な教育の弊害」に対する憂いから、財界人として世界を見渡し、「本当の人間を作ることが国家繁栄の基礎」との考えのもと、安宅彌吉を中心に神戸市に創設された。その経緯から、学校法人甲南女子学園の歴代理事長は、関西経済連合会の会長経験者も含め財界出身者が務めている。

甲南高等女学校の開校後は、「日本のファーストレディーは甲南から」を合言葉に、真の意味での良妻賢母たる女性の育成に邁進してきたが、昭和13(1938)年の阪神大水害による校舎の埋没や、昭和20(1945)年の神戸大空襲での全校舎焼失といった幾多の困難も経験し、戦後は甲南女子中学校、甲南女子高等学校として再出発した。その後、当時のステークホルダーからの要請や社会のニーズに応じ、昭和30(1955)年、発展的に甲南女子短期大学を開学、さらに昭和39(1964)年に4年制の甲南女子大学を開学した。

甲南女子大学の開学当初は、文学部に国文学科と英文学科を設置し、それぞれ定員100人と小規模であったが、昭和50(1975)年には心理学、教育学及び社会学を学ぶ人間関係学科、また、同年に大学院を設置し文学研究科を開設、昭和53(1978)年にはフランス文学科を新たに加え、並行して他学科の入学定員も遡増させてきた。教育理念に則り、専門性の追求とともに、高度な教養の修得を主眼とする教育を進めた時代であったと言える。

平成3(1991)年のいわゆる「大学設置基準の大綱化」以降も、本学ではさまざまな改革を推進してきた。近年日本の社会構造や女性の生き方が大きく変化し、グローバル化も進展するなか、高度な教養の修得のみではなく、資格取得など卒業後の職業選択につながる学びを可能にし、また国際化にも対応すべく新学部・新学科の開設を進めてきた。すなわち、平成13(2001)年には、心理学科、人間教育学科（現・総合子ども学科）、行動社会学科（現・文化社会学科）及び人間環境学科（現・生活環境学科）で構成する人間科学部を設置、また文学部には国際教養学のさきがけとなる多文化共生学科（現・多文化コミュニケーション学科）を新設した。続いて平成18(2006)年には、文学部に「制作」や「実践」を通じて多様なメディアや表現を学ぶメディア表現学科、人間科学部には、幼稚園教諭、小学校教諭や保育士養成を目指す総合子ども学科を新設した。

さらに平成19(2007)年には、地域社会や国際社会において活躍できる看護師、保健師、助産師等の養成を目指す看護学科、理学療法士の養成を目指す理学療法学科から構成される看護リハビリテーション学部を開設した。

また、保育士養成の実習場や卒業後の就職先の確保、保育学の研究の場等を目的として、平成21(2009)年に、本学の出資により社会福祉法人「甲南愛育会」を設立し甲南保育園を開設した。さらに同年には、世界や社会で活躍できる女性の育成を具現化するものとして、対外協力センターを開設、国際交流や社会貢献の拠点として留学の活性化を業務とするとともに、各学科との連携による国内外でのボランティア事業や地域貢献活動を展開している。

以上が本学のおおよその歩みである。開学時には1学部(2学科)の規模であった本学は、開学以来約50年間を経た現在、大学院2研究科(4専攻)、3学部(10学科)の構成となり、全入学定員915人、全収容定員3,579人、全学生数4,108人を擁する総合女子大学へと発展している。

本学の主たる個性・特色は、第一に、以上の歩みにも記述したとおり、甲南高等女学校の創設以来約100年近くにわたり、高い理想を掲げつつこれを実践して女子教育の実績を積み上げてきた点にある。本学はこれまで、建学の精神や教育理念の実践により、品格ある高い教養を備えた女性を多数社会に送り出してきた。そしてその継続のうちによき伝統が形成され継承されてきて、現在の社会的評価にもつながっていると確信している。

第二に、阪神間、特に神戸を代表する女子教育の拠点としての社会的役割をになってきた点が挙げられる。甲南高等女学校創設の経緯にもふれたように、本学の立地や教育理念は、芦屋や西宮といった阪神間の近代モダニズム文化、また多様な異文化が共生共存している神戸という開放的でリベラルな都市文化を背景としている。かつ本学の教育は、この地域に根づいている堅実な家庭教育ともタイアップしてきた。

第三に、少人数教育を掲げ、学生一人一人に向き合うきめこまかな教育を実践してきた点が挙げられる。「全人教育」「個性尊重」「自学創造」を教育方針とする本学では、早くから少人数教育の効果を重視し、これを実践してきた。現在でも各種授業で受講者数に配慮するのはもちろん、日常的なクラスやゼミでの活動、またコモンルームやオフィスアワー、アドバイザー(指導)教員制度での交流等を中心に、教員は学生個々の特徴を把握しながら、学習面や生活面の指導をきめこまかに行っている。これが教員と学生との交流の濃さやつながりの深さを生み出し、また学生を刺激してその主体性を育てる相乗効果も生んでいる。

第四に、社会貢献及び国際化に力を入れているという点が挙げられる。教育理念に従って、長年品格ある高い教養を備えた女性を育成し、社会に送り出してきたこと自体がすでに本学の最大の社会貢献であると心得ているが、またこの伝統を生かし、特に近年は「対外協力センター」を拠点とする活動を中心に、ボランティア活動をはじめとする社会貢献の実績を積んできている(基準Aで詳しく記述)。前述した平成13(2001)年以降の学部・学科の新設も、社会貢献や国際化への志向を強く含んだものであったといえる。しかし、新しく開設した学部・学科においても、豊かな人間性を育むための教育は必須のものであり、人間形成のための教養教育重視の本学の伝統に変化はない。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年月	内容	年月	内容
1920(大正9)年	甲南高等女学校設立認可	1984(昭和59)年	短期大学部家政科栄養士養成課程設置認可 大学院文学研究科博士後期課程フランス文学専攻開設
1921(大正10)年	財団法人甲南学園甲南高等女学校設立認可		
1924(大正13)年	校訓制定。校章を象徴化	2001(平成13)年	文学部に多文化共生学科を開設、 学科名称変更(国文学科→日本語日本文学科、 英文学科→英語英米文学科、フランス文学科→フランス語フランス文学科) 人間科学部を開設(心理学科、人間教育学科、 行動社会学科、人間環境学科)
1926(大正15)年	同窓会を組織。会誌を『清友』とする		
1927(昭和2)年	新学習法「自学創造教育」設置。校歌制定		
1929(昭和4)年	校旗制定		
1942(昭和17)年	旧制専攻科設置発足		
1955(昭和30)年	甲南女子短期大学開学。家政科を設置	2002(平成14)年	短期大学部を廃止
1964(昭和39)年	現所在地に甲南女子大学開学。文学部 国文学科・英文学科開設	2003(平成15)年	大学院名称変更(文学研究科→人文科学総合研究科、 国文学専攻→日本文学専攻)
1974(昭和49)年	短期大学を短期大学部に改称、短期大学部に英語科を開設	2005(平成17)年	大学院人文科学総合研究科を3専攻9コースに改組再編。 言語・文学専攻、心理・教育学専攻、 社会・文化環境学専攻(各博士前期・後期課程)を設置
1975(昭和50)年	大学院文学研究科修士課程国文学専攻・ 英文学専攻開設 文学部に人間関係学科を開設(心理学専攻、 教育学専攻、社会学専攻)		
1977(昭和52)年	大学院文学研究科博士後期課程国文学専攻・ 英文学専攻開設	2006(平成18)年	文学部にメディア表現学科、人間科学部に 総合子ども学科を開設
1978(昭和53)年	文学部にフランス文学科を開設	2007(平成19)年	看護リハビリテーション学部を開設(看護学科、 理学療法学科) 看護師・保健師・助産師養成課程、 理学療法士養成課程開設
1979(昭和54)年	大学院文学研究科修士課程社会学専攻・ 教育学専攻開設		
1980(昭和55)年	大学院文学研究科修士課程心理学専攻開設	2008(平成20)年	学科名称変更(日本語日本文学科→日本語 日本文化学科、多文化共生学科→多文化 コミュニケーション学科、行動社会学科→ 文化社会学科、人間環境学科→生活環境学科)
1981(昭和56)年	大学院文学研究科博士後期課程社会学専攻、 教育学専攻開設		
1982(昭和57)年	大学院文学研究科博士後期課程心理学専攻、 修士課程フランス文学専攻開設	2012(平成24)年	大学院看護学研究科を開設(修士課程看護学専攻) 学科名称変更(英語英米文学科→英語文化 学科)

2. 本学の現況

- ・大学名 甲南女子大学
- ・所在地 兵庫県神戸市東灘区森北町6丁目2番23号
- ・学部構成

学部	学科	大学院研究科	専攻
文学部	日本語日本文化学科	人文科学総合研究科 博士前期課程	言語・文学専攻
	英語文化学科		心理・教育学専攻
	多文化コミュニケーション学科		社会・文化環境学専攻
	メディア表現学科	人文科学総合研究科 博士後期課程	言語・文学専攻
心理学科	心理・教育学専攻		
人間科学部	総合子ども学科	看護学研究科 修士課程	社会・文化環境学専攻
	文化社会学科		看護学専攻
	生活環境学科		
看護リハビリテーション学部	看護学科		
	理学療法学科		

甲南女子大学

・学生数

(単位：人)

学部・研究科	学科・専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				1年	2年	3年	4年	計
文学部	日本語日本文化学科	80	320	91	101	101	100	393
	英語文化学科	120	480	129	122	146	134	531
	(英語英米文学科)	—	—	—	—	—	12	12
	多文化コミュニケーション学科	70	280	89	89	93	100	371
	メディア表現学科	70	250	82	72	76	62	292
	学部計	340	1,330	391	384	416	408	1,599
人間科学部	心理学科	90	360	88	106	109	113	416
	総合子ども学科	120	480	135	129	143	133	540
	文化社会学科	80	320	110	92	111	98	411
	生活環境学科	80	320	100	106	97	103	406
	学部計	370	1,480	433	433	460	447	1,773
看護リハビリテーション学部	看護学科	100	365	100	106	106	98	410
	理学療法学科	60	240	64	76	71	81	292
	学部計	160	605	164	182	177	179	702
甲南女子大学合計		870	3,415	988	999	1,053	1,034	4,074
人文科学 総合研究科 博士前期課程	言語・文学専攻	9	18	0	3	—	—	3
	心理・教育学専攻	13	26	5	11	—	—	16
	社会・文化環境学専攻	9	18	0	0	—	—	0
	課程計	31	62	5	14	—	—	19
人文科学 総合研究科 博士後期課程	言語・文学専攻	3	9	0	0	0	—	0
	心理・教育学専攻	3	9	0	1	4	—	5
	社会・文化環境学専攻	3	9	0	0	0	—	0
	課程計	9	27	0	1	4	—	5
看護学研究科 修士課程	看護学専攻	5	10	3	7	—	—	10
甲南女子大学大学院合計		45	99	8	22	4	—	34

・教員数

(単位：人)

学部	学科	専任教員					助手	兼任教員	
		教授	准教授	講師	助教	計			
文学部	日本語日本文化学科	6	2	6	0	14	0		
	英語文化学科	4	2	5	0	11	0		
	多文化コミュニケーション学科	6	3	1	0	10	0		
	メディア表現学科	3	2	5	0	10	0		
	学部計	19	9	17	0	45	0		
人間科学部	心理学科	6	4	2	0	12	0		
	総合子ども学科	10	7	1	2	20	0		
	文化社会学科	5	3	2	0	10	0		
	生活環境学科	6	4	1	0	11	0		
	学部計	27	18	6	2	53	0		
看護リハビリテーション学部	看護学科	11	8	14	5	38	4		
	理学療法学科	8	4	5	3	20	0		
	学部計	19	12	19	8	58	4		
甲南女子大学合計		65	39	42	10	156	4		244

・職員数

(単位：人)

専任	期限付	臨時・アルバイト	契約	請負	委託	合計
79	5	43	5	3	16	151

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、本学の使命・目的を、建学の精神、教育方針、校訓を含む「教育理念」によって示している。第Ⅰ章でも述べたが、甲南高等女学校開校の4年後に教育方針、「全人教育」「個性尊重」「自学創造」及び校訓、「清く 正しく 優しく 強く」を制定し、これらを基に昭和33(1958)年に建学の精神「まことの人間をつくる」を制定した。(図表1-1-1)

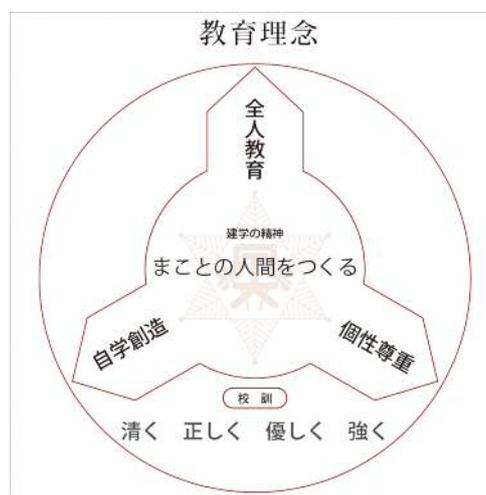
教育方針は、学生が人との調和を重んじ、確かな知性と教養に裏付けされた品格を身につけ、自己の感性を尊重し、その才能を伸ばし、自分で未来を拓く力を獲得することを目指している。また、世界や時代の流れに常に関心を持ち、優れた個性を活かし、リーダーとしての能力を開発することも期待している。

また、建学の精神や校訓等は、人としての正しいあり方を育む人格教育の理念を示し、社会に役立つ女性の育成を目指すことを表現している。

以上のとおり、本学の教育理念は、建学の精神、教育方針、校訓として具体的に明文化されている。そしてこの教育理念を文章化して、「甲南女子大学学則」(以下「大学学則」という。)第1条に、「本学は、個性尊重・全人教育の伝統を基調として広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、誠実にして品位ある人格を養うとともに、教養高き女性を育成し国家社会の進運に寄与することを目的とする。」と定めている。【資料1-1-1(学生要覧 平成27年度)】【資料1-1-2(2015年度 学生手帳)】【資料1-1-3(甲南女子大学学則)】

そしてこの第1条を踏まえ、「大学学則」第2条の2では、各学部における人材育成に関する目的(以下「育成目的」という。)及び学生に修得させるべき能力等の教育目標(以下「教育目標」という。)について、次のとおり定めている。

図表1-1-1 「教育理念図」



【文学部】

[育成目的]

人間が作り上げ育ててきた文化・言語及び文学・芸術に対する深い関心と幅広い教養を身につけ、さらに日本語・外国語の運用力を習得し、円滑な人間関係を形成するコミュニケーション能力と各自の個性の発現である自己表現力を持つ人材を育成する。

[教育目標]

- ・日本及び外国の文化・芸術・社会に対する知識を涵養することができる。
- ・日本語及び外国語を高度に習得することができる。
- ・多文化社会を理解し、異文化間コミュニケーション能力を身につけることができる。
- ・ボランティア等の地域貢献及び社会貢献活動を理解することができる。
- ・制作及び実践を通じて多様な表現及びメディアを理解することができる。

【人間科学部】

[育成目的]

現代社会に生きる人間を理解し、よりよく生きるために、人間とその環境の多様性・複雑性を科学的・総合的に探求し、社会に生きる人間に関わる現実的な諸課題・諸問題に実践的に関わり、解決していく人材を育成する。

[教育目標]

- ・幅広い教養と専門的知識とともに豊かな人間性を身につけることができる。
- ・人間とその環境に関わる多様な学問分野における情報や概念を活用し、多様な観点から情報をあつめ、論理的に分析する能力を身につけることができる。
- ・断片的な情報を知識として組織化するとともに、知識を把握する方法を理解し、個別的な課題や問題にそれらを応用する能力を身につけることができる。
- ・個別的で多様な人間の生き方を理解し、それらを尊重したコミュニケーションができる能力を身につけることができる。

【看護リハビリテーション学部】

[育成目的]

豊かな人間性を培い、高いヒューマンケアの視点で看護及びリハビリテーション領域の専門職者としての実践力を備え、医療及び保健福祉の分野で看護学科は看護師、保健師、助産師及び養護教諭として、理学療法学科は理学療法士として、地域社会及び国際社会において活躍できる人材を育成する。

[教育目標]

- ・幅広い教養、倫理的態度、コミュニケーション力及び豊かな人間性を身につけることができる。
- ・科学的な専門知識及び技術に基づき判断・実践し、問題を解決することができる。
- ・医療、保健、福祉、教育等の分野の人々と連携・協同し、自らの役割を果たすことができる。
- ・自学創造の学習態度、生涯学習の姿勢を持ち自己の専門領域を学術的に探求することができる。
- ・専門職者として国際化・情報化へ対応することができる。

大学院についても、教育理念を文章化して、「甲南女子大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条において「甲南女子大学の教育精神に則り、専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。そして「大学院学則」第5条及び第5条の2において、研究科及び専攻の目的等を次のとおり明文化、文章化している。【資料1-1-4（甲南女子大学大学院学則）】

【大学院人文科学総合研究科】

人文科学総合研究科は、言語学・文学、心理学・教育学、社会学・地域文化研究・人間環境学を基礎に、相互に連携を図り、それぞれの特定領域において優秀かつ学際性を備えた研究者の養成、高度の専門職業人及び高度の教養人の養成を目的とする。

人文科学総合研究科の専攻別の教育研究上の目的及び方針は、次のとおりとする。

[言語・文学専攻]

主として日本・イギリス・アメリカの言語・文学・文化に関する研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。

[心理・教育学専攻]

心理学・教育学・哲学を中心とする研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。

[社会・文化環境学専攻]

社会学及びその隣接領域・地域文化・生活環境に関する研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。

【大学院看護学研究科】

看護学研究科は、生命の尊厳や人権の尊重について深く理解し、地域住民の生活の質を探究する豊かな人間性と高邁な倫理観を兼ね備えた質の高い、自立（自律）した教育・研究者ならびに高度な看護実践職者を養成し、社会における保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。

看護学専攻の教育研究上の目的及び方針は、次のとおりとする。

[看護学専攻]

看護実践学、女性健康看護学、がん看護学、老年看護学及び地域看護学を中心とする研究並びにそれに関連する教育科目から教育課程を構成し、各分野の専門性を尊重するとともに分野間の相互連携にも留意しつつ幅広い柔軟な視点から教授・研究を行う。

以上のとおり、本学では使命・目的及び教育目的について、具体的に明文化し、かつ簡潔に文章化している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

中央教育審議会において、大学に個性や特色の明確化を求める、いわゆる機能別分化が答申されて久しく（平成17(2005)年1月「我が国の高等教育の将来像」）、本学の教育機

関としての存在意義や個性・特色等が、ますます問われる時代に突入していることは、明らかな事実である。今後は、使命・目的及び教育目的の具体的な明文化の域を超えて、どのような教育を行うのか、どのような人材を育て社会に貢献するのか等、各ステークホルダーに対する発信力をさらに強化し、公教育機関として本学の社会的使命・説明責任を果たしていく必要がある。そのためには、引き続き使命・目的及び教育目的について、現在の明確性・簡潔性を保持・継続しつつも、大学を取り巻く社会環境の変化を敏感に感じ取り柔軟に対応し、発展的な視野に立って検証・評価を行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の主たる個性・特色は、第I章に述べたとおり、甲南高等女学校の創立以来約100年近くにわたり、品格ある高い教養を備えた女性の育成という高い理想を掲げつつこれを実践して女子教育の実績を積み上げてきた点、阪神間、特に神戸を代表する女子教育の拠点としての社会的役割をになってきた点、少人数教育を掲げ、学生一人一人に向き合うきめこまかな教育を実践してきた点、さらに社会貢献及び国際化に力を入れている点にある。これらの個性・特色は、前述の建学の精神、教育方針、校訓に反映され、明示されている。すなわち、建学の精神は「まことの人間をつくる」であり、教育方針は「全人教育」「個性尊重」「自学創造」であり、校訓は「清く 正しく 優しく 強く」であり、いずれも本学の教育の個性・特色をうたっている。加えて、これも前述した「大学学則」第1条も、品格ある高い教養を備えた女性の育成を目的とすると述べ、本学の個性・特色を反映し明示している。

法令への適合については、以下のとおりである。

本学は、教育基本法第7条に掲げる、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」、そして学校教育法第83条に掲げる、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」の条文に基づき、「大学学則」第1条に「個性尊重・全人教育の伝統を基調として広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、誠実にして品位ある人格を養うとともに、教養高き女性を育成し国家社会の進運に寄与することを目的とする。」、「大学院学則」第1条にも、「甲南女子大学の教育精神に則り、専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定している。

また、大学設置基準第2条（教育研究上の目的）で掲げる、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に則り、「大学学則」第2条の2及び「大学院学則」第4条、第4条の2、第5条、第5条の2において人材育成、教育目標等を方向付けることにより、各法令への適合を担保している。さらには、私立学校法第1条（この法律の目的）「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」こと、つまり公教育を行う学校としての法趣旨を踏まえていることは言うまでもない。【資料1-2-1（甲南女子大学学則）】 【資料1-2-2（甲南女子大学大学院学則）】

変化への対応については、以下のとおりである。

大学の使命・目的等は、常に時代の変化・要請に応える義務があり、建学の精神を基盤としながらも、その内容に関しては、時代の変化等に対応して見直す柔軟性を保有する必要がある。また、それらを広報する体制を整備し、表現媒体や掲載方法等についても経常的に見直し、学内外への周知を効果的に図ることが重要である。

本学では、時代が大きく変化していく中で、教育理念及び教育目的に現代的解釈を与えるべく、平成19(2007)年に可能な限り平易な表現で、理解しやすく簡潔な文章を用い、教育方針を「大学の使命」として、校訓を「学生がめざす姿」として新たに定め、社会または本学を取り巻く全ステークホルダーへのメッセージとした。

「大学の使命」はすでに第Ⅰ章に提示したところで、ここでは教育方針との関係において解説的に再掲する。すなわち、教育方針の「全人教育」を「大学の使命」では社会人基礎力の育成を目的として人間としての教養と常識を基礎とし、専門知識を積み上げる教育とした。同様に「個性尊重」を、他人に尽くす思いやりの心を育むために自己の個性を磨く教育、「自学創造」を、主体性、創造性、実践的な知識、技能、判断力、そして学術的探究心を高めるために自分で学び考えるための教育と読み替えた。そしてこれらを実践することによって、「品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性の育成」の実現を図るとした。

ここに「大学の使命」で掲げる品格とは、「自分自身に、そして他者に対しても誠実であり、正しいことを貫く意志を持つ」ことであり、これは、建学の精神「まことの人間をつくる」を根本とする理念の一つである。どのような時代であっても正しい判断ができ、健全な価値観を持って、明日をしっかり歩むことができる力の育成を目指している。「国際性」とは、多文化が共生するこの現代世界においてお互いを理解し、尊重し合いながら協働で社会を築いていく「人間力」のことであり、グローバルな視点を持って、社会に貢献できる人材の育成を目指している。さらに「社会貢献」とは、学生自身がそれぞれ目的を持ち、役割を見出し、そして本学で学び得た知識や能力を社会に役立てることである。いかなる時代においても、社会に積極的に参加し活躍できる自立した高い志を持つことが未来を築く力になるとの思想のもとに、広い視野から未来を見据え、社会に貢献できる女性の育成を目指している。

一方、「学生がめざす姿」については、校訓で掲げる「清く」を「自分自身に誠実であり、他者に対しても誠実なコミュニケーションができる」と、「正しく」を「マナーを身につけ、正しいことを貫く意志を持ち、しなやかに対応することができる」と、「優しく」

を「広い視野を持ち、自分と異なるものを理解・受容し、他のために努力することができる」と、「強く」を「失敗を恐れず、チャレンジする勇気とパワーを発揮することができる」とそれぞれ簡潔な文で説明し、学生自身の目指す将来像をわかりやすく提示している。

これらの文章化により、各ステークホルダーにとっても、本学の教育理念及び教育目的が、より一層理解しやすくなっている。【資料1-2-3（学生要覧 平成27年度）】【資料1-2-4（2015年度 学生手帳）】

また、平成24(2012)年度から3年間に及んだ第2次全学中期計画(P.87で詳しく記述)も、変化への対応の要素を含んでいた。すなわち、本計画は大学の使命の達成を「究極の目標」に掲げ、戦略目標「品格の向上」を立て、それには「学園の歴史・教育理念教育の実施」や「挨拶・マナーの徹底実践」を課題として掲げた。同様に戦略目標「グローバル化への対応力強化」には「国際化の推進」を、戦略目標「社会貢献力の強化」には「社会貢献活動女子大No.1への挑戦」を、また戦略目標「大学ブランドの確立」には本学の個性・特色を強化する「独自ブランド戦略構築」を課題として掲げ、各々実質化を図るように努めた。これらの戦略目標や課題の達成は、社会情勢の変化に対応して本学の使命・目的及び教育目的を具体的・実質的に現代化する志向が含まれていた。【資料1-2-5（第2次全学中期計画関係資料）】

なお、以上に述べた教育理念、学部及び学科並びに研究科及び専攻の目的、「大学の使命」及び「学生がめざす姿」については、大学WEBサイト、大学案内(Campus Guide)、学生手帳、入学式次第等において具体的に明文・明確化している。【資料1-2-6（学生要覧 平成27年度）】【資料1-2-7（2015年度 学生手帳）】【資料1-2-8（甲南女子大学WEBサイト「教育理念・建学の理念」）】【資料1-2-9（甲南女子大学CampusGuide 2016）】【資料1-2-10（2015(平成27)年度 入学宣誓式 式次第）】

以上のとおり、本学では、社会情勢の変化に対応し、使命・目的及び教育目的に現代的表現を与えてわかりやすく提示し、かつその実質化を図ってきた。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的及び教育目的に個性・特色を反映させ明示し、また学校教育法の趣旨に沿って、適切な目的を掲げている。これらの見直し等についても、今後も引き続き、常にその時代の社会情勢の変化、要請等を敏感に感じ取り応えていくために、教育理念や教育目的がその時点において、または中長期的な視野において適切かどうか、経常的に検証・評価を繰り返し、確認を行っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成19(2007)年度に、大学教育等の活性化を目的に、日常業務の経験を踏まえ各事項の検証と提言を行う「大学教育活性化プロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトは、大学全体の教学経営の活性化を図ることにより、全学挙げて全体最適化を目指し、教職員全員が諸情報の共有を行っていくことを目標としたものである。

大学教育活性化プロジェクトでは、活性化を目指す項目を、①教育理念プロジェクト、②ブランディングプロジェクト、③学生募集戦略プロジェクト、④カリキュラムプロジェクト、⑤社会化・社会貢献プロジェクト、⑥学生サポートプロジェクト、⑦就職・キャリアプロジェクトの7つに分類し、それぞれのプロジェクトリーダーに専門の教職員を配置し、教職員4~5人で構成された各個別プロジェクトを中心に、約1年の時間を費やし検討を行った。

その中でも、特に「教育理念プロジェクト」では、次に掲げる事項を前提として、教育理念等の再検討を行った。

- ・建学の精神に立脚し、人間教育を重視する本学の教育理念を、今日に通じる言葉で表現する。
- ・教育力を中心に、社会への貢献、研究の奨励を三本柱とし、本学として大切に考える方を表現する。
- ・育てる目標としての学生像を、明確に表現する。

【資料1-3-1（大学教育活性化プロジェクト関係資料）】

この検討・提言を最終報告書としてまとめ、平成20(2008)年3月に「大学活性化にむけてー甲南女子大学中期ビジョン」を策定・発表した。

この中期ビジョンでは、「大学倒産時代に勝ち残るために」をスローガンに、複数の課題を提示し、その中の課題「建学の精神、教育の理念が浸透しているか」に基づき、教育理念の強化と理解を図った。この中期ビジョンについては、平成20(2008)年度からの第1次中期計画（3年間）に、理事会、評議員会、学内理事会、大学評議会、合同教授会等において、理事、教職員の理解と支持を図りながら、組み込みを行った。【資料1-3-2（甲南女子大学中期ビジョン関係資料）】 【資料1-3-3（第1次中期計画関係資料）】

使命・目的及び教育目的の策定等については、役員、教職員が経常的に関与・参画しているが、特に大学教育活性化プロジェクトでは、大学のあらゆる項目について点検評価を行い、中期ビジョンとしてまとめ公表したことや、それまでの大学評価委員会を中心とした、ある意味トップダウン的方向とは違い、教職員が教育研究や管理運営まで、それぞれの現場からのボトムアップの方向で自己点検・評価を行う手法を採用したことや、中期ビジョンから第1次中期計画の全学的計画に連動させ、実質化を図ったことは、非常に画期的なことであった。「大学の使命」や「学生のめざす姿」は、前述の活性化を目指す項目、「教育理念の検討」における一連の手続きを経て、決定・公表したものである。また、学部・学科、大学院研究科の教育目的等についても、大学評議会、合同教授会、各学部教授会、研究科委員会での承認を経て、「大学学則」または「大学院学則」において掲載している。【資料1-3-4（甲南女子大学学則）】 【資料1-3-5（甲南女子大学大学院学則）】 【資料1-3-6（各会議議事録）】

次に、使命・目的及び教育目的の学内への周知についてであるが、在学生・教職員に向けては、学生要覧、学生手帳、大学WEBサイト等に掲載し、周知に努めている。新入学生に向けては、入学式で配布する「入学式次第」に使命・目的について記載し、学長及び理事長が、式辞の中でも一部説明を行っている。入学式後のオリエンテーションでは、学生手帳を使い、時間を設けて理念・使命等について説明を行っている。

また、帰属意識の醸成、大学の方向性の確認等を目的に、新任者教員研修及び新任者職員研修の場で、理念や目的、歴史等についても説明を行っている。【資料1-3-7（甲南女子大学WEBサイト「教育理念・建学の理念」）】【資料1-3-8（2015(平成27)年度 入学宣誓式 式次第）】【資料1-3-9（2015年度 学生手帳）】【資料1-3-10（研修関係資料）】

在学生に対しては、新年度初期に新入学生を主対象に、授業等で次のとおり実施している。正課の授業では、「大学探検」（2単位－3コマ分）において、本学の理念や目的、大学の歴史等についての講義を行っている。この授業の特徴は、新入生が大学や大学生活を多様な面から体験し、大学とはどういう場所か、大学で何ができるのかを知り、学生が能動的に自分の受講内容をデザインするものである。特に初回の授業では、学長自らが教壇に立ち、理念や目的の説明を行っている。

その他、看護学科の新入学生オリエンテーション、就職課主催の3年生対象の就職活動のための講座「ビジネスウーマン塾」の場でも、理念や目的、歴史等の説明を行っている。

【資料1-3-11（2015年度 CampusSquareの操作方法・大学探検）】【資料1-3-12（ビジネスウーマン塾シラバス）】

さらに、平成27(2015)年4月に、本学の歴史、教育理念教育を実施することを目的に、「甲南女子大学読本」を作成した。配布対象は、新入学生、本学教職員とし、学生への理念教育のみならず教職員においてもこれらの内容を共有することにより、本学の歴史、教育理念を念頭に置いた教育サービスの充実を図ることを目的としている。【資料1-3-13(甲南女子大学読本)】

学外への周知は、受験生・保護者に向けては、「大学案内(Campus Guide)」、全方向のステークホルダーへは、大学WEBサイトを主体に掲載しており、平成26(2014)年度からは、本学の理念等の考えをイメージ等で伝えるWEBコンテンツ「Letters 拝啓、未来へ。」を公開する等、各方面への周知を図っている。【資料1-3-14（甲南女子大学CampusGuide 2016）】【資料1-3-15（甲南女子大学WEBサイト「歩み・歴史」）】【資料1-3-16（甲南女子大学WEBサイト「Letters 拝啓、未来へ。」）】

また、西日本エリアを中心に、平成22(2010)年から5年連続で、有力全国新聞3紙から5紙の朝刊での全面的カラー広告を掲出しており、建学の精神、校訓、大学の使命等の広報に努めている。【資料1-3-17（新聞広告資料）】

その他、公開講座等の機会においても、講座講師による本学の使命・目的についての説明を講義前に行う等、理解を広める努力を続けている。

次に、使命・目的及び教育目的の中長期的な計画への反映についてであるが、本学では、平成21(2009)年度から開始した第1次中期計画（3か年）の「教育理念」の項目において、建学の精神、教育方針を踏まえた大学の使命・目的の学内外関係者への周知徹底を課題として挙げている。中期計画の策定でまず問われるのは、「どのような大学を目指すのか」である。第1次中期計画の前文では、「本学には確固たる「建学の理念」があり、目指す大

学像は不変である。すなわち「まことの人間をつくる」の「建学の精神」であり、「全人教育」「個性尊重」「自学創造」の3つからなる教育方針であり、「清く 正しく 優しく 強く」の校訓である。」と述べており、本学の目指すべき根本的な姿勢を掲げている。

この第1次中期計画を引き継ぎ、平成24(2012)年度から開始した第2次全学中期計画(3か年)では、P.11に記述のとおり、大学の使命の達成を「究極の目標」として掲げており、その達成のための「戦略目標」及び「取組む課題」を設定した。「大学の使命」に掲げる「品格」教育の達成については、その実質化のために「学園の歴史・教育理念教育の実施」「挨拶・マナーの徹底実践」を取組む課題として掲げ反映させた。「国際化」については「国際化の推進」を取組む課題として提示、「社会貢献」の実現については「社会貢献活動女子大No.1への挑戦」を提示し、中期計画にそれぞれを反映させた。また、これらについては、学士力の向上が不可欠とし、戦略上の目標として設定した。その他、これら品格、国際性及び社会貢献を本学の特色として構築するため、戦略目標「甲南女子ブランドの向上」を設定し、その中に「独自ブランド戦略構築」を取組む課題として掲げ、中期計画に反映してきた。

現在では、使命・目的、教育目的等の実現をさらに加速させるため、平成27(2015)年度から、第3次全学中期計画(P.88で詳しく記述)を開始している。【資料1-3-18(第1次中期計画関係資料)】【資料1-3-19(第2次全学中期計画関係資料)】【資料1-3-20(第3次全学中期計画関係資料)】【資料1-3-21(甲南女子大学WEBサイト「第3次全学中期計画」)】

次に、本学では、平成24(2012)年度に、「ディプロマポリシー(学位授与の方針)」「カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)」「アドミッションポリシー(甲南女子大学が求める学生)」(以下「アドミッションポリシー」という。)を策定している。

この3つのポリシーを策定する際には、全学FD(Faculty Development)会議(現・全学FD委員会)や学科FD代表会議(現・学科FD部会)において、次の内容に重点を置くことを決定し、各学部・学科で策定作業を行った。

- ・学部・各学科において、それぞれ3つのポリシーを策定する。
- ・ディプロマポリシーを中心にして、カリキュラムポリシーとアドミッションポリシーを策定する。
- ・3つのポリシーは、既に策定されている大学・学部・学科の人材育成に関する目的や教育目標を達成するための方法・手段であるため、それらを参照して、3つのポリシーを策定する。
- ・ディプロマポリシーとは、学部の人材育成に関する目的や教育目標を、より具体的にしたものであり、「養成しようとする人材像」「大学が保証する最低限の資質」のことである。
- ・アドミッションポリシーとは、大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか等の考え方をまとめたものであり、さらには、受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考とする。

- ・カリキュラムポリシーとは、「教育課程編成・実施の方針」のことである。アドミッションポリシーとディプロマポリシーを結び付け、大学での学修を成立させるものがカリキュラムであり、その基本的な方針をまとめたものである。

全学FD会議（現・全学FD委員会）においては、上記を基礎に策定された3つのポリシーが、学部・学科の教育目的等と相互に照合することを確認した。学部・学科の教育目的等は、大学の使命・目的を反映しており、また、各ポリシーを設定する過程において、教育目的等を再認識することになり、教育目的等と各ポリシーの関連がより深まったとすることができる。【資料1-3-22（甲南女子大学WEBサイト「アドミッションポリシー」）】【資料1-3-23（甲南女子大学WEBサイト「カリキュラムポリシー」）】【資料1-3-24（甲南女子大学WEBサイト「ディプロマポリシー」）】

全学共通教育カリキュラムについても、平成26(2014)年度に「共通教育カリキュラムポリシー」を定め、教育方針に基づき、基礎、教養、総合、言語・情報、健康・スポーツ、単位認定・互換協定の各科目群にポリシーを設定している。【資料1-3-25（共通教育カリキュラムポリシー）】

以上のとおり、本学では、中長期的な計画及び3つのポリシー等への使命・目的及び教育目的の反映がなされている。

次に、建学の精神、教育方針、大学の使命等で掲げる教育理念については、教育研究組織である3学部構成と整合している。すなわち、3学部それぞれの専攻の特徴を生かしながら、次の人材教育目的を掲げている。

【文学部】

人間が作り上げ育ててきた文化・言語及び文学・芸術に対する深い関心と幅広い教養を身につけ、さらに日本語・外国語の運用力を習得し、円滑な人間関係を形成するコミュニケーション能力と各自の個性の発現である自己表現力を持つ人材を育成する。

【人間科学部】

現代社会に生きる人間を理解し、よりよく生きるために、人間とその環境の多様性・複雑性を科学的・総合的に探求し、社会に生きる人間に関わる現実的な諸課題・諸問題に実践的に関わり、解決していく人材を育成する。

【看護リハビリテーション学部】

豊かな人間性を培い、高いヒューマンケアの視点で看護及びリハビリテーション領域の専門職者としての実践力を備え、医療及び保健福祉の分野で看護学科は看護師、保健師、助産師及び養護教諭として、理学療法学科は理学療法士として、地域社会及び国際社会において活躍できる人材を育成する。

さらに、「大学の使命」で掲げる「品格」「国際性」「社会貢献」については、同じく各学部の人材育成目的にも連動し、各学部の教育目標に具体的には次のとおり反映されている。

「品格」については、次のとおり反映されている。

- ・幅広い教養と専門的知識とともに豊かな人間性を身につけることができる。（人間科学部）

- ・幅広い教養、倫理的態度、コミュニケーション力及び豊かな人間性を身につけることができる。(看護リハビリテーション学部)

「国際性」については、次のとおり反映されている。

- ・日本及び外国の文化・芸術・社会に対する知識を涵養することができる。(文学部)
- ・日本語及び外国語を高度に習得することができる。(文学部)
- ・多文化社会を理解し、異文化間コミュニケーション能力を身につけることができる。(文学部)
- ・個別的で多様な人間の生き方を理解し、それらを尊重したコミュニケーションができる能力を身につけることができる。(人間科学部)
- ・専門職者として国際化・情報化へ対応することができる。(看護リハビリテーション学部)

「社会貢献」については、次のとおり反映されている。

- ・ボランティア等の地域貢献及び社会貢献活動を理解することができる。(文学部)
- ・医療、保健、福祉、教育等の分野の人々と連携・協同し、自らの役割を果たすことができる。(看護リハビリテーション学部)

また、これら使命・目的の実現に向けて、平成21(2009)年に「共創のパートナーシップ—大学と地域が相互に学びあい、よりよい社会を創造する」をコンセプトに、国際交流室及び社会貢献室から構成される対外協力センターを開設している。対外協力センターは、地域社会や国際社会との連携・協力により、社会貢献活動を通じて大学の社会的責任を果たすとともに、これらの活動によって学生の社会意識を培う教育的機能を併せ持っている。

【資料1-3-26(甲南女子大学WEBサイト「対外協力センター」)】

以上のとおり、本学では使命・目的及び教育目的について有効に定めており、これらの目的等を達成するために必要な2研究科・4専攻、3学部・10学科及び事務組織を整備している。【資料1-3-27(甲南女子大学学則)】 【資料1-3-28(甲南女子大学大学院学則)】 【資料1-3-29(甲南女子学園事務組織規程)】

(3) 1-3の改善・向上方策(将来計画)

学外への周知については、各方法等を通じて、大学の使命等を含めた教育理念を各ステークホルダーに発信する等、必要な取組みができています。ただし、教職員については、この学園・大学の成り立ちや建学の精神の理念がどのように制定されてきたか、経緯や意義を十分に知り得ていない場合があります。理念・使命等は、教職員がその職務遂行において準拠する枠組みであり、その歴史も含めて教職員が理解することは重要である。

これらを踏まえ、特に新任教職員に対する研修については、毎年継続的に実施しさらなる充実を図る。

[基準1の自己評価]

従前より本学では、建学の理念に基づき、校訓や教育方針等を定め、広く社会に表明を行ってきた。また、平成19(2007)年には時代のニーズに対応し、平易な表現を用いて「大学の使命」「学生がめざす姿」を策定した。さらには、人材養成に関する目的等の教育目

的を、学部や学科、研究科や専攻ごとに学則に規定し、「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」に反映させ、学内外への周知を行ってきた。また、本学の全学的中期計画にも十分に反映させてきた。

以上のおり、本学は、大学経営の基本軸となる大学の使命や目的及び学部等の教育目的を明確に適切に定め、大学全体に反映させるための学内体制を確立しており、基準1を満たしていると評価する。

基準2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者の受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のアドミッションポリシーは、建学の精神や教育理念を基盤として策定したものであり、受験生に求める能力や適性を明確に表現している。それらは、受験生が自らに適した大学を選択する際の参考となり、また、入学後の学生の成長や卒業後の品格のある社会人としての育成にとっても重要なものである。

本学のアドミッションポリシーは、「当該学科等の求める学生像」として学部・学科・大学院単位で、「大学案内(Campus Guide)」「大学院案内」「入試ガイド」「学生募集要項」「大学WEBサイト」等で明確に開示し、また、オープンキャンパス（年7回開催）や、入試相談会等においても周知するよう努めている。

オープンキャンパスでは、学部学科説明や学科ごとの模擬授業、イベント体験等を通じて各学部学科教育の内容や特色を説明し、希望者には個別に教員や職員との面談の中で説明・周知している。高等学校の教員向けには、発行物の発送だけでなく、教員対象説明会を年に数回実施し、入試の概要や入試結果等に加えて情報提供を行っている。

また、西日本の高校を中心に、450校程度の高校を教職員が直接訪問し、アドミッションポリシーや入試制度等の各種情報について提供するように努めている。

以上のとおり、本学では入学者受入れの方針の明確化と周知を十分に行っている。【資料2-1-1（甲南女子大学WEBサイト「アドミッションポリシー」）】 【資料2-1-2（甲南女子大学入試ガイド 2016）】 【資料2-1-3（平成27年度 学生募集要項）】 【資料2-1-4（OPEN CAMPUS GUIDE 2015）】 【資料2-1-5（学生募集説明会資料）】

次に、アドミッションポリシーに沿った学生受け入れ方法の工夫についてであるが、本学では入試制度として、「AO入試」「推薦入学選考」「指定校推薦入学選考」「附属校推薦入学選考」「ファミリー推薦入学選考」「スポーツ推薦入学選考」「一般入学選考」「大学入試センター試験利用入試」を用意している。その他に、帰国子女、外国人留学生、社会人を対象とした特別入試の制度も設けている。

本学では、アドミッションポリシーに沿って、上記の入試制度ごとに受入れ方針や選抜方法を明示し、各人の適性にあった入試制度で受験できる仕組みを整備している。【資料2-1-6（平成27年度 学生募集要項）】

AO入試制度は、アドミッションポリシーに照らし、本学及び志望学科の学生として適格か否かを多面的に検討して合否を判定する入学者選抜制度であり、学科ごとに評価のポイント等の選抜基準を整え明示している。そして調査書、自己推薦書、面接等に基づいて、

これまでの勉学・活動実績、志望動機、適性、抱負や意欲等について、総合的に評価している。

推薦入学選考制度では、学生の一定の学力を確保するために基礎能力テストを課し、それに高校在学中の評定平均値を数値化し加算した総合点で判定している。

指定校推薦入学選考制度は、各学科で設定した評定平均値に基づき学力試験は実施せず面接を課しており、本学で学ぶための目的や意欲、またコミュニケーション力等を評価している。

附属校推薦入学選考制度は、同法人の甲南女子高等学校生を対象としており、選考基準を明示し、これに従って厳正に実施している。

ファミリー推薦入学選考制度は、本法人の同窓生・在学生の親族を対象とし、学科により、筆記試験に加え面接を行い、志望理由（書類審査含む）も勘案して総合的に判定している。

スポーツ推薦入学選考制度では、実技、実績、面接結果を評価の対象としている。

帰国子女、留学生、社会人を対象とした特別入試制度は、学部によって異なる場合もあるが、筆記試験に加え、面接結果と志望理由（書類審査含む）を評価の対象としている。

一般入試制度や大学入試センター試験利用入試制度は、通常の学力試験による入試制度であり、入学後の学科での学びに必要な科目を試験科目としている。

大学院については、全体及び研究科ごとにアドミッションポリシーを学生募集要項に明示している。人文科学総合研究科では一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜を実施し、看護学研究科では一般選抜と社会人特別選抜を実施している。

また、上記の各種入試を実際に実施するにあたっては、入試部入試課を中心とする体制が整っている。上記の受入れ方針のもと、入試部が入試実施に関する必要な原案の作成を行い、各種関係会議で決定し、面接・試験監督等、全教職員が協力し実施している。

試験問題作成に関しても、責任者（入試問題担当学長補佐）を中心に関係学科・教員の協力のもと、ミス防止のため作問・校正に相当な時間・労力をかけ、試験問題の取り扱いについても厳重に行っている。具体的には、入試問題作成委員会を主体に、各科目の部会により厳正な環境下での作成に努めている。科目ごとに問題検討委員会を開催し、完成原稿提出後、2回の校正を経て問題が完成した後、入学試験実施までに再度検証し、さらに事後には第三者機関による検証も導入する等、入試ミス防止の体制を整備している。

採点や教授会における合否判定、結果通知等に関しても、厳正かつ適切に行っている。

なお、以上の試験のほか、文学部・人間科学部では編入学試験を実施している。

以上のとおり、本学ではアドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用している。

次に、入学定員に沿った適正な学生受入れ数の維持についてであるが、本学の入学定員・収容定員は、図表2-1-1に示すとおり定めている。

実際の入学者数については、平成27年度入試（平成26年度内入試実施）では、3学部10学科で適正な入学者数を確保することができている。また、過去4年平均の入学定員超過率についても教学管理を可能とする適正数であり、収容定員についても教学管理、進路指導管理を十分に行うことができる適正な学生数を維持している。【資料2-1-7（学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移）】

なお、平成27年度入試においては、ここ数年志願者数の伸長している文学部メディア表現学科及び看護リハビリテーション学部看護学科で各10人の入学定員増を行い、いずれの学科においても適正な入学定員を確保できている。特に看護学科では、高校生の志望度が右肩上がりでも強まってきていることが模擬試験の結果等によっても判明している。定員の変更（増加）によって、社会のニーズに対応できているものと評価している。

学部・学科ごとの入学者数確保については、毎年度、当該年度の在籍者数や良好な教育環境の確保を考慮しつつ、入試の進行に沿いながら入試部案を策定し、関係諸会議で審議し決定している。

図表2-1-1 「入学定員、入学定員超過率、収容定員、収容定員充足率等一覧」

学部	学 科	入学定員	平成 27 (2015)年度 入学者数	平成 27 (2015)年度 入学定員 超過率	4 年間 の平均 入学定員 超過率	収容定員	在籍 学生数	収容定員 充足率
文学部	日本語日本文化学科	80	91	1.13	1.20	320	393	1.23
	英語文化学科	120	129	1.07	1.13	480	543	1.13
	多文化コミュニケーション学科	70	89	1.27	1.31	280	371	1.33
	メディア表現学科	70	82	1.17	1.16	250	292	1.17
	学部計	340	391	1.15	1.19	1,330	1,599	1.20
人間科学部	心理学科	90	88	0.97	1.15	360	416	1.16
	総合子ども学科	120	135	1.12	1.12	480	540	1.13
	文化社会学科	80	110	1.37	1.29	320	411	1.28
	生活環境学科	80	100	1.25	1.26	320	406	1.27
	学部計	370	433	1.17	1.19	1,480	1,773	1.20
看護学部	看護学科	100	100	1.00	1.12	365	410	1.12
	理学療法学科	60	64	1.06	1.20	240	292	1.22
	学部計	160	164	1.02	1.15	605	702	1.16
甲南女子大学合計		870	988	1.13	1.18	3,415	4,074	1.19

※英語文化学科の在籍学生数は、英語英米文学科を含む。

以上のとおり、本学では全体として、入学定員、収容定員に沿った適正な在籍学生数の確保ができており、また各学部・各学科においてもバランスがとれた状況を実現している。

ただし、収容定員充足率が1.25以上の学科については、来年度の入学者数の管理を強化し、学科の定員超過状況を改善していくことを教学経営会議（P.70で詳しく記述）で検討を行い、既に改善方策の決定を行っている。【資料2-1-8（教学経営会議議事録）】

大学院研究科の受入れ状況については、人文科学総合研究科博士前期課程の収容定員充足率「30.6%」、博士後期課程の収容定員充足率「18.5%」、看護学研究科修士課程の収容定員充足率「100.0%」となっている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

各学科の教育的効果が最大限引き出される入学者数、在籍者数について、経常的な検証・評価が必要であり、特に収容定員充足率が1.25以上となった学科については、来年度の入学者数の管理を強化し定員超過状況を改善する。これについては、教学経営会議で検討を行い、既に改善方策の決定を行っている。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成 23(2011)年度に、「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」のいわゆる「3つのポリシー」を策定し、その中でも本学の教育課程の編成方針を「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」（以下「カリキュラムポリシー」という。）とし、明確に位置づけている。

このカリキュラムポリシーを策定する際には、全学 FD(Faculty Development)会議（現・全学 FD 委員会）及び学科 FD 代表会議（現・学科 FD 部会）において、「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」（以下「ディプロマポリシー」という。）との連携に留意しつつ、検討を進めた。

このようにして策定された学部・学科の各カリキュラムポリシーについては、全学 FD 会議（現・全学 FD 委員会）において、学部・学科の教育目的との照合作業を行ってきた。また、教育目的は、大学の使命や目的等を反映しているものであるが、カリキュラムポリシーを検討・策定する過程において、その検討状況に応じて教育目的そのものの検証についても併せて行ってきた。【資料 2-2-1（甲南女子大学 WEB サイト「ディプロマポリシー」）】 【資料 2-2-2（甲南女子大学 WEB サイト「カリキュラムポリシー」）】 【資料 2-2-3（甲南女子大学 WEB サイト「アドミッションポリシー」）】

ディプロマポリシーは、平成 20(2008)年 12 月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に明記されている学士力 4 項目、つまり「知識・理解」「汎用性技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」を念頭に置いて策定したものであるが、このディプロマポリシーに基づき、平成 24(2012)年度からは、「カリキュラムマップ」の策定を開始した。カリキュラムマップは、その策定検討の過程において、配置科目のねらい、到達目標及びディプロマポリシーに係る前述の学士力 4 項目とのそれぞれの関連度（「特に重要」「重要」「望ましい」）を確認しながら策定作業を進めた。その作業により、教育目的、ディプロマポリシーに密接に関連するカリキュラムポリシーの策定につながっている。さらには、各授業科目についても、教育目的やカリキュラムポリシーとの適合状況を確認することができ、今後のさらなる授業内容や方法の工夫につながると期待している。【資料 2-2-4（カリキュラムマップ）】

このようにして策定された各学部・学科のカリキュラムポリシーを、次に示す。

【文学部】

1. 文化・言語の学習を中心とする伝統ある人文学を学ぶことができ、また、現代社会の変化に対応するという点にも留意して、体系的なカリキュラム編成や授業科目配置を行う。

2. それぞれの学科において、ポリシーに沿ったカリキュラムを体系的に編成し、適切な授業科目を配置できるよう、学部の立場からも配慮する。
3. 各学科に置かれた多数の科目は学部の教育資源であるともとらえ、学生の科目選択において自由度の高い本学の制度を生かして、学生が自学科の科目のみならず他学科の科目も必要に応じて履修できるよう配慮する。

[日本語日本文化学科]

1. 正しい日本語と奥深い日本文化を基礎から幅広く学び、将来に役立つ資格・技能の取得をめざし、3つのコースを設ける。
2. 視聴覚コミュニケーションコースでは、コミュニケーションに関する知識と教養を深め、口頭表現や文章表現の能力を高め、コミュニケーション産業で必要とされる能力を身につける。
3. ホスピタリティコースでは、ホスピタリティに関する知識と教養を深め、さまざまな実習や視察、インターンシップ等を通してホスピタリティ産業で必要とされる能力を身につける。
4. 日本語日本文化コースでは、日本語・日本文学・日本文化についての知識と教養を深め、国語科教員・日本語教員として必要とされる能力を身につける。

[英語文化学科]

1. 学生の自律及び批判的リテラシーを養うため、次の3つの科目群を設ける。コミュニケーションの英語を学ぶ「English Communication科目」、世界の英語圏の文化と社会を学ぶ「World English Culture科目」及び英語を使って仕事をする技能を身につける「Professional and Career科目」。
2. 「English Communication科目」では、世界に向けて英語で自己表現できる能力をつける。特に、英語コア科目群は、コミュニケーション能力を身につけるために設ける。1・2年次は集中的に英語を学ぶ必修科目（週5回）、3・4年次はテーマごとの選択必修科目とする。
3. 「World English Culture科目」では、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの国々に限定されない、より幅広い意味の「英語圏」の文化と社会を学び、グローバルマインドを培う。「文化」「文学」「ことば」「メディア文化」及び「教育」の5つのテーマに基づき、1・2年次の入門科目、3・4年次の研究科目を提供する。
4. 「Professional and Career科目」では、英語を活かすキャリアを目指し、必要な知識やスキルを身につける。「ビジネス」「英語教育」「エアライン」「児童英語」及び「ガイド」の5つのキャリアエリアをサポートする選択科目を、1年次から4年次まで提供する。さらに、英語能力資格試験（TOEICなど）のサポート科目を設ける。
5. これらの3つの科目群に加え、上級の英語コミュニケーション能力（TOEIC800点以上など）を目指す「アドバンストコース」、子どもに英語を教えるための「児童英語教員養成プログラム」と、エアライン及びホスピタリティ関係のキャリアを目指す学生のための「エアラインプログラム」を設ける。

6. 以上のカリキュラムの実効性を高め、学生の自律性を養うため、学習アドバイザーが常駐するself-access centerを中心に、学生個々に対しアドバイスやその他のサポートを行う。

[多文化コミュニケーション学科]

グローバル化が進む中、異なる社会で暮らす人々の異なる文化、異なるものの考え方を理解し、世界で共に暮らしていくためのコミュニケーション力を専門性の高い3コース(分野)から修得していく。

1. 長期留学コース
6か月から1年間、提携大学での長期海外留学を目指して、実践的語学力と自立心を養う。
2. 国際教養コース
英語とその他の言語を実用重視の学びで鍛え、国際教養豊かな人材を育てる。
3. 国際協力・プロジェクトコース
活動への参加を通し、社会貢献プロジェクトを動かすスキルと世界を舞台に活躍できる能力を身につける。

[メディア表現学科]

1. イメージを形象化して伝達するための思考方法、及びコンピュータなどを利用した表現技法を学ぶことができる。
2. グラフィックデザイン、写真、アニメーション、映画、広告などの視覚文化領域に関する基礎的な知識と制作方法を学ぶことができる。
3. 視覚メディアをめぐる文化的社会的環境の変化に対する理解と批判能力を身につけることができる。
4. 「基礎」「発展」「応用・発表」に区分して段階的に習熟させる教育課程を採用し、理論と実践を有機的に連結させ、ゼミ活動を重視した実践的教育を行うことができる。
5. 学内に設置したギャラリーなどの展示空間において、作品、研究成果の発表を行い、評価を他者に求めるべく能動的な表現活動ができる。

【人間科学部】

人間とその社会及び環境を理解するために、次の学習をする。

1. 情報や資料を収集し、それらに適切な分析・解釈・評価をほどこして、レポート・論文・作品などにまとめ、その成果についての効果的なプレゼンテーションと建設的なディスカッションが行える、基本的な知的スキルの習得。
2. 基礎から応用までバランスよく配置され、系統的に展開される学習プログラムに沿って、体系的な学術講義と実験・実習・フィールドワークなどの体験学習との有機的な組み合わせによる、専門的な知識と研究法の習得。
3. 専門的な知識や考え方を、QOL(生活の質)の向上、キャリア形成、ならびに現代社会の諸問題や諸課題の解決に生かすための、その立脚点及びバックグラウンドとなる幅広い教養の習得。

[心理学科]

実社会で出会うさまざまな心理的な問題に対応するためには、幅の広い心理学の専門的知識やアプローチが求められる。

心理学科では、基礎から応用まで多領域の心理学を一通り学ぶことができるようカリキュラムが設定されている。幅広い領域をバランスよく学ぶことで、実社会のさまざまな問題に心理学的に対応できる人材教育を行う。

心理学科では、以下の6つの段階に分けて、カリキュラムをデザインしている。

- ・第1段階：心理学的リテラシー
心理学について基礎的な知識を習得するとともに、実験心理学の手法や測定方法を学び、科学的な心理学の視点を獲得する。
- ・第2段階：実践・試行
第1段階の授業内容を応用し、自己や身近な問題に対して心理学的に考えるトレーニングを行う。
- ・第3段階：専門性
人間を理解するため、様々な心理学的な視点を身につけるため個別の専門領域を学んでいく。
- ・第4段階：アカデミック・ライティング
第3段階の専門的な視点を実用化するため、心理学的な現象を測定し分析する高度な研究手法やデータ解析について学び、科学的なレポートとしてまとめる能力を身につける。
- ・第5段階：キャリア・デザイン
それまで学んできた専門知識とこれから自分が目指す将来像の結び付けを行い、心理学の専門性を活かしたキャリア・デザインを考える。そして、3年次では自分のキャリア・デザインに応じて専門ゼミを選択し、4年次での研究課題に向けて、論理的な読解力や文章作成能力を身につけるための方法論や専門理論を中心に学んでいく。
- ・第6段階：能力の統合化と実践
3年次までに修得した専門科目の内容を、専門ゼミでの研究課題に取り組むことで、さまざまな現象を心理学的に解明することができる能力として統合させていく。さらに、就職や大学院進学に向けてより応用実践的な科目を学び、実社会の具体的な問題に対応できる実践能力の向上を目指す。

[総合子ども学科]

1. 保育・教育の場で必要とされる実践力、現場対応力を涵養する。保育実習や教育実習をより深い学びとするための事前・事後指導の質的な充実を図る。並行して基礎演習、教職実践基礎演習、保育表現技術、また、幼保実践演習や教職実践演習を段階・発展的に履修する。下記にも示す地域・子どもに関わる実際の機会を通してこれら実践力を高める。
2. 子どもに関わる諸問題について、実際の保育・教育現場との関連を示しながら提供し、視点や知識の自覚化に基づく自律した学びを進める（実際の現場で求められる力は何かという問いを持ち、追究する）。具体的には、地域や子どもに関わる実際の機会（総

合子どもカーニバルや東灘区児童館連合わくわくクリスマス会など)に携わり、保育・教育現場における必要な視点や知識を自覚し、随意的に発揮していけるよう、子ども学演習及び卒業演習において理論化を目指す。

3. また、子どもの育ちに職業人として関わることの重要性の自覚とその責任感を涵養する。教育原理、保育原理、社会的養護といった教育・福祉の基礎理論に当たる学びに加え、子どもを総合的に学ぶ子ども学を履修する。これらを通し、教える者であるために必要な生涯学び続ける姿勢を養う。

[文化社会学科]

身近な現代文化に関する興味や関心を起点として、さまざまな社会現象や社会問題が起こる背景を、フィールドワークや社会調査など社会学の技法を用いて分析する能力を身につけるために、次のカリキュラムを編成する。

1. 実社会で活躍する女性をゲストとして招き、現場から見た現代文化の特徴、仕事とおして社会と関わるうえで必要な能力や態度、女性のキャリアとライフデザインなどに関する講演を聞き、講演の要点と自分の考えをレポートとしてまとめる科目を1年次に設置。「総合科目文化社会学Ⅰ・Ⅱ」
2. 情報収集、調査、レポート作成、発表、ディスカッションなど、大学での学びに必要な基本的スキルを身につけ、幅広い視野で物事を多面的にとらえる社会学的思考力の基礎を学ぶ科目(多くは少人数制)を1年次から2年次に設置。「文化社会学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「文化社会学情報演習」「社会調査入門」「社会調査の方法」「フィールドワーク演習」「マルチメディアの方法」
3. さまざまな現代文化を通して人間の行動や社会のしくみを深く見つめる科目を1年次から3年次に設置。(22科目)
4. 2年次までに学んだ多様な社会学の科目をふまえ、文化と社会の総合関係について総括する科目を3年次に設置。「文化社会学概論」
5. 自分が関心のあるテーマを決め、各自が掘り下げて調査・分析・発表する少人数制の科目(ゼミ)を3年次に設置。「文化社会学演習Ⅰ・Ⅱ」
6. 最も興味のある分野を選んで研究テーマを決め、本や資料を読む、インタビューで生の声を集める、雑誌や新聞の記事を分析するなど、実際に調査を行い、自分なりの答えを導き出す少人数制の科目(ゼミ)を4年次に設置。「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」

[生活環境学科]

1. 生活環境に関わる諸問題を、学際的かつ実践的に学ぶ。
2. 多岐にわたる学習内容を「豊かな健康づくりの実践」と「素敵な生活空間の演出」という具体的な目標に向けて集約する。
3. はじめに、全教員がオムニバスで担当する入門科目によって、学科の理念、目標、学習内容の概要の周知を図る。
4. 基礎科目と専門的科目を体系的に編成するとともに、専門の異なる複数の教員で担当する学際的科目群を設ける。

5. 1年次では、基礎演習として、大学での基本的な学びの方法、2年次では、より専門的な知の技法・研究手法を学ぶとともに、生活環境学の基礎領域を幅広く学修することによって視野をひろげ、専門教育に備える。
6. さらに、講義だけでなく、実験・実習、フィールドワーク、臨地研修等、体験型学習を併用することによって、知識の深化・体得を図るとともに、実践的スキルを身につける。
7. 専門科目及びゼミは、「豊かな健康づくりの実践」と「素敵な生活空間の演出」に的を絞り、学生のニーズの高い各種資格取得とも関連づけながら、「おしゃれライフの創造」に向けて、より深い専門的知識・技能の習得を図る。
8. 4年次には、習得した知識・技能をもとに学生が主体的に選んだテーマによる卒業研究に取り組み、学びの集大成とする。

【看護リハビリテーション学部】

学生の専門的知識への興味や将来の進路への期待に応え、目的意識を明確にし、学習意欲を高めるため、1年次から専門基礎科目や専門科目の講義、演習、実習を開講する。看護学科、理学療法学科共通の講義を開講し、幅広い知識技術を養うとともに、チーム医療の必要性を理解し、健康の維持増進・予防・治療・回復・社会復帰までを担える保健医療職者としての共通認識を育む。

また、臨地・臨床実習においては、本学が提携する病院施設、老人保健施設、訪問看護ステーションをはじめ、主として兵庫県内の多様な実習施設で少人数制によるきめ細やかで実践的な実習を行う。

看護リハビリテーション学部におけるカリキュラムの特徴

1. 入学年次から臨床的な体験を含む演習・実習科目の実施
2. 両学科の授業を相互に受講できる学際的なカリキュラム
3. 実践的なチーム医療の基礎となる教育の実施
4. 看護及びリハビリテーションの理念を基礎に、保健医療専門職者に必要な幅広い共通科目、専門基礎科目、専門科目の開講
5. 臨地・臨床実習施設との連携による、教育と実践の効果的な学習体制の充実

[看護学科]

看護への目的意識を明確にし、学習意欲を高めるため、1年次から4年次まで専門基礎科目及び専門科目の講義や演習の知識学習と実体験の実習を交互に系統的に配置して開講する。専門基礎科目では、看護学科、理学療法学科共通の講義を開講し、幅広い視点を身につけるとともに、チーム医療の必要性を理解し、生活の質の維持又は向上、生活機能の低下の早期発見・早期対処、要支援・ケア状態の改善・重症化予防のための看護ケア、保健医療職者としての共通認識を育む。また、専門科目の分野は、下記の看護学3分野と、公衆衛生看護学、助産学、学校保健学で構成する。臨地・臨床実習は、多様な実習施設で少人数制によるきめ細やかな実習を行う。

1. 生活デザイン看護学：生活の場で生きる人々の健康レベルに適した看護・QOL（Quality of life 生活の質）を対象者との協同作業で計画を創り、看護を展開する科目。「基礎看護学」「老年看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」等。
2. 療養デザイン看護学：主として療養患者の生活に適した看護・QOL（Quality of life 生活の質）を対象者との協同作業で計画を創り、看護を展開する科目。「精神看護学」「成人看護学」「小児看護学」「母性看護学」等。
3. 総合看護：看護の専門的知識・理論と看護実践・技術を統合させ、看護実践の基本能力の達成を図る。「総合実習」「国際看護」「看護倫理」「看護実践統合演習」等。

[理学療法学科]

社会人、医療人として必要とされる広範で多様な基礎的知識と基本的な学習能力の獲得のため、すべての学生が履修する全学共通科目として基礎科目、発見科目、展開科目、外国語科目、情報科目を配置する。特に、理学療法士になることへの強い意志と自覚を持たせ、学習意欲を高め、理解力と行動力を身につけるために、1年次・2年次では「基礎ゼミ」、4年次では「卒業研究」と「理学療法総合演習」といった少人数制によるきめ細やかな教育体制を整備する。

専門基礎科目と専門科目では系統的な積み重ね学習を行えるように講義と実技実習を交互に配置・開講し、幅広い視点を身につけると共にチーム医療の中で働く専門職としての共通認識を育むために看護学科との共通の講義も開講する。

このような教育成果として学生の知識・技能・態度を評価するために臨床実習前では客観的臨床能力試験（OSCE：Objective Structured Clinical Examination）を実施し、臨床実習後では卒業試験を課して、女性理学療法士としての清潔さ、誠実さ、忍耐力をも確認する体制を整備する。

以上をふまえて、医療・医学分野における科学的根拠に基づいた専門知識と臨床能力を段階的に学び、幅広い教養を修得し、心理面を含めて人を総合的に把握できる理学療法士を養成する。

以上が、各学部・学科のカリキュラムポリシーである。カリキュラムポリシーについては、ディプロマポリシー及びアドミッションポリシーと共に、大学WEBサイトにおいて公表を行っている。

次に、このカリキュラムポリシーのカリキュラムへの反映についてであるが、本学では、各学科のカリキュラムポリシー及び学生の現状に即して、各学科会議において授業科目設定の妥当性等を検討し、その検討結果を教務委員会で審議し、さらには、学部教授会で審議・決定等の手続きを経て、カリキュラムポリシーに則った体系的な授業科目の開設を行っている。また、教育方針に掲げる「自学創造」を基本とした学生の主体的な学習、つまり、学部や学科間での横断的な学習、各専攻間での多様な領域にまたがる学習も可能とする環境を作り出している。

教養教育に関する科目については、全学部が対象となる全学共通教育カリキュラムを中核とし、各学科の専門教育の一部を含んだカリキュラムによって実施されている。

全学共通教育カリキュラムの設置は、専攻科目を学習する前提となる基礎的な学修スキ

ルや教養を身に付け、各学科の専攻の枠組みを超えた複数の領域にわたる分野についての学習を目的としている。

従前より全学共通教育カリキュラムは、平成13(2001)年度の間科学部設置時に検討・決定したカリキュラム方針を基本に教育を進めてきたが、近年の入学学生の質の変化、今日的な必要な能力の獲得を目的に、平成26(2014)年度に新たに、「共通教育カリキュラムポリシー」(以下「ポリシー」という。)を定めた。このポリシーに則り、平成28(2016)年度には、新しい全学共通教育カリキュラムを実施する予定としている。

このポリシーの策定に当たっては、学長、学部長、全学FD委員長、事務局長、教務部長及び教務課長を中心に、ポリシー策定までの過程についての検討を行った。そこでは、ポリシー策定のために「大学の教育理念を反映したものとする」「オーソドックスな分野名とオーソドックスな科目名とする」「現代社会に十分配慮した内容とする」「女子大学であることを十分に織り込む」の4つの原則を提示した。

それらの原則に基づいて作成したポリシー案について、教学経営会議で原案の検討・決定を行い、その後、ワーキンググループを設置し科目表の作成後、教務委員会、学部教授会で承認手続きを行った。【資料2-2-5(共通教育カリキュラムポリシー)】【資料2-2-6(教学経営会議議事録)】【資料2-2-7(ワーキンググループ打合せ記録)】【資料2-2-8(教務委員会議事録)】【資料2-2-9(甲南女子大学教務委員会規程)】【資料2-2-10(学部教授会議事録)】

教職課程については、各学科での検討を経て、主に教職課程や学生指導、教員免許状更新講習等の経常的運営は、教職課程委員会において検討ののち、教授会へ上程するワークフローとしている。【資料2-2-11(甲南女子大学教職課程委員会規程)】

以上のとおり、本学では、建学の理念や大学の使命に基づき、学部・学科、研究科・専攻それぞれに教育目的等を定め、それらを基本としたカリキュラムポリシーを設定し、カリキュラムや教育方法へと反映させている。【資料2-2-12(甲南女子大学WEBサイト「カリキュラムポリシー」)】

大学院についても、「大学院学則」第5条の2において人文科学総合研究科及び看護学研究科ともに専攻別の教育研究上の目的及び方針を掲げており、この方針等に基づいた教育課程の編成を行っている。【資料2-2-13(甲南女子大学大学院学則)】

授業内容方法等の工夫については、次のとおりである。

本学では、平成23(2011)年3月に「魅力ある授業をつくるー甲南女子大学教育実践事例集」を刊行している。この事例集の刊行目的は、従前から行ってきた本学の授業改善に関する様々な工夫や特色についての諸情報を広く公開し、この情報を共有することにより授業改善の進捗を図るものである。

この事例集は、「授業評価アンケート」(P.34で詳しく記述)の学生へのアンケート項目、「あなたは授業内容を理解できましたか?」「あなたは授業内容に興味をもてましたか?」「あなたはこの授業を受講して総合的に満足していますか?」に対する評価平均点が高かった教員が、執筆を担当している。その他、授業のクラスサイズ、本学独自の「ベストティーチャー賞」(P.34で詳しく記述)の受賞状況等も事例集の執筆者選考に際しての参考としている。【資料2-2-14(魅力ある授業をつくる 甲南女子大学教育実践事例集)】

本学では、より効果的なFD(Faculty Development)を実施するため、授業改善や教員の

資質（指導力）向上に有効との判断から、平成24(2012)年度から「授業公開」を開始している。

授業公開では、授業の参観者は必ず感想シートを提出する等、授業を行う側と参観者との双方向型で行っており、他教員の授業の参観としての意味だけではなく、他学部・他学科授業の参観としての側面においても効果があった。

授業後に開催する検討会では、授業全般に関することをはじめ、FDに関する情報提供、問題学生への対応、多人数授業での出席確認の方法、教室の使用法ノウハウの共有等、参加者から忌憚のない意見が出される等、非常に有意義なものとなっている。また、教員個人が抱えている授業に関する悩みや問題点の解決にもつながる等、授業の質向上に役立っている。

また、授業公開を通じて、毎回授業で実施するアンケート、リアクションペーパー、スマートフォン等を利用したARS(Audience Response System)の活用の実践例についての理解が進んだことも、大きな成果であった。平成26(2014)年度からは、兼任講師や職員への公開も開始している。さらに「拡大FD委員会」としての検討会も開催し、同様に兼任講師や職員にも開放することにより、授業についての様々な意見交換を促進している。【資料2-2-15(授業公開関係資料)】【資料2-2-16(FD検討会(拡大FD委員会)会議記録)】

また、新任教員が早急に本学の授業に慣れるよう、ガイドブック「授業実践のヒント2015」を作成し配布している。このガイドブックは、授業シラバスの作成、授業、成績評価、学生等とのコミュニケーションの取り方について、教育経験が浅い教員にも配慮した内容となっている。【資料2-2-17(授業実践のヒント2015)】

平成21(2009)年度からは、従前より設置していた「FD・SD(Staff Development)委員会」を改組し、「全学FD会議」(現・全学FD委員会)を組織している。この全学FD会議の設置は、大学設置基準において従前まで努力目標であったFD活動が、義務化されたことを契機に、本学のFD活動を、より実効性のあるものに発展させることを目指したものである。

この全学FD会議(現・全学FD委員会)では、平成21(2009)年度に、学生が利用した入試制度、学内の成績等との関係性等について分析を行いまとめた「本学の入試・教育に関する5つの提言」を作成した。【資料2-2-18(本学の入試・教育に関する5つの提言)】

平成23(2011)年度には、本学のFDそのものについて、「建学の精神と教学の理念を踏まえ、学部学科等が掲げる教育目的を実現するため、教育・学習効果を最大限に高めるための組織的な取り組みの総称」と定義づけを行っている。

同年度にはP.28に記述のとおり、「魅力ある授業をつくるー甲南女子大学教育実践事例集」を発行し、授業の工夫・取り組みについての事例を紹介し、個々の取り組みを共有することにより授業改善を促してきた。また、各学科のFD活動について、FDへの意識を高めるため「活動報告と課題」の報告も行っている。

平成24(2012)年度には、全学FD会議を「全学FD委員会」として改組し、あらためて委員会の目的、組織や活動等の規程化を行った。

この全学FD委員会には、各学科に共通する重要事項を協議し、連絡調整等を図ることを目的に、学科から選出されたFD委員で構成する「学科FD部会」を新たに設置している。

また、同年度にはP.21に記述のとおり、ディプロマポリシーと各授業の到達目標の確認

を行うために、カリキュラムマップの作成も行っている。

以上のとおり、本学では授業改善を推進する組織体制を整備・運用し、授業の内容や方法を工夫してきた。【資料2-2-19（甲南女子大学全学FD委員会規程）】

次に、単位制度の実質を保つための工夫としては、文学部と人間科学部で、半期24単位、年間48単位の履修単位数の上限設定、いわゆるCAP制度を導入している。

看護リハビリテーション学部では、同学部設置時に、看護学科で2年次編入及び3年次編入定員制度を設けていたため、看護師、保健師、または助産師等の取得資格の組み合わせにおいて履修単位数が年間48単位を超える可能性が生じ、慎重に検討した結果、CAP制度の導入を見送ってきた。同学部ではそれを補完するため、入学当初のオリエンテーション時点において4年間の履修モデルを学生に提示し、また、アドバイザー教員が、細かく学生個々の履修指導を行う等、十分な対応を図ってきた。

その後、編入制度を廃止したことに伴い、あらためて同学部でのCAP制度の導入の検討を行った結果、理学療法学科も含め、平成28(2016)年度から、他学部と同様に半期24単位、年間48単位のCAP制度を導入することを決定した。【資料2-2-20（学生要覧 平成27年度）】

【資料2-2-21（学生要覧 平成27年度）】【資料2-2-22（教務委員会議事録）】【資料2-2-23（学部教授会議事録）】

成績評価の基準については、「試験の実施及び成績の評価に関する申合せ」を定め、成績評価の基準を各教員に提示し、成績評語の分布については、授業ごとに極端な評価の差が生じないように努めている。

学生に対しては、授業シラバスにおいて、「授業のねらい」「到達目標・評価基準・割合」を示し、また、各回の授業、必要なホームワークも記載する等、単位取得に必要な学修について提示して、単位制の趣旨を保つための工夫を行っている。【資料2-2-24（試験の実施及び成績の評価に関する申合せ）】【資料2-2-25（授業シラバス）】

以上のとおり、本学では授業内容の質の保証を行っており、単位制度の実質化が図られている。また、教育目的を踏まえた教育課程編成の方針を明確にし、当該方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を適切に行っている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

全学共通教育カリキュラムについては、平成28(2016)年度から、新しい共通教育カリキュラムポリシーに則った授業科目の設置が決定しているが、設置後は履修者数や授業評価アンケート内容の分析をPDCAサイクルを進めていく。

また、看護リハビリテーション学部では、平成28(2016)年度からのCAP制度導入が決定しており、現行の学部カリキュラムの見直し・改善を行っていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学術研究支援室を事務局としたIR（Institutional Research）活動委員会を設置している。IR活動委員会は、「学生の学修活動に係る情報収集及び学修支援の取り組みを組織的に行う」（「甲南女子大学IR活動委員会規程」第1条）ことを目的としており、学生の学修活動に係る調査、分析及び報告、また学修支援の取組みに関する事項等を審議・決定している。

IR活動委員会は、各学科から選出された教員、FD委員長、教務部長並びに学術研究支援室、経営企画課、教務課、学生生活課、就職課の各員で構成されており、教員、職員の協働による両面からの学修支援を行っている。

平成26(2014)年度からは、IR活動委員会を主体に、大学生の質向上の基盤となる「基礎学力」「スチューデントスキル」「社会性などの大学人としての基礎的な力」等の客観的な情報の整備・把握を目的として、新入学生を対象とした「基礎力調査」を開始している（P.41で詳しく記述）。

この基礎力調査は、第2次全学中期計画の戦略目標「学士力の向上」の一環として、①学生の主体的学習習慣の確立、②基礎学力の向上、③生活習慣の適正化、④社会性の涵養、それらを通じての教育の質向上を目指している。

基礎力調査2年目の今年度では、新入学生の他、昨年度入学時に1回目の調査を実施した新2年生に対しても基礎力調査を実施し、初年時（新入学時）の状況との比較分析を行うことにより、その向上状況等を確認している。さらには、調査結果を分析することにより、学生の進路・就職や学生生活に関する支援活動への利用へと広げていく予定としている。

【資料2-3-1（甲南女子大学IR活動委員会規程）】 【資料2-3-2（IR活動委員会議事録）】
【資料2-3-3（基礎力調査関係資料）】

また、平成26(2014)年度からは「学習ポートフォリオ」を、文学部全学科、人間科学部の一部学科において開始している。

学習ポートフォリオは、学生の学習行動、1日の時間の使い方等を把握し、学生自身に「自分のキャリアマップ」を作成させ、自己の学習生活を確認することにより、学生の関心を学習に向けさせることを目的としている。また、学習ポートフォリオによる調査データを基に、初年次教育改革への利用、さらには、キャリア支援への利用も想定している。またその他の学科でも、実習指導等において独自の学習ポートフォリオ手法を採用する等、学科の特性に応じた方法により、学生の学習支援に取り組んでいる。

この学習ポートフォリオによる学習サポートにより、学生の主体性の育成、学習習慣の改善、生活習慣の適正化を図っている。

平成27(2015)年度から開始した第3次全学中期計画においても、引き続き「基礎学力・主体的学修力の向上（基礎力調査、ポートフォリオの活用）」を課題テーマに挙げている。

【資料2-3-4（学習ポートフォリオ講習会資料）】 【資料2-3-5（第3次全学中期計画アクションプラン「基礎学力・主体的学修力の向上（基礎力調査、ポートフォリオの活用）」）】

また、学生への日常的な学修支援の一つとして、平成13(2001)年度から学科ごとに「コモンルーム」を設置している。

学科コモンルームにはそれぞれ職員を配置し、現在では全学科で1,000㎡を越える広さを確保している。コモンルームは、学科の教育内容の特色を生かしつつ、教員・職員が協働

して学生の学習や生活指導の援助を行う公共スペースとしての機能を有している。コモンルームの役割としては、学科によって若干の違いはあるが、少人数授業、相互学習、学生の帰属意識向上、学生動向の確認、学生サポート、情報発信等を挙げることができ、より学科に近接した教務事務指導や、さらには、学生一人一人に寄り添った生活指導・相談業務を行っている。

看護リハビリテーション学部では、コモンルームの職員配置はないが、国家資格取得等の学習等の場として有効に機能している。

学生に対しては、「コモンルームは、公共の場」であることを認識させ、お互いを気遣い利用する等、さらにマナーを向上させていくことが求められており、コモンルーム設置から14年以上が経過した現在では、社会人としてのマナー向上の場、つまり「社会化」を促す場所としても定着している。

今後も引き続き、学生と教職員との距離感が近いコモンルームの利点を生かし、より細やかな対応や支援を行うことにより、さらに学生の大学生活の満足度を高めていく。【資料2-3-6（甲南女子大学CampusGuide 2016）】

「アドバイザー（指導）教員制度」を導入している本学では、アドバイザー教員が担当する学生の学修及び学生生活全般の相談に対して、多様な助言を行っている。学修に関する相談では、必要に応じてアドバイザー教員の他、教務委員、科目担当教員等が連携を図り、学修に関する諸問題に対応している。学生の成績状況は、年に2回保証人へ通知しているが、保証人から学生の学習状況について疑問がある場合もアドバイザー教員を主体として、教務課員またはコモンルーム職員が適切に対応を行っている。【資料2-3-7（甲南女子大学アドバイザー制度に関する申合せ）】

また、学生と教員との交流促進を目的に、教員が学生の勉学、学校生活全般にわたる相談・助言の機会として、「オフィスアワー」制度を全学的に実施している。授業シラバスには、各授業担当教員の「連絡先(E-Mail)」「質問場所」「質問時間」を掲載しており、オフィスアワーには、学生がクラス担任、ゼミナール担当、受講科目に関係なく教員の研究室を訪問することができるよう、週1回の実施時間を設定している。

また、教員研究室だけではなく、前述のコモンルームにおいても、教員と学生が意見交換、相談、指導等を受けることを可能としている。

以上のとおり、本学では、IR活動委員会、コモンルームの活動、アドバイザー（指導）教員制度、オフィスアワー制度等により、教職員協働による学生への学習及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。【資料2-3-8（学生要覧 平成27年度）】【資料2-3-9（甲南女子大学WEBサイト「教員一覧」「教員詳細」）】【資料2-3-10（授業シラバス）】【資料2-3-11（甲南女子大学教育後援会会報 大学だより2014）】

TA(Teaching Assistant)制度については、次のとおり活用している。

従前からのTAの目的は、教員免許資格を要しない研究業績重視の大学教育において、大学院修了者が経験無く教育に携わることに対する危惧から、事前に教育現場である授業の周縁部分を体験することにより、教育（授業）に対する関心を高め、大学教育の質向上に寄与させることにあった。

しかし、近年におけるTAは、従前からの実験や実習の補助、統計処理等のPC技術の修得の補助、教材作成の補助、提出レポート整理等の役割に加え、年々更新されるPCやAV

機器を使った最新の授業状況の把握等の役割が加わっている。さらには、学生に説明を要するPCを用いた授業の補助員、授業の教材作り、また、教員のオフィスアワーの補完として、授業後の学生からの質問対応等も行う等、求められる役割が変容してきている。

その他、人間科学部心理学科では、実験や実習の科目において、TAによるオフィスアワーの時間を設け、学生からの質問（主に授業の内容やレポートの書き方等）に対応している。また、看護リハビリテーション学部看護学科の演習科目については、看護学研究科の大学院生がTAとして配置され、実技指導等を行う等、より円滑な授業の実施に努めている。看護学科及び理学療法学科の「数学」や「統計学」の授業については、人文科学総合研究科心理・教育学専攻の大学院生をTAとして配置し、一部の授業において援助を行っている。

このようにTAによる学習のサポートによって、学部生の授業理解が深まっており、また、TAである大学院生は、大学の教育現場での指導体験を得ることによって、自身の学びを見つめ直し、教育に対する関心を高めている。【資料2-3-12（甲南女子大学ティーチング・アシスタント規程）】 【資料2-3-13（ティーチング・アシスタントに関する申合せ）】 【資料2-3-14（ティーチング・アシスタント募集関係資料）】

本学の中途退学者等への対応については、平成18(2006)年度のカリキュラム改革から、各学科において少人数制の基礎ゼミを開講することにより、友人関係や教員との信頼関係を構築し、学生が学内において孤立しない環境を創り出す工夫に努めている。

また、平成27(2015)年度から、学生相談室を改組した「こころの支援室」（P.46で詳しく記述）では、学生からの各種の相談を積極的に受け付ける等、学生の居場所を学内で作り出す工夫を続けている。また事務組織では、学生からの休学・退学に関する相談に対して、必ずアドバイザー（指導）教員制度で定められたアドバイザー教員が、学生または必要に応じて保証人と直接コミュニケーションができる機会を設け、学生等から休学・退学の理由を直接聴取している。授業内容の理解の問題であれば、対応可能な学習方法、内容理解への支援を行う等、可能な限り休学・退学を回避する方法を学生へ提案している。【資料2-3-15（保健センターのご案内 2015）】 【資料2-3-16（学生相談室、医務室等の利用状況）】

しかし、最終的に休学・退学を回避できない場合では、退学後の本学への再入学制度について詳しく説明を行う等、学生が可能な限り大学に復帰しやすい体制を整えている。

なお、平成26(2014)年度の休学及び退学の理由上位は、次のとおりである。

休学についての理由は、進路再考（20人）、在外学習（19人）、病気治療・療養（15人）、退学についての理由は、進路変更（33人）、家庭の経済状況（4人）、一身上の都合（3人）、病気療養・治療（3人）、勉学意欲の喪失（3人）、学力不足・卒業困難（3人）等であり、例年とほぼ同じである。これらの内容については、学部教授会及び部課長会議で報告を行い、並行して実態及び原因についての分析や検討を行っている。

また、大学全体の休学者数については、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度の間は、それぞれ84人、77人、82人とほぼ変わらないが、除籍を含む退学者数については、平成22(2010)年度から平成26(2014)年度の間は、それぞれ98人（全学生数に対して2.45%）、77人（同1.88%）、77人（同1.87%）、74人（同1.79%）、55人（同1.34%）と大きく減少しており、上記の学生対応が効果を発揮しているものと考えている。【資料2-3-17（学部教授会議事録）】 【資料2-3-18（部課長会議議事録）】

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みについては、次のとおり整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。

まず、授業改善目的の仕組みとしては、「授業評価アンケート」を実施している。

授業評価アンケートは、前期及び後期の各セメスター最終授業日より少し前の授業時間内に実施しており、OMR（Optical Mark Reader—光学式マーク読取装置）用紙に回答する形式としている。アンケート項目は、選択式回答欄の他に自由記述欄があり、学生が自由に意見を記入しやすいよう無記名回答としている。また、アンケート実施時には、教員が教室から退出する等、学生が教員を意識せずにアンケートを記入できる環境を作っている。

アンケート結果は、次期の授業改善を目的に、科目単位、個人単位の集計データ及び自由記述部分の記載内容について、専任教員、兼任教員を問わず全ての授業担当教員に対しフィードバックを行っている。また、大学全体、学科別、科目区分別に集計を行い、これらの全データを学長、学部長、全学FD委員長が共有し、問題点の改善にあたっている。さらに、全データを収録したCD-ROMを各学部事務室に備え、教員の閲覧を可能としている。

平成25(2013)年度からは、「教員自己評価票」（P.51で詳しく記述）に「FD活動の参加についての項目」「学生による授業評価に対する所感」及び「授業や実習の工夫、改善への取組」の各記載欄を追加しており、この内容を授業評価アンケートの結果と関連づけ、FD委員長及び副委員長が記載内容を確認し、大学WEBサイトにおいて学部単位の所感を公開している。

このように教員及び学生へフィードバックすることにより、授業評価アンケートを有効に活用する等、一層の授業改善を図る体制を構築している。【資料2-3-19（授業評価アンケート）】【資料2-3-20（教員自己評価票関係資料）】【資料2-3-21（甲南女子大学WEBサイト「FD（ファカルティ・ディベロップメント）の取り組みについて」）】

平成26(2014)年度には、授業評価アンケートをさらに実効性のあるものにするために、アンケート方法、アンケート項目、アンケートの実施時期等の意見について、教員を対象とした「授業評価アンケート」に関するアンケートを実施した。【資料2-3-22（「授業評価アンケート」に関するアンケートのお願い）】

また、授業評価アンケート結果を基礎に、評価の高い教員1～2人を毎年卒業式において、表彰（ベストティーチャー賞）を行っている。【資料2-3-23（2014(平成26)年度 学位授与式 式次第）】

授業評価アンケート以外では、「大学探検」授業中の「学長とトーク」（平成26(2014)年度は、前期セメスターにおいて6回実施）において、新入学生を中心とした学生（定員10人）から、学長が直接意見交換する機会を設けている。【資料2-3-24（2015年度Campus Squareの操作方法・大学探検）】

また、学生からの教学面の質問や相談事務体制については教務部教務課が、教職・資格等に関しては教務部教職支援センターが、日常的に対応している。

教務課は、教務部長以下、教務課員9人で、教職支援センターは4人（両課長は兼任）で構成されており、それぞれの役割に応じて学生の学修、授業支援を行っている。

発生した要検討課題については、教務委員会、教職課程委員会で必要に応じて改善策等を検討し、さらに対応が必要とされる事項については、教授会及び大学評議会、部課長会

議及び教学経営会議に上程し審議している。【資料2-3-25（甲南女子学園事務組織規程）】

その他の学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、前述のコモンルーム制度、アドバイザー（指導）教員制度やオフィスアワー制度等がある。

以上のとおり、本学では、学修及び授業の支援について、教職協働、TAの活用、その他の方法により適切に充実を図っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

オフィスアワー制度については十分に整備されているが、学生の同制度への理解度が若干低い。そのため、授業シラバスにはオフィスアワーに関する内容も掲載していることを、学生に対してさらに周知していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、単位認定、卒業・修了認定の基準について、「大学学則」「大学院学則」、各種の単位認定に関する諸規程において適切に定め、学生要覧、授業シラバス等で明確に周知し、また、それらに則り次のとおり厳正に単位認定を行っている。

開講科目の単位認定に関しては、授業シラバスに「授業のねらい」「到達目標・評価基準・割合」を示し、それに準じて各教員が成績評価、単位認定を行っている。【資料2-4-1（授業シラバス）】

その他「授業と公認欠席」「学内試験の不正行為に関する内規」等の諸規程を定め、学生要覧に記載、また、各学年オリエンテーション時においては、遅刻ルール、失格要件、各種警報時の対応、試験に関する不正行為について、学生に対して十分な説明を行っている。また、「試験に関する不正行為」については試験時期に合わせ、教務部長名で不正行為防止のための掲示等、啓発を行っている。

学士課程の成績の評価は、100点法に基づき60点以上を合格とし、図表2-4-1に掲げるとおり、単位認定の評価を行っている。

「AA」は受講者の15%以内、「D」は30%以内とする内規を設け、成績評価の公平性を担保している。

本学では進級条件は設定していないが、科目によっては次のとおり、履修前提条件を設定している。

一部の実習履修では、関連する分野の概論、演習の単位の既修得を要件としており、また、学科によっては、4年生ゼミ履修のためには、3年次ゼミの単位の既修得、

図表2-4-1「単位認定の評価」

点数区分	評価	合否
90点以上	AA	合格
80点以上90点未満	A	
70点以上80点未満	B	
60点以上70点未満	C	
60点未満	D	不合格
失格	F	
認定	P	合格

または2年次ゼミの単位の既修得を要件としている。これらを設定することにより、学生の段階的な学修を促す仕組みを学科の課程あるいは資格養成課程ごとに取り入れている。

また、全学部においてGPA(Grade Point Average)制度を導入しており、留学者選考、海外演習対象者選考、学習優秀者を対象とした「教育後援会学習奨励金」の給付選考等の基準として活用している。【資料2-4-2 (甲南女子大学学則)】 【資料2-4-3 (甲南女子大学大学院学則)】 【資料2-4-4 (授業と公認欠席)】 【資料2-4-5 (学内試験の不正行為に関する内規)】 【資料2-4-6 (甲南女子大学認定留学生規程)】 【資料2-4-7 (甲南女子大学認定留学生選考内規)】 【資料2-4-8 (甲南女子大学特別認定留学生規程)】 【資料2-4-9 (甲南女子大学海外演習奨励金規程)】 【資料2-4-10 (教育後援会学習奨励金関係規程)】

大学院の成績評価は、学士課程にほぼ準じており「A」(80点以上)を最高評価としている。修了要件も、「大学院学則」第15条(修士課程)及び第16条(博士課程)に規定しているとおりである。【資料2-4-11 (試験の実施及び成績の評価に関する申合せ)】

なお、大学では、図表2-4-2に掲げるとおり、文学部・人間科学部は124単位以上、看護リハビリテーション学部では128単位以上を卒業要件としている。

図表2-4-2 「卒業に必要な単位数」(平成27(2015)年度以降入学生)

授業科目区分		卒業要件単位数			
		文学部・人間科学部	看護リハビリテーション学部		
			看護学科	理学療法学科	
共通科目	基礎科目	4単位以上	2単位以上		
	発見科目	科学の方法	2単位以上	2単位以上	
		現実をみる	2単位以上		
	展開科目	12単位以上	6単位以上		
	メディア科目	外国語科目	英語8単位以上	英語8単位以上	
		情報科目	2単位以上	2単位	
計	30単位以上	20単位以上			
自学科専攻科目		※			
他学部・他学科専攻科目・資格科目					
専門基礎科目			26単位以上	44単位以上	
専門科目			68単位以上	60単位以上	
自由選択科目			14単位以上	4単位以上	
計		124単位以上	128単位以上		
※ 日本語日本文化学科 54単位以上、英語文化学科 62単位以上、多文化コミュニケーション学科 68単位以上、メディア表現学科 62単位以上、心理学科 50単位以上、総合子ども学科 50単位以上、文化社会学科 64単位以上、生活環境学科 62単位以上					

入学前の既修得単位に関しては、「甲南女子大学入学者既修得単位認定規程」、編入学生に対しては「編入学単位認定内規」を定め、入学学生の成績表及び修得した授業のシラバスを分析し、本学の授業科目との整合に関して、入学学科の教員及び教務課で確認を行い、教授会で単位認定を行っている。【資料2-4-12 (甲南女子大学入学者既修得単位認定規程)】 【資料2-4-13 (編入学単位認定内規)】

技能検定の単位認定に関しては、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（文部省告示第68号）の中で、本学で取り扱う検定等を「技能検定単位認定規程」に規定し、時期を定め学生からの申請を教務課で受け付け適合状況を確認後、教授会で単位認定を行っている。【資料2-4-14（技能検定単位認定規程）】

留学に関しては、「認定留学単位認定内規」を定めており、先方学校との契約後、学生の留学帰国後に先方学校の授業内容と学修時間に関する報告書を学生に提出させ、その内容を検討し教授会で単位認定を行っている。【資料2-4-15（認定留学単位認定内規）】

海外演習に関しては、「甲南女子大学海外演習規程」を定めており、学生の学習内容を確認後、各担当教員が単位認定を行っている。【資料2-4-16（甲南女子大学海外演習規程）】

他大学との単位互換協定に基づく履修に関しては、「大学学則」においてそれに対応する授業科目を定め、協定先の成績評価に基づき単位認定を行っている。

インターンシップ、ボランティアに関しては、「インターンシップ単位認定規程」「ボランティア活動単位認定規程」を定めて適切に運用している。【資料2-4-17（インターンシップ単位認定規程）】【資料2-4-18（ボランティア活動単位認定規程）】

卒業・修了要件に関しては、「大学学則」、学生要覧に学部・学科ごとに厳格に定めており、学生に対しては、各セメスター開始時期に開催するオリエンテーション時に十分な説明を行っている。【資料2-4-19（学生要覧 平成27年度）】

卒業判定に関しては、成績確定後、教務課において判定確認を行った後、学部長、学科長、教務委員へ報告を行い、その後、教授会または大学院研究科委員会において卒業・修了判定を行っている。【資料2-4-20（学部教授会議事録）】

以上のとおり、本学では各単位認定、進級及び卒業、修了認定等について厳正に行っている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

既修得単位及び編入学単位の認定作業は入学後に行うため、履修登録作業、さらには、単位認定作業の時間を十分に確保できない場合がある。このため、編入学試験受験者に対しては、事前に単位取得見込の授業科目のシラバスを提出させる等、試験受験時に、学科教員が単位認定について見込みを立てるワークフローとしているが、さらに迅速化を図ることにより一層確実な履修登録作業及び単位認定作業を行っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「就職」を中心とした卒業後の進路指導、相談、斡旋等に関する支援等については、就職部就職課を主軸に行っている。

就職課は、就職部長以下、就職課員7人で構成しており、「就職を目標として社会に踏み出す力を養い、社会情勢の変化に対しても乗り越えることのできる自立した学生を育成し、社会に送り出すこと」をミッションとしている。つまり就職活動そのものを社会人としての「スタートライン」と「実践の場」と捉え、学生が「自分を知り、社会を知り、自らの考えで選択し行動する」ことを実践し、社会の中で生きていく力を養うための「精神」と「行動」両面から学生支援を行っている。

主な就職課の学生支援内容は、次のとおりである。

- ・全学生対象－個別支援（相談、模擬面接、履歴書・エントリーシート添削）
- ・1・2年生対象－学科単位就職ガイダンス、大学探検（就職活動入門）
- ・3年生対象－就職ガイダンス（年間全6回）、就職支援プログラム（就職対策総合講座、筆記試験対策講座、履歴書・エントリーシート講座、ビジネスマナー、個人・グループ面接・ディスカッション、等）、業界セミナー、合同企業説明会

【資料2-5-1（就職支援内容関係資料）】

専門職業的分野である看護学科、理学療法学科、総合子ども学科学生の就職等の進路に関する具体的な支援については、学科のアドバイザー教員が主に担当し、就職課は求人票の管理や病院等施設の来訪者対応及び採用試験時の模擬面接等を担当している。理学療法学科及び総合子ども学科については、就職課が選考の流れや今後の準備等に関する学科単位の就職ガイダンスも開催している。

学年の約7割以上の学生が一般企業への就職を目指している本学では、それに沿った様々な就職支援プログラムを実施しており、その中でも重要支援プログラムとして捉えているのが、全学生を対象とする個別相談である。個別相談は、平日の10時～18時の時間帯に常時実施しており、その内容は、就職に関する諸相談、エントリーシート添削、模擬面接等、多岐にわたっている。個別相談では、学生が自分の置かれている現況を理解し、将来を真剣に考えることにより、就職活動に積極的に取り組むことができるための指導を心がけている。また、就職相談に関わらず、進学、留学、進路変更または家庭の悩み等、学生の抱えている諸相談にも対応している。

前述のとおり、本学の就職支援の目的は、「自立」を目的とした就職支援である。しかし、学生の卒業後の進路としては様々な選択肢があるため、相談内容は就職相談以外にも、大学院・専門学校進学、公務員、留学、ワーキングホリデー、タレント活動等、多様である。特に進学、留学、ワーキングホリデー等の相談では、その後の自己の自立や就職を見据えた「進路の目的」を意識させたアドバイスに努めている。また、専門学校や公務員に関する資料についても、就職・進路情報ルームに設置しており、各受験者に対する模擬面接やエントリーシートの添削にも力を入れている。専門性の高い特殊な分野の進路については、関連性の深い教員を紹介する等、直接アドバイスが受けられるようサポートを行っている。【資料2-5-2（就職相談件数一覧）】

以上のとおり、本学では就職課を中心に、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運用している。

次に、本学では学生自身が自己の将来を具体的に考えるためのキャリア支援の一環として、夏期休暇期間中（8月～9月上旬）にインターンシップ制度を実施している。また、春期休暇期間中においても、低学年に対して、企業数は少ないがインターンシップ制度を実

施している。夏期のインターンシップ派遣先は、本学独自の派遣企業が17社、他に兵庫県や姫路市、堺市等の地域が主催しているインターンシップもあり、平成26(2014)年度の派遣学生数は計42人であった。インターンシップの派遣先や派遣学生数は、他大学と比較し決して多いとは言えないが、従前より本学と信頼関係のある企業等への派遣が多く、インターンシップ内容についてもアルバイト的な単純作業ではなく、営業同行や事務業務全般等、企業担当者の指導の下、各業界の総合的な業務を実体験できるものが主体であり、企業の専門的な知識や経験を実地で体験できる等、参加した学生の満足度は毎年高い。

また、派遣学生に対しては、インターンシップの事前・事後でレポートを課し、学習会を実施し、参加への心構えや社会人としての準備を促し目的意識を持たせている。事後学習会では、インターンシップの派遣学生同士でグループディスカッションを実施し、他の学生のインターンシップ体験の共有と自分の経験を振り返ることにより、以後の職業選択に生かしている。

また、「インターンシップ単位認定規程」に基づき、インターンシップの全プログラムを修了した学生が単位認定を申請した場合に、単位を取得できる制度がある。これは所属学科の就職委員（教員）が、単位申請者と面接を行い、教授会の議を経て学長が単位を認定するものである。しかし、「単位」はあくまでも結果であり、本学のインターンシップの基本姿勢は将来を見据えた実地就業体験であることを、学生に理解させている。【資料2-5-3（インターンシップ関係資料）】 【資料2-5-4（インターンシップ単位認定規程）】

【資料2-5-5（インターンシップ実施に関する申合せ）】 【資料2-5-6（甲南女子大学インターンシップ運用規程）】

上記のインターンシップ制度は、キャリア教育のアウトプット型の支援であり、インプット型のキャリア支援としては、「キャリア・デザイン」授業を実施している。

「キャリア・デザイン」授業は、全学年を対象とし、1・2年生は「キャリア・デザインA・B」として、大学生活の過ごし方、自己の発見、物事の考え方等を学び、ディスカッション形式を中心に考察し、コミュニケーション力や協調性を養っている。2・3年生対象の「キャリア・デザインC」では、社会人になることを意識させるために、現代問題、女性の働き方、業界・業種等について学んでいる。「キャリア・デザインD」は、主に3年生を中心に、社会で働くことの意義や就職活動の準備を学び、就職活動の目的、働く目的を考え、自己PRやディスカッション、面接等を実施することにより、就職活動を行ううえでの経験値を増やしている。

また、「キャリア・デザイン」以外にも、「就職対策総合講座」を社会への準備講座として開講するとともに、企業担当者を招いて早期の段階から業界セミナーも実施している。この業界セミナーは、就職活動を開始する3年生だけでなく、1・2年生も「大学探検」授業の一つとして参加を可能としている。【資料2-5-7（授業シラバス）】 【資料2-5-8（業界・企業セミナー出席管理表）】

図表2-5-1 「キャリア・デザイン」(平成27(2015)年度)

科目	対象等	授業内容	到達目標
キャリア・デザイン A	主に1・2年生対象	「大学生生活の過ごし方」「自己の発見」「物事の考え方」等を考え、コミュニケーション力や協調性を身につける	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えを表現することができる ・4年間の大学生活における目標を見つけることができる ・甲南女子大学のことを知り、愛着が生まれる ・何事においてもポジティブに考える力がつく
キャリア・デザイン B	主に1・2年生対象		<ul style="list-style-type: none"> ・[自己]自分の考えを表現することができる ・[他者]仲間に対し興味を持ち理解しようと努力することができる ・[自己と他者]グループ活動をする際、協調性を持って行動することができる ・[母校]甲南女子大学の魅力を発見することができる ・[その他]物事を論理的に考える力がつく
キャリア・デザイン C	主に2・3年生対象	「現代問題」「女性の働き方」「業界・業種」等について学び、社会人になるということを意識する	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定、計画、実行、確認、改善のプロセスを実践することができる ・学内外の情報源を活用して情報収集し、他者に伝えることができる ・社会における業界・企業・職種の関係性や特徴を説明できる
キャリア・デザイン D	主に3年生対象	卒業後の進路を主体的に選択し、その就職目標の達成に必要な資質を磨いて、就職活動に備えることを主な目的とする	<ul style="list-style-type: none"> ・職業観を明確にすることで、自身の職業選択の方向性が説明できる ・企業が新卒者に求める資質や能力を理解し、習得のための具体的な行動目標を定める ・「自分カタログ」の作成を通して、応募書類の土台ができる ・グループディスカッションを通して、自分の考えをアウトプットする力を付ける ・ビジネスマナーの実践や面接演習を通して、コミュニケーション力を向上させる

上記の支援プログラムとは別に、平成23(2011)年度から「ビジネスウーマン塾」を、平成25(2013)年度からは「金融塾」を開講している。ビジネスウーマン塾は、「仕事の喜びと女性としての幸せを手に入れるために」をコンセプトに、毎年4月～7月の土曜日に開講し、約100人の学生が受講している。

金融塾は、本学学生の就職志望が多い金融業界の知識を学ぶプログラムで、金融業界人を講師として招き実施している。金融塾は金融業界の志望者のみならず、広く社会で必要とされる金融知識を身に付ける貴重な機会となっている。【資料2-5-9(ビジネスウーマン塾関係資料)】【資料2-5-10(金融塾実施概要)】

以上のとおり、本学では、低学年から多面的なキャリア支援を実施することで、学生の社会への意識を高めるとともに多彩な準備支援を提供する等、十分なキャリア支援体制を整えている。

また、本学では資格サポートセンターを設置しており、4年間のキャリア支援の一環として、将来の就職や職業選択を意識した資格の取得サポートを行っている。特に1年生や2年生では、職業に連動したコンピュータに関する資格取得に多くの学生が取り組み、さらには、ビジネスマナー講習を選択する学生も多く、卒業後の夢の実現に向けて日々の努力を重ねている。資格サポートセンターでは、多彩なプログラムの開講と、スタッフアドバイザーが本人の目的に合わせたアドバイスを行うことで、将来の不安や悩みを解決しながら自己実現を目指すための体制をとっており、学生の評価は高い。費用面でも学生の負担が軽く、また、大学内で開講することで、安心・安全に取り組める環境と体制を整えている。さらには、卒業生の利用も可能としているため、卒業生からも評価を得ている。【資料2-5-11(資格サポートセンター関係資料)】

以上のとおり、本学では教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する指導体制を十分に整備している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「キャリア・デザイン」や就職支援プログラム等、多様なキャリア支援を提供しているが、各プログラムの内容の具体的評価等までには至っていない。今後は、現在のプログラムの内容、担当講師、学生の満足度等の検証を実施し、各プログラムのより効果的な実施を図っていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学での教育目的等の達成状況の点検や評価は、「学生生活に関するアンケート」「授業評価アンケート」「大学基礎力調査」「卒業生アンケート」等の実施、その他資格取得状況等の調査・分析により行っている。

平成20(2008)年度から開始している「学生生活に関するアンケート」（P.47で詳しく記述）は、学生の学生生活全般に関する内容について問うもので、毎年実施し、学生支援及びその改善に役立っている。アンケート項目には学修状況に関するものを含み、学生の自主的な学修を含めた学修状況全般の取組み姿勢の確認を行っている。それらの結果を学内に公表し、教職員が学生の現況を把握することにより、学生への指導に役立っている。【資料2-6-1（学生生活に関するアンケート）】

また、授業改善を目的に、毎セメスター末に「授業評価アンケート」を実施している。このアンケートにより、教員の授業状況だけでなく学生自身の授業への取組み姿勢についての把握にも努めている。そして今後の授業に役立てるために、アンケート結果は授業担当教員にフィードバックし、並行して学長、学部長、全学FD委員長も情報を共有できる体制を整備している。【資料2-6-2（授業評価アンケート）】

平成26(2014)年度からは、P.31に記述のとおり、新入生を対象に「基礎力調査」を実施しており、学生の基礎学力、スチューデントスキル、社会性等の把握・分析を行っている。平成27(2015)年度からは、調査対象を2年生にも拡大し、年次進行における学生個々の基礎学力等の変化状況を把握している。それらの結果については、「学習ポートフォリオ」等の以後の学習指導に連動させ、学生の学力向上を図っている。

学習ポートフォリオは、文学部、人間科学部の一部学科を対象に開始しており、学生が自己の学習行動、1日の時間の使い方を理解し、今後のキャリアマップを作成することにより、学生の関心を学習に方向づけることを目指している。他方、基礎力調査のデータを分析することにより、初年次教育の改善に、さらにはキャリア支援の方策にも活用している。今後は、年次進行で全学年において基礎力調査を実施することにより、学生の学習到達度の測定を行う予定である。【資料2-6-3（基礎力調査関係資料）】【資料2-6-4（学習ポートフォリオ講習会資料）】

近年の女性の社会進出、社会での活躍の期待がさらに高まる中、卒業時の進路状況だけでなく、その先にある結婚や出産等をも含めた将来を見通したキャリアを考えていくことが重要になっている。また、学生のニーズ、社会のニーズも年々多様化しており、学生の将来を取り巻く環境は大きく変容してきている。その状況を踏まえ、平成25(2013)年度から、本学では卒業生の就業状況や就業実態の調査を目的に、卒業生に対してのアンケートを実施している。このアンケートは、平成25(2013)年に文学部及び人間科学部の平成15(2003)年度から平成22(2010)年度までの卒業生約4,600人、平成26(2014)年に看護リハビリテーション学部の全卒業生約550人に対し実施し、大学での学習成果が社会においてどの程度役立っているかを確認する項目を設定している。アンケート結果としては、大学の学習について「非常に役に立った」「役に立った」が、「あまり役に立たない」「全く役に立たない」を大きく上回り、本学での学びの成果が証明されたものとなっている。このアンケート結果については、在学生の教育・指導にも活かしている。【資料2-6-5(卒業生アンケート)】

次に、資格取得についてであるが、本学では、図表2-6-1に掲げる国家資格等の養成課程を設置しており、毎年度多くの学生が当該課程において資格取得に必要な単位を取得し、または国家試験を受験し合格することにより資格を取得している。

その他、図表2-6-1に掲げる資格以外にも「フードスペシャリスト」「レクリエーション・インストラクター」資格の養成課程も設置しており、平成23(2011)年度～平成26(2014)年度の資格取得者数は、フードスペシャリストは「7人」「12人」「16人」「18人」、レクリエーション・インストラクターは「29人」「27人」「17人」「21人」となっている。

本学は、これらの状況についても教育目的の達成状況の評価の指標と捉えている。【資料2-6-6(各資格取得状況一覧)】

図表2-6-1「資格取得者数」

	看護師	保健師	助産師	理学療法士	幼稚園教諭	小学校教諭	中学校教諭	高校教諭	養護教諭	保育士	学芸員	司書
平成23(2011)年度	70人	53人	2人	71人	109人	39人	19人	18人	17人	79人	21人	47人
平成24(2012)年度	104人	96人	4人	56人	124人	51人	29人	29人	14人	82人	13人	42人
平成25(2013)年度	82人	61人	5人	56人	133人	34人	23人	23人	21人	102人	16人	41人
平成26(2014)年度	97人	45人	3人	57人	122人	29人	29人	29人	20人	87人	14人	44人

※看護師、保健師、助産師、理学療法士は、既卒者を含む。

次に、点検・評価の結果の教育内容・方法及び学修指導へのフィードバックについては、前述したそれぞれの点検・評価項目の中に併記しているが、その他にも「教員自己評価票」によるフィードバックを行っている。

教員自己評価票は、平成19(2007)年度から、教員の資質向上、自己能力の開発、自己啓発を目的に実施しているものである。平成25(2013)年度からは、教員自己評価票の項目に「FD活動への参加」の他、「学生による授業評価に対する所感」及び「授業や実習の工夫、改善への取組」の各記載欄を増設しており、この内容を授業評価アンケートの結果と関連づけて、FD委員長及び副委員長が記載内容の確認を行っている。そして平成27(2015)年

度からは、この確認内容についてのコメントを学部ごとに付し、大学WEBサイトで公表することにより、教職員及び学生へのフィードバックを行っている。【資料2-6-7（教員自己評価票関係資料）】【資料2-6-8（甲南女子大学WEBサイト「FD（ファカルティ・ディベロップメント）の取り組みについて）】

以上のとおり、本学では、教育目的の達成状況の評価とフィードバックを十分に行っている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

今後は「学生生活に関するアンケート」「授業評価アンケート」「基礎力調査」「卒業生アンケート」「教員自己評価票」等での評価結果のフィードバックが、教育内容・方法及び学習指導において、どのように改善につながっているのか、点検・評価を進めていく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の学内・学外の学生生活の支援等の学生サービス、厚生補導等については、主に学生生活部学生生活課が所管し、学生の健康・心的・生活等の相談については、保健センターが主管している。ほかに、学生のための食堂・書籍購買・下宿斡旋等の福利厚生事業は、学生生活課と連携をとりながら、学内の甲南女子大学生生活協同組合等がになっている。

学生生活課は、学生生活部長以下、課員7人、保健センターは、保健センター長（医師）、看護師、養護教諭、臨床心理士、学校心理士及び保健センター事務長（学生生活課長と兼任）の計8人で構成されており、それぞれの役割に対応した学生への支援を行っている。

大学キャンパスの中心に位置する、学生にとって利便性が高い4号館1階に、学生生活課及び教務課の窓口を設置し、学生の学修、学生生活等に係る相談対応を行っている。学生からの質問、相談等を行いやすくするために、各窓口カウンターに番号と担当者氏名を明記することにより、学生の利用促進を図っている。窓口での対応の際は、職員が必ず学生に挨拶することを義務とし、学生にとって相談しやすい雰囲気を作り出している。また、同時に多数の学生が窓口を利用する奨学金関連業務、通学証明書発行等については、課員全員が即応できる体制を整えており、学生の待ち時間の短縮サービスに努めている。【資料2-7-1（甲南女子大学学生生活委員会規程）】【資料2-7-2（甲南女子学園事務組織規程）】

その他の学生生活の安定のための支援としては、次のとおりである。

障がいを持った学生へのサポートについては、現在10人の該当学生が在籍しているが、障がいの内容は、聴覚障がい、機能障がい、視覚障がい、呼吸器障がい等があり、また、障がいの程度も多岐にわたるため、それぞれの学生の状況を常時、保健センターが把握し、必要に応じて学生生活課、教務課、学部事務室、コモンルームとの情報共有等の連携体制

を整えている。これらの学生の履修授業科目については、当該学生が必要とする支援内容を確認し、担当教員と支援内容を共有する等の対応を図っている。特に聴覚障がい者からノートテイクの要請があった場合は、当該学生の状況を確認後、登録しているノートテイカーによるサポートを実施している。ノートテイカーは、原則として「要約筆記演習」授業の履修を資格要件としている。【資料2-7-3（ノートテイカー関係資料）】

障がいを持った学生の状況報告、支援方法等の検討については、保健管理運営委員会及び学生生活委員会で行っている。

学生寮は、155人を収容できる「Konan Clover House」を設置している。寮室の面積は、21㎡と25㎡の2タイプで、各室とも1人定員としている。学生寮での食事は、甲南女子大学生活協同組合が朝・夕食を提供しており、栄養面にも十分配慮している。また、常駐の管理人を置き、24時間体制で学生の安全・安心を確保している。寮運営については、関係諸規程を整備し、寮の生活面においても学生自治運営組織が運用を行うための規則等を定めている。【資料2-7-4（甲南女子大学学生寮規程）】

安全面では、年に1回、避難訓練を兼ねた消防訓練を実施しており、その際には、避難経路の確認と消火器の設置場所等の確認を行っている。また、隔年でAED（自動体外式除細動器）の使用法の講習会も実施している。寮生活に関する運用内容の変更については、寮長を筆頭とした学生自治運営組織と学生生活課で検討を行っており、諸規則の変更が必要な場合は、学生生活委員会で審議し承認を得る手続きとなっている。

学生自治会（清光会）（以下「清光会」という。）は、クラブ活動を中心に、在学生の学生生活を支えていく上で重要な役割をになっている。学生生活課は、清光会活動が円滑に行えるよう定期的にアドバイスをを行っている。また、春季と冬季の年2回、清光会と各クラブ役員が出席するリーダーズミーティング（中央執行委員会）を開催し、清光会の収支決算・予算報告の他、新入生歓迎行事、大学祭やクラブ予算の内訳等について検討し、学生との意思疎通を図っている。なお、学生からの各要望については、清光会と学生生活課で検討し、大学として必要とされる事項については、学生生活委員会で検討・決定している。【資料2-7-5（清光会規約）】

以上のとおり、本学では学生サービス、厚生補導のための組織を整備し適切に機能している。

奨学金制度としては、本学独自の奨学金、同窓会（清友会）奨学金、日本学生支援機構及び各都道府県等が扱う各種奨学金がある。

本学独自の奨学金及び同窓会（清友会）奨学金は、全額を給付するものであり、例年9月に募集を行っている。「甲南女子大学奨学金」は、家計の困窮度が高く修学が極めて困難な成績優秀者に対して、30人以内に年間授業料の半額を給付する奨学金である。「甲南女子学園清友会（同窓会）奨学金」は、甲南女子大学奨学金と同様の出願基準としており、平成25（2013）年度から募集を開始している。「甲南女子大学遠隔地出身学生援助奨学金」は、遠隔地出身学生で経済状況から修学が困難な成績優秀者に対して、20人以内に年間24万円を給付する奨学金である。また「甲南女子大学緊急特別奨学金」は、経済状況や災害の影響を受け、修学が困難となった者に対して、10人に臨時措置として30万円を給付する奨学金である。その他、大学院生を対象とする「甲南女子大学大学院奨学金」では、各月額3万円（博士前期課程）と4万円（博士後期課程）を給付している。

日本学生支援機構奨学金は、学生の約3人に1人が受給しており、学生にとって非常に大きな比重を占めている。奨学金には、それぞれ家計状況、成績等の資格要件を設け、さらに家計困窮度を指標に、規程に基づく人数を採用している。

奨学金全体に関する説明会を例年4月に実施しており、前期は日本学生支援機構、後期は大学独自奨学金と募集を区分している。ここ数年において、日本学生支援機構奨学金は、希望する学生で基準を満たしている者は全て奨学生となっていることから、学生の満足度は高い。大学独自の奨学金に関しては、規程上人数制限があり、各奨学金の希望者の1/3～1/2が採用されている状況である。

他方、上記奨学金以外にも、外国人留学生の就学支援を目的とした授業料減免制度や、大学院看護学研究科の院生を対象とした研究奨励金も担保している。外国人留学生授業料減免制度は、私費留学生を対象としており、学部生は授業料の半額、大学院生は授業料相当額を免除している。また、大学院看護学研究科に在学する学生で学業、人物共に優秀な者に対して、研究奨励金として前期10万円、後期10万円を2年以内に限り給付している。

その他、全学部の2年生以上で、成績、人物共に優良な者を対象として、教育後援会学習奨励賞授与式を毎年6月に行い、受賞者には表彰状と学習奨励金10万円を授与している。奨学金制度を伴う入学試験制度では、スカラシップチャレンジ（奨学金制度を伴う入学試験制度）の判定合格者に対して、入学後2年間、学費（入学金を除く）の半額を免除している。3年生時には、2年間の学業成績により継続の可否を審査する。審査基準は、学科ごとに学業成績(GPA)上位10%以内としている。スポーツ推薦入学選考制度で入学する者については、入学金の30万円を免除している。

以上のとおり、本学では奨学金、その他の方法により、学生に対する経済的支援を適切に行っている。【資料2-7-6（奨学金関係資料）】 【資料2-7-7（奨学金関係規程）】 【資料2-7-8（教育後援会学習奨励金関係規程）】 【資料2-7-9（平成27年度 学生募集要項）】

次に、大学を活性化するための役割を担う重要なものに、クラブ活動がある。

クラブ活動は、学生生活の充実に不可欠であり、学年の上下関係の中での活動やクラブ活動で得た感動等の経験が、今後の社会経験の一助となり得ることから、本学では積極的なサポートを行っている。現在は、文化部18団体、運動部15団体があり、スポーツ推薦入学制度を実施している軟式庭球部、硬式庭球部、洋弓部、ゴルフ部、チアリーディング部等を筆頭に活発な活動を行っている。

学生生活課では、年1回、各クラブの役員と面談を行い、クラブの活動状況を確認している。面談では「活動内容」「部内の問題点」「要望」等を聴取し、適切なアドバイスを行っており、学生との信頼関係を築くうえでも貴重な機会となっている。また、クラブ活動に係る施設面においては、学生からの要望等を検討し、管財課と連携して対応を行っている。また、クラブの設立・昇格・継続等についての詳細な基準として、平成25(2013)年度に「クラブ活動運用指針」を学生生活委員会で制定している。

一方、これらのクラブ活動を支えているのが、前述の清光会である。清光会は、日常的に、各クラブの活動への補助や必要書類の手続き処理を行う他、新入生歓迎行事等、学生生活を充実させる催し等を随時提供している。学生生活課では清光会と毎週ミーティングを行い、クラブ活動が円滑に進むようサポートを行っている。【資料2-7-10（クラブ活動運用指針）】

次に、学生に対する健康相談、心的相談、生活相談の面では、平成25(2013)年に従前の保健室を発展的に改組し、新たに保健センターを設置している。保健センターは、学生の保健管理に関する業務を主管する「からだの支援室」と、カウンセリングに関する業務を主管する「こころの支援室」から構成されている。保健センターの設置により、学生及び教職員の健康管理・健康増進のためのサポート力は高まってきた。

保健センターの開設初年では、従前の保健活動を基盤としながらも、学生及び教職員の健康ニーズを組み込む作業を進め、新規事業としては、保健センター長(医師)を主体に、学内・学外医師による健康相談、学生の実習前の健診、抗体検査、腸内細菌検査、AED講習会等を実施してきた。

また、従前からの健康診断や健康相談、健康教育等については、学生の実態に即しながら個別に連絡を取る等の細やかな対応を行っている。例えば、健康診断結果のフォローアップとして、有所見者に対する個別指導、受診勧奨、留学前の個別面談の健康チェックや事前講習会の開催、「大学探検」授業での健康に関する講義を行っている。また、新たな事業改善として、学生のX線撮影を間接撮影から直接撮影に変更し、抗体検査、腸内細菌検査、尿検査等各種検査については、隔週実施から毎週実施に変更する等、学生への便宜を図っている。さらには、健康診断項目に1年生の心電図検査を追加する等、保健管理の一層の向上に努めている。【資料2-7-11(保健センターのご案内 2015)】【資料2-7-12(2015年度 CampusSquareの操作方法・大学探検)】

近年は、不登校傾向、90分間の授業の受講困難、友人ができない、人と話せない等、適応障がいが増加している。これらの学生に対する支援については、学科のアドバイザー教員との緊密な情報交換や保証人を交えてのサポートを進めている。

カウンセリングやコンサルテーション等に関するサポート部署としては、従前の学生相談室を平成27(2015)年度より保健センターに統合し、「こころの支援室」として開設している。こころの支援室は、月曜日～金曜日の9時～17時までを開室時間とし、3人の臨床心理士有資格者並びに学校心理士が対応にあたっている。

こころの支援室(当時は、学生相談室)の平成26(2014)年度の相談件数は、実件数94件・延べ件数437件、利用率(在籍者数に対する割合)は、2.24%であった。こころの支援室では、相談内容を「修学相談(単位の修得や転部・転科、休学・退学など学業に関するもの)」「進路相談(職業の選択や将来に関するもの)」「適応相談(対人関係や家庭の問題に関するもの)」「健康相談(身体面、精神面での健康に関するもの)」「生活相談(経済的な問題、住居の問題に関するもの)」「心理検査(各種性格検査や職業興味検査などの実施)」「コンサルテーション(教職員による学生の相談等)」「その他(それ以外の相談・問い合わせ等)」に分類しており、平成26(2014)年度では、修学相談は実件数14件・延べ件数36件、進路相談は10件・39件、適応相談は17件・159件、健康相談は15件・136件、生活相談は2件・3件、心理検査は13件・28件、コンサルテーションは8件・20件、その他は15件・16件であり、従前同様に「適応相談」と「健康相談」の占める割合が高かった。また、最近の特徴のひとつとして、コンサルテーション件数の増加が挙げられる。これらのケースの中には、深刻な問題を抱えた学生が少なからず存在し、学生へのカウンセリングやコンサルテーションに対しては、面接内容の検討や面接の記録作業までを含めると、1セッション1時間から3時間を費やす等、継続的に十分な時間をかけて取組んでい

る。また、当該学生については、医療機関への誘導、または学内においてコンサルテーションやケースカンファレンスを実施する等、学生サポートの実績を積んできている。【資料2-7-13（学生相談室、医務室等の利用状況）】

平成19(2007)年に、独立行政法人日本学生支援機構がまとめた「大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－」や、平成25(2013)年に日本学生相談学会がまとめた「学生相談機関ガイドライン」には、学生やその保証人だけでなく、教職員を対象とした支援も大きな業務のひとつである、と明記されている。また、教職員は学生からの悩みの相談を受ける第一の窓口となる場合が多い等、平素から学生と接する機会も多いため、学生の変化に気づきやすい。学生に対しての対応方法、学生相談室（当時）への誘導、その後の連携等、まずは教職員に学生の対応方法を周知することの必要性から、平成26(2014)年度に、冊子「気になる学生に出会ったとき」（第2版）を作成・配布した。同年度前期では、教職員に勧められたことを来談理由とした学生が前年度より増えており、その手応えを感じている。【資料2-7-14（冊子「気になる学生に出会ったときに」）】

平成20(2008)年度から、年々変化して定まらない学生像を把握するため、P.41に記述のとおり、全学生を対象に「学生生活に関するアンケート」を実施している。

このアンケートは、「学生生活の質(Quality of Student Life : QOSL)」「精神的健康面」「不本意入学」に関する調査であり、平成25(2013)年度からは、新たに「学生の生活実態」に関する内容を増設している。このアンケートの項目は、一般大学生の生活の質に関する実態を把握する基本調査・支援ツールとして、学生が自分の学生生活をどのように捉えているのか、「健康」「勉学」「経済環境」「大学環境」「人間環境」「社会生活」「未来展望」等に及んでおり、学生生活のほとんどの領域をカバーしている。

具体的な調査項目は、「Ⅰ.心身の一般的不調」「Ⅱ.学業・知的成長」「Ⅲ.生活・経済環境」「Ⅳ.大学内環境」「Ⅴ.社会的関係」「Ⅵ.自己効力感」「Ⅶ.未来的展望」「Ⅷ.全体的充実感」の8領域127項目とし、学生の生活状況全般の把握と経年の変化を捉えて学生対応を検討する重要な資料となっている。

このアンケートの結果では、①4年生は、他学年に比べてQOSLが高い、②看護リハビリテーション学部生は、他学部生に比べて将来の展望に関するQOSLが高い、③精神的健康面に問題を抱える学生は存在しているが、大部分は病的な状態を表すものではないと考えられる、④入学当初に不本意感を感じた学生でも、高学年では不本意感が減少している、等が明らかになり、これらは本学学生の特徴であると考えられる。しかし、一方では、年度毎に特有の結果も得られている。

また、平成25(2013)年度に新たに増設した項目「生活実態」に関しての分析結果では、⑤1週間の朝食摂取日数について、1年生では朝食を摂っている学生が多いが、2年生では全く食べない学生が増え、4年生では週2日から4日程度は朝食を摂っている、⑥睡眠時間について、3年生は短い4年生は適度な睡眠時間を取っている学生が多い、ことが判明した。しかし、この結果が本学の学生の特徴と言えるかは、さらに同様の継続的調査が必要である。

アンケートによって得られた結果は、本学にとって非常に有効な情報または資料として、学生相談等に活用している 【資料2-7-15（学生生活に関するアンケート）】

また、編入生、転入学生等に対しては、オリエンテーション実施時に、教務委員等を中心に履修関係の支援を行っている。

次に、学生の意見・要望の把握とその対応についてであるが、本学では、P.43に記述のとおり、教務課及び学生生活課が、学生の学修、学生生活等に係る相談対応を行っている。

学生自治会（清光会）では、クラブ活動を中心に学生生活充実を支援する多くの事業を行っているが、その活動を通じて得られた学生からの要望や意見は、毎週1回開催している学生生活課とのミーティングの場でくみ取っている。クラブ活動に関する要望は、学生生活課との協議で解決できる内容の他、清光会が実施する新規事業等の学生生活委員会で決定するものがある。また、経常的な話し合いの場を確保することにより、意見・要望を確認できる環境を創出している。

また、例年9月に保証人を対象とした「教育懇談会」を開催している。教育懇談会は、学業成績や学生生活について、保証人と指導教員が直接意見を交換できる場となっている。保証人と教員が立食形式で昼食を共にしながら気軽に懇談でき、さらに学生の学業成績や将来について個別に相談できる機会を設け、保証人からは、学生本人の学校生活がより詳しく理解できたとして評価が高い。また、図書館や就職課等の見学や相談希望にも対応しており、大学への理解を深める重要な機会にもなっている。

その他に、教育後援会（学生の保証人会）からの補助金を活用して、クラス会・ゼミ懇談会を開催し、指導教員と学生が交流する中で、授業や学生生活全般についての意見等を聴取する機会も設けている。懇談会での感想や大学に対する要望、質問等は、ゼミ懇談会報告書に取りまとめた後、学生生活課に提出され項目ごとに集計し「学生の声」として学内に公表している。また、施設・設備に関して改善が必要と見込まれる内容については、管財課に報告され、状況を確認し対応を行っている。【資料2-7-16（2014年度 第15回教育懇談会 配布資料）】 【資料2-7-17（クラス・ゼミ懇談会報告書、学生の声（抜粋））】

さらに「大学探検」授業の中には、学生が直接学長と話すことができる機会「学長とトーク」を設けている。「学長とトーク」では、大学の歴史、教育理念、大学の将来等について学長の考えを伝えると同時に、学生からの意見や要望についても、学長自らが聞き取っている。

上記を通じての学生の要望から、トイレのウォシュレット、サニタリーボックス（衛生機器）、暖房便座や音姫の設置等を行ってきた。また、状況に応じた冷暖房の開始・終了やスクールバスのりばの冷暖房設備導入、学生食堂では、第1学生会館1階の改装、さらには、各食堂の座席の増設等の改善にも結びついている。【資料2-7-18（2015年度 CampusSquareの操作方法・大学探検）】

以上のとおり、本学では諸方面において、適切な学生サービスを行っている。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

聴覚障がい者のサポートに関して、「要約筆記演習」授業の履修をノートテイクの資格要件としているが、履修者が少なくノートテイクの確保が難しい。その結果、ノートテイクの方法がボランティア学生任せになっている現状がある。今後は、聴覚障がい学生とノートテイクの登録者が会する機会を継続的に設けることにより、ノートテイクをする側、される側の共通理解をさらに深める方法を検討していく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の専任教員数は、図表2-8-1で示すとおり全学部で156人（学長を除く）であり、各学部学科とも、大学設置基準第13条（専任教員数）別表第1で規定する学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数、別表第2で規定する大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数を上回る教員数を配置している（ただし、文化社会学科は必要基準数と同数）。また、別表第1の備考1で規定する教授数についても、全ての学科で基準を上回る数を担保している。

実習を伴う実学系の学科においては、総合子ども学科で教員基準数の約2倍、看護学科で約3.1倍、理学療法学科では約2.5倍の教員を配置し、細分化された専門性の高い分野への対応、きめ細やかな実習指導に対応できる教育体制を構築している。また、看護学科では、学外実習をより充実させるために実習助手を採用し、実習現場での教育効果を高めている。

【資料2-8-1（全学の教員組織）】

図表2-8-1「専任教員数」

（単位：人）

学部・学科		大学設置 基準数	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
文学部	日本語日本文化学科	6	6(1)	2(1)	6(5)	0(0)	14(7)	0(0)
	英語文化学科	7	4(1)	2(2)	5(1)	0(0)	11(4)	0(0)
	多文化コミュニケーション学科	6	6(2)	3(2)	1(1)	0(0)	10(5)	0(0)
	メディア表現学科	6	3(0)	2(2)	5(1)	0(0)	10(3)	0(0)
	学部計	25	19(4)	9(7)	17(8)	0(0)	45(19)	0(0)
人間科学部	心理学科	10	6(3)	4(2)	2(1)	0(0)	12(6)	0(0)
	総合子ども学科	10	10(2)	7(3)	1(1)	2(2)	20(8)	0(0)
	文化社会学科	9	5(2)	3(1)	2(1)	0(0)	10(4)	0(0)
	生活環境学科	9	6(4)	4(2)	1(1)	0(0)	11(7)	0(0)
	学部計	38	27(11)	18(8)	6(4)	2(2)	53(25)	0(0)
看護リハビリ テーション学部	看護学科	12	11(10)	8(8)	14(14)	5(5)	38(37)	4(4)
	理学療法学科	8	8(0)	4(1)	5(5)	3(1)	20(7)	0(0)
	学部計	20	19(10)	12(9)	19(19)	8(6)	58(44)	4(4)
大学設置基準 別表第2		32	—	—	—	—	—	—
総計		115	65(25)	39(24)	42(31)	10(8)	156(88)	4(4)

()内は女子数

また、資格養成課程に係る法令等の教員基準数については、看護師、保健師及び助産師は保健師助産師看護師学校養成所指定規則、理学療法士は理学療法士作業療法士学校養成

施設指定規則、また、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高校教諭及び養護教諭は教職課程認定基準、保育士は指定保育士養成施設指定基準、学芸員及び司書については、文部科学省の指導内容にそれぞれ準拠しており、資格養成教育に必要な教員を十分に担保している。【資料2-8-2（職業資格関連の指定基準と現状との対比）】

大学院についても、人文科学総合研究科及び看護学研究科の各専攻共に、大学院設置基準第9条（教員組織）で規定する必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数を上回る教員数を配置している。【資料2-8-3（全学の教員組織）】

次に、専任教員の年齢構成は、図表2-8-2で示すとおり、各学部とも各年代層に人員が配置され、適正に構成されている。

図表2-8-2「専任教員年齢構成」

職位 \ 年齢	～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳～	合 計
教 授	0人	0人	7人	28人	30人	0人	65人
准教授	0人	9人	22人	6人	2人	0人	39人
講 師	0人	14人	15人	9人	4人	0人	42人
助 教	1人	6人	1人	2人	0人	0人	10人
合 計	1人	29人	45人	45人	36人	0人	156人
割 合	0.6%	18.6%	28.9%	28.9%	23.0%	0%	100.0%
助 手	1人	1人	2人	0人	0人	0人	4人

次に、教員の採用、昇任等については、「就業規則」「教職員任免規程」「甲南女子大学教員選考規程」及び「甲南女子大学教員選考基準」を整備し、厳正に運用している。【資料2-8-4（就業規則）】【資料2-8-5（教職員任免規程）】【資料2-8-6（教員選考関係規程）】

教員採用、昇任プロセスは、次のとおりである。

年度当初に、次年度の人事計画を各学科で提起し、学部で集約統括し、学長への報告を行う。学長は、報告に基づき内容を検討し、大学評議会において基本方針を決定する。承認された人事計画を基に、個別の人事について当該学科長、学部長、大学評議員が協議し、学部長が教授会に発議する。その後、人事委員会が構成され、教員選考基準に基づいて審議を行う。学部長は、人事委員会の結果を学部教授会に諮り審議を行うが、最終的な決定権は、学長が保有している。

教員採用にあたっては、原則として公募制による募集方式を採用している（一部資格系分野においての特別な場合を除く）。募集方法は、主に大学WEBサイト、独立行政法人科学技術振興機構の「JREC-IN」等で募集情報を掲載し、公募を行っている。募集に際しては、履歴書、業績調書、業績を裏付ける資料（論文抜刷り等）の書類の提出を必要としている。【資料2-8-7（教員公募関係資料）】

ただ、現行の採用の仕組みでは、選考面で研究業績偏重の傾向がある。高い研究業績は非常に重要だが、教育力や人格が高潔であることも教員として不可欠な資質である。現在、この点を評価に組み込む採用プロセスの見直しに着手している。また、学校教育法の改正趣旨を踏まえ、当該学科の意向重視の教員人事から、最終決定権を持つ学長のリーダーシッ

プ等が十分に発揮できる人事プロセスの検討を行っている。

大学院についても、「甲南女子大学大学院教員選考規程」及び「甲南女子大学大学院教員選考基準」に基づき、厳正に行っている。【資料2-8-8（大学院教員選考関係規程）】

本学では、P.42に記述のとおり、平成19(2007)年度から教員の資質向上と自己能力の開発、自己啓発を目的に、教員自己評価を開始しており、そのツールとして「教員自己評価票」を作成している。教員自己評価票中の評価項目として、「教育活動」「大学運営」「社会活動」等の各状況を設定し、それぞれの活動内容について自己評価を行っている。教員自己評価の内容は、各教員が自己評価票にまとめ、学長及び学部長が内容を確認し、今後の本学の教育活動の活性化につなげている。【資料2-8-9（教員自己評価票関係資料）】

次に、FDに関しては、以下のとおりである。

平成20(2008)年度から学士課程におけるFDが義務化され、また、教育基本法においては、教員は「絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」「養成と研修の充実が図られなければならない」ことが規定されている。また、この法律での規定事項の他、ここ数年のFDについては、①使命・目的及び教育目的を果たすことが、大学の社会的責任であること（中央教育審議会「学士課程教育の再構築に向けて」平成20年12月答申）、②予測困難な時代において、学生が未来社会を生き抜く力を習得するため（中央教育審議会「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」平成24年3月審議まとめ）、③大学が我が国と世界の安定的、持続的な発展に重要な役割を担うことが重要な責務（中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」平成24年8月答申）、が求められるようになっている。

本学のFDは、FD委員長、FD副委員長、学長、学部長で構成する全学FD委員会を主軸とし、上記の要請に従い、教員の資質や能力向上による学部・学科の教育目的の達成、教育学習効果の最大化を目的として取り組んでいる。全学FD委員会には、下部組織として学科FD部会を設置し、各学科に共通するFDに関する重要事項の協議等を行っている。

最近の本学FDの主な取り組みとしては、P.29に記述のとおり、平成24(2012)年度からの「授業公開」の開始を挙げることができる。また、授業公開の終了後には検討会「拡大FD委員会」を開催し、参加者の率直な意見交換を行いFDや学生対応等のノウハウ等についての情報共有に努めている。授業公開は、授業改善のみならず、指導力向上のためにも役立っている。平成26(2014)年度からは、授業公開を兼任講師や職員にも門戸を広げている。また、拡大FD委員会についても兼任講師や職員が参加することができ、授業についての意見交換を行っている。【資料2-8-10（甲南女子大学全学FD委員会規程）】【資料2-8-11（第2次全学中期計画アクションプラン「FDの新たな展開」）】【資料2-8-12（授業公開関係資料）】【資料2-8-13（FD検討会（拡大FD委員会）会議記録）】

また、冊子「授業実践のヒント2015」を作成し、新任教員に配布している。この冊子は、授業シラバスの作成、授業、成績評価、学生とのコミュニケーションの取り方に関して、教育経験が浅い教員にも配慮した内容になっている。なお、FD全体の事務局は、学術研究支援室が担当している。【資料2-8-14（冊子「授業実践のヒント2015」）】

また、看護リハビリテーション学部では、学部や学科の教育目的、カリキュラムポリシーに適合した教育システムの整備・改革、カリキュラムの改善、教育・研究能力の向上を目的に、看護リハビリテーション学部FD委員会を組織している。平成23(2011)年度は計

16回、平成24(2012)年度は計16回、平成25(2013)年度は計11回、平成26(2014)年度には計11回のFD委員会に係る会議を開催した。また、大学院看護学研究科でも、研究科開設の平成24(2012)年度以来、看護学研究科FD委員会を設置しFD活動を行っている。【資料2-8-15(看護リハビリテーション学部 平成26年度自己点検・評価報告書)】

研究成果等を社会に還元することによる社会貢献も、大学の重要な責務である。さらには、科学研究費助成事業(科研費)をはじめとする外部資金獲得による研究の充実、研究費の適切な執行、研究倫理等の研究行動規範の遵守等、適切な研究活動を行うことも教員の資質として重要なことであり、本学では学術研究支援室を中心に適切な研究活動を確保するための支援を行っている。【資料2-8-16(第2次全学中期計画アクションプラン「研究活動の活性化と外部研究費の獲得増」)】

次に、教養教育実施のための体制の整備について述べる。

本学の教養教育は、本学学生としての歴史・理念教育に加え、大学の学科の専攻分野を超えて「学士力(文部科学省)」「社会人基礎力(経済産業省)」で述べられている能力を獲得し、今後の社会生活及び職業生活において社会人として必要な汎用的、移転可能な能力である「ジェネリックスキル」の獲得を目的としている。

本学の教養教育をになう全学共通教育カリキュラムについては、第2次全学中期計画の「初年次教育と共通教育カリキュラムの再編成」において、新しい共通教育カリキュラムポリシーを定めており、P.28に述べたように、平成28(2016)年度には新カリキュラムを実施する予定となっている。

教養教育の実施体制は、平常の教養教育に関する事項については教務委員会において検討、審議を行い、教授会に上程し審議、決定、または報告を行うという運営上の責任体制を確立している。教務委員会は、教務部長が委員長となり、各学科から1人の教務委員を選任、定期的に委員会を開催し、教養教育実施のために必要な規程改正、科目表改正、時間割作成等を行っている。なお、教務委員会は、職員も議決権のある構成員となっており、教職協働体制で教学事項の検討、決定にあたっている。

また、教養教育において特段の対応が求められる場合は、必要に応じて検討チームを編成して専門的に検討し、教学経営会議で審議・承認する体制を構築している。【資料2-8-17(共通教育カリキュラムポリシー)】【資料2-8-18(教務委員会議事録)】【資料2-8-19(第2次全学中期計画アクションプラン「初年次教育と共通教育カリキュラムの再編成」)】【資料2-8-20(教学経営会議議事録)】

以上のとおり、本学では教員の配置・職能開発等を適切に行っており、教養教育実施のための体制を十分に整備している。

(3) 2-8の改善・向上方策(将来計画)

今後は、理念教育等のさらなる充実により、教員の帰属意識の一層の醸成を図ることにより、教員の定着率の向上を図る。さらには、より優秀な教員の採用を目指し、選考において教育力や人物面の審査を強化していく。

また、FDについては、兼任教員を含めた教職員の授業公開への参加を高める等の工夫を行っていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の建築物の多くは、日本を代表する建築家村野藤吾氏のデザイン・設計であり、同氏の手による建築がこれ程に多く集まった場所は、全国でも他に無いと言われている。同氏は、建物の設計だけではなく大学全体のキャンパスデザインも手掛けている。本学の景観は、昭和39(1964)年の開学以来、大学規模の拡大により増築や一部取り壊し等を経ているが、当初と大きくは変わっていない。建物群は眼下に海を望み、借景とする六甲山の稜線に沿って東西に長い校舎等を並べ、斜路を南北に走らせる配置となっており、また、ユニークな窓枠は一つとして同じものはない等、それぞれの建物は独自の個性を保有している。なお、昭和49(1974)年には、大学キャンパス全体に対して「神戸市建築文化賞」を受賞しており、現在でも多くの建築関係者が見学に訪れている。

本学の施設、設備等の概要については、エビデンス集（データ編）の「表2-18 校地、校舎等の面積」「表2-19 教員研究室の概要」「表2-20 講義室、演習室、学生自習室の概要」「表2-22 その他の施設の概要」に示すとおりであり、大学設置基準第34条（校地）、第35条（運動場）、第36条（校舎等施設）、第37条（校地の面積）、第37条の2（校舎の面積）、第38条（図書等の資料及び図書館）、第39条（附属施設）、第40条（機械、器具等）、第40条の3（教育研究環境の整備）の各基準の十分な準拠はもとより、大学の教育環境として十分な規模を適切に整備し、有効に活用している。

これらの施設、設備等の整備にあたっては、主として安全を重視したリスク・コンプライアンス面からの対応と、学生及び教職員の利便性の向上の2つの側面から、中長期的視点で整備を行い、有効活用を図っている。

具体的には、まず経営ニーズを実現するグランドデザインを立案し、中長期的な校舎のあり方を検討している。2つ目には、修繕履歴、建物診断等から経年劣化や危険箇所を判断し、設備改善中期計画に反映するための整備ニーズの把握に当たっている。また、学生及び教職員の要望をくみ上げる方法として、ゼミ懇談会での報告書や教職員のニーズをメールで募集する等、優先順位を付し中期計画に反映している。3つ目には、年度事業計画を立案し実施している。中期計画を毎年見直す中で、実施項目の精査を図り、「施設設備費」「一般経常費」及び「その他事業費」として予算化し、PDCAサイクルを回している。

グランドデザインを描くことで、中期的な視点でのファシリティマネジメントが進捗し、時間軸、資金面から効率的な整備が可能になった。一方で、ニーズの把握に重点を置き、教育環境の向上はもとより、女子学生にとってのアメニティの向上を柱として打ち出している。一般的に大学は、経年劣化対策や危険箇所の撲滅等に傾倒しがちであるが、トイレのあり方等、女子大学として求められる施設・設備のセンスを磨くことも肝要である。また、昨年度から施設、設備整備に関する企画運營業務を、高度な知識と経験を持つ専門業

者に外部委託したことにより、専門的な知見を活用できる環境を整えてきた。

加えて、平成26(2014)年度に満足度調査を教職員に実施する等、定量的に達成度を測ることに努めている。【資料2-9-1(甲南女子学園財産目録)】【資料2-9-2(校舎のあるべき姿検討プロジェクト関係資料)】【資料2-9-3(第2次全学中期計画アクションプラン「設備改善中期計画立案」)】【資料2-9-4(建物診断関係資料)】【資料2-9-5(クラス・ゼミ懇談会報告書、学生の声(抜粋)】【資料2-9-6(教職員へのニーズ調査)】【資料2-9-7(満足度調査)】

次に、教育環境は、「学習そのもの」の環境と「生活の場」としての環境の2要素から成り立つものと本学では考えている。

「学習」環境については、「空調」「感知式点滅照明」「自習スペース」の3つの視点で取組みを進めている。空調は、中長期的には、部屋(教室)ごとの「個別調整」を目指しており、校舎の新築や改築・改修のタイミングでの実施を検討し進めている。集中方式の冷暖房の教室等では、寒暖の状況に応じて機械室で迅速に温度調整を行っている。室内の温度差の解消のため、サーキュレーターの使用を試行中で、効果が見込まれた場合、教室、演習室へ全面的に展開する予定である。教室の照明については、使い勝手のよい点灯方式の導入を順次図っている。自習スペースとしては、平成13(2001)年からP.31に記述の「コモンルーム」を全学科に設置・拡充している。

「生活の場」としての環境への取組みでは、「汚い」「臭い」「暗い」を撲滅し、女子大学らしく「キレイ」「かわいい」「楽しい」の実現を目指しており、特に学生が日常的に使用するトイレでは、既に100%ウォシュレットを装備している。学生食堂については、計4か所に約800席を設置している。大学キャンパスに欠かすことのできない植栽関係については、学内の花壇等を最低年4回植え替えする等、女子大学らしい季節の花を楽しめるよう努めている。また、平成17(2005)年から大学構内、平成22(2010)年からは大学付近一帯も禁煙とし、美化や健康増進を推進している。

次に、図書館の整備については、以下のとおりである。

図書館は、本館と新館で構成されており、本館が地下1階～4階建で、延床面積3,838㎡、新館は1階～3階建で、延床面積2,338㎡の総延べ床面積6,176㎡の規模となっている。

図書・資料の所蔵数は、図書冊数が約49万5,739冊(内、開架図書冊数49万70冊)、定期刊行物5,498種類(内、内国書4,417種類、外国書1,081種類)、視聴覚資料1万4,553点、電子ジャーナル6種類、データベース契約数11、となっている。

本学では、大学開学当初から教育や研究に必要な多様な貴重図書を収集し、図書館に収蔵してきた。日本のものでは、鎌倉時代初期に書写された「古今和歌集」や同時代中期に書写された「源氏物語 梅枝(うめがえ)」等の国の重要文化財級の写本を、外国のものでは、「シェイクスピア戯曲全集」(ファーストフォリオ 1623年)等の世界的な文化遺産とも言える極めて貴重な書物を多く所蔵している。館内に所蔵するこれらの貴重図書は、専用の貴重書庫において温度湿度の適正な管理保存を行っている。さらには、版本、写本等の電子化も進めており、学部・大学院学生や教員の研究用として学内で公開している。

図書館内には、検索用のOPAC(Online Public Access Catalog)端末が15台、AVブースが22台、マイクロ専用デジタルスキャナー1台、ブックコピー機1台、コピー機3台を設置している。

開館時間は、平日は午前9時～午後9時まで、土曜日は午前9時～午後5時までの時間帯とし、学習を支援する体制を十分に整備している。また、開館時間には、学生の利用や手続きが円滑に進むよう複数の専門司書を配置しており、閉館まで多くの学生が利用している。

本館1階には、ラーニング・コモンズ「リーブル」を設置し、プロジェクターやホワイトボードを使用して数人のグループで自主的に学ぶアクティブラーニングを行っている。平成26(2014)年には、本館4階に定員40人のセミナースペースを開設、無線LAN・ノートPC40台を利用し、レポート・論文作成のための検索講習や学内の講演会、学生の自主学習等で多様に活用されている。4階南側のライティングスペースでは個人PCの接続を可能とし、レポート作成の学生や静読する学生等に利用されている。セキュリティゲートは入館退館両方にあり、滞在時間や滞在者の確認が出来るシステムになっている。また、平成26(2014)年度から図書にICタグ貼付を開始したことにより、利用の多い図書の貸出が迅速化され、さらに平成28(2016)年度には、全蔵書の貼付による自動貸出機の導入も予定している。学習や研究に利用の多い電子ジャーナル・データベースは、16種類の契約を行い、学内からの接続利用を行っている。

また、学生の情報リテラシー教育として、1年生全員に資料の検索演習を行い、2・3年次生には学科別に、図書・記事論文・新聞資料の検索や所在と入手方法の演習を実施、ゼミ単位で4年次生に卒論のための文献講座も実施している。レファレンスは、国会図書館の共同データベースに参加する等、学生への支援を強化している。

相互利用については、他大学からの文献複写依頼が1,017件、本学から他大学への依頼が893件あり（平成26(2014)年度実績）、平成16(2004)年度よりWEBから申込みができるシステムを導入する等、迅速な対応を可能としている。電子ブックも、徐々に増えている。また、大学紀要の電子化を図り、大学紀要及び大学院論集のバックナンバーは全て電子化されており、「甲南女子大学学術情報リポジトリ」を通じて学内の研究成果を学外に発信している。

読書支援としては、学生のボランティアサポーターのグループと協力して「ビブリオバトル」や「読書マラソン」の継続、「コメント大賞」や「学生川柳」「朗読会」の募集を行っている。さらには、館内での個別の指導や講習会等で学習支援を行っている。

以上のとおり、図書館は十分な学術情報資料を確保し、開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。【資料2-9-8 (LIBRARY GUIDE 2015)】【資料2-9-9 (甲南女子大学図書館利用規程)】【資料2-9-10 (貴重図書及び準貴重図書に関する内規)】【資料2-9-11 (甲南女子大学開学50周年記念大貴重書展 配布資料)】【資料2-9-12 (甲南女子大学学術情報リポジトリ規程)】【資料2-9-13 (図書、資料の所蔵数)】【資料2-9-14 (図書館関係資料)】【資料2-9-15 (読書支援関係資料)】

次に、IT施設については、以下のとおりである。

本学では、ますます多様化する高度情報化社会に対する情報処理能力の向上や、国際社会に必要な語学力向上に対応するため、情報処理教育に利用可能なコンピュータ教室5室と語学教育のサポートを目的としたCALL(Computer Assisted Language Learning)教室4室、学生が自由に利用可能な自習室1室とその他の教室と合わせ、各教室に合計457台のコンピュータを設置している。また、コンピュータ教室及びCALL教室については、授業時間以外は自習室として開放し、学生の自由利用に供している。

導入している機器に関しては、IT管理課において、更新時期を適切に判断し更新作業を行っている。現在導入の機器は、機器の経年劣化対応や処理能力向上のため、平成23(2011)年度にコンピュータ教室4室と自習室1室、平成24(2012)年度にCALL教室4室のコンピュータ機器とシステムのリプレースを行ったものである。最新機器への更新と同時に、OS及び導入ソフトウェアのバージョンアップを図ったことにより、より高度な情報処理を可能としている。

導入するソフトウェアのバージョンは、担当教員とIT管理課で検討し適切に対応している。また、CALLシステムを更新したことにより、学習者個人のスキルに合わせた個別学習教育環境等、教育環境が向上している。また、設置しているコンピュータに関しては、IT管理課で一元管理し全台にAntiVirusソフトを導入し、コンピュータウイルス等の脅威に対しては、リアルタイムで監視、問題発生時には即座に対応できる体制を構築している。また、平成24(2012)年度より学内無線LAN環境の整備を進め、平成25(2013)年度には学内全域で利用可能となり、タブレット端末等を利用した時間や場所に拘束されない自由度の増した新しい学習環境を提供している。機器のサポートに関しても、トラブル発生時にはIT管理課が迅速に対応する等、IT施設・設備の適切な整備を行っている。【資料2-9-16(甲南女子大学WEBサイト「機材ソフトウェア」)】

次に、施設・設備の安全性の確保については、日常点検や法令等で定められている定期点検を通じ、不具合がある場合はその都度迅速に対応している。

定期点検は、電気設備精密機器点検、飲料水水質点検、簡易専用水道検査、消防設備点検(総点検、機器点検)、防災管理点検、建築物定期検査、地下タンク漏洩検査、ばい煙濃度測定等に及んでいる。

日常点検としては、設備担当者が学内巡回を行い、危険箇所の発見に努めている。

建物の耐震診断については、昭和56(1981)年の建築基準法が改正される以前の全ての建築物のエビデンスチェックを行い、耐震不明な建物に関して耐震診断を行った。その結果、弓道場以外の全建物は、耐震基準を満たしていることを確認している。弓道場に関しては、耐震不足が判明したため、利用者への注意を行うと同時に、対応策を現在検討している。

アスベストについては、昨年の法令改正を踏まえて、改めて実施した全学調査の結果、レベル1に関しては、露出した部分のアスベスト使用が無いことを確認し、レベル2に関しても密閉空間で使用のため、粉じん飛散によるばく露の可能性が無いことを確認している。今後も引き続き、定期的に劣化状況の目視点検または環境測定を行う予定としている。

以上のとおり、施設・設備の点検、日常管理は外部の専門性の高い業者に委託し、法令基準以上の対応を実施している。その内容は、点検報告、業務日報として適宜報告を受け、緊急を要するものや優先度の高い修繕については、遅滞なく実施している。危険箇所確認やリスクアセスメントについては、建物診断、設備担当者の巡回により確認している。法改正や行政の指導についても適切に対応する等、施設・設備の安全性・耐震性を十分に確保している。【資料2-9-17(施設・設備点検管理関係資料(抜粋))】

バリアフリーについては、次のとおりである。

本学は、六甲山系の南面傾斜地に立地し各構造物が建っているため、特に南北方向の移動は、坂道または階段を利用せざるを得ないキャンパス環境がある。

その環境下での可能な限りの利便性の向上を目指して、平成23(2011)年度に4号館と9

号館及び管理棟をつなぐ通路にスロープを設置し、平成12(2000)年に新築した9号館及び平成19(2007)年に新築した1号館では、玄関の自動ドア、スロープ、障がい者対応のエレベータ、車椅子対応トイレを整備している。また、使用頻度の高い7号館のエレベータの利便性を高めるため、平成24(2012)年11月に新たに1基を増設している。

また、障がいを持った学生の入学が決まった時点で学生の要望・意見を確認し、平成18(2006)年には5号館2階のトイレを車椅子用に改修し、玄関に雨よけを設置する等、必要な対応を迅速に行っており、特に問題は生じていない。【資料2-9-18 (バリアフリー関係資料)】

次に、施設、設備等に関する学生の意見のくみ上げ状況については、以下のとおりである。

本学では、クラスまたはゼミ単位で、年1回程度行っている懇談会の場において、教員と学生が学生生活全般の自由な意見交換を行うことにより、学生が持つ悩み、意見、要望等を確認している。学生生活課に提出された懇談会の実施報告書は、各項目を集計後、「学生の声」として学内に公表している。その中でも、施設、設備等に関連したものについては、中期計画または事業計画を策定する際に、学生ニーズを把握する材料として活用している。

上記以外にも、学生生活課が月1回程度、クラブ代表者から学生の意見を聴取する等、施設・設備に関する学生の意見等をくみ上げる体制を構築している。【資料2-9-19 (クラス・ゼミ懇談会報告書、学生の声(抜粋))】

授業を行う学生数の適切な管理については、本学では教育効果を高めるために、授業を行う学生数(クラスサイズ)について、次の基準を置いている。

- ・1年次の基礎演習から4年次の卒業演習・研究までのいわゆるゼミは、学生同士の発表を想定し、「20人以下」とする。
- ・語学科目のうち会話を主とした科目は、教員や学生同士の会話時間を設定する必要性から、「30人以下」とする。
- ・以上を除いた演習科目は、学生同士の討論の機会を想定し、「40人又は50人以下」とする。
- ・コンピュータ関連授業は、個別指導の必要性と機材の問題を想定し、「40人以下」とする。
- ・講義科目は、大人数クラスがもたらす私語や、携帯電話のメール等、授業を妨害する学生が加わるリスクが増加し、それに対応した指導の必要性を想定し、可能な限り「100人以下」とする。

従前では、施設・設備の関係上、最大のクラス人数を「300人」としていたが、上記の状況を防止し授業環境の改善を図るため、平成25(2013)年度より、最大履修者数を原則「200人以下」とすることを教務委員会で検討・決定し実施している。資格取得を目的とした科目においては「200人」を超える希望者も想定されるが、通常想定される科目では、複数開講を行うことによって、その数を超えないように努めている。【資料2-9-20 (教務委員会議事録)】

以上のとおり、本学では、教育環境について十分な整備を行っている。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

本学は、キャンパスが傾斜地に立地しているため、バリアフリーの完全な確保は極めて困難である。前述のとおり、現在まで特段の問題は生じていないが、本学キャンパスのグランドデザインを策定する「校舎のあるべき姿プロジェクト」において、引き続きバリアフリー等、キャンパスの安全性の一層の向上について、さらに検討・実現を図る。

また、女子大学としての本学のキャンパス、つまり女子学生にとってのニーズを満たした環境をさらに確保していく。

[基準2の自己評価]

本学は、大学の使命や目的等を踏まえ、学部、学科、研究科等の教育目的を明確に定め、3つのポリシー（方針）を策定してきた。ここ数年はこのポリシー等を基本に、学内の共通理解のもとで組織的に教学経営を着実に進捗させている。

より具体的には、学科カリキュラムの改革、質の高い学修サポート体制の構築、卒業後のケア、実効性のある学生サービスの提供、教員の質の保証、それらを担保する学習環境の充実・整備等について、教職員協働の体制でたゆまず努力し、これらを高度なレベルにおいて達成してきた。このことにより本学の学修と教授の面は、より充実したものになっている。また、これらを学内外に適切に発信することにより、入学前から卒業後に至る各ステークホルダーから高評価を獲得し、その結果として経常的に安定した学生募集や就職状況等につながっているものと評価している。

今後も、大学の使命や目的等の実現のために、学修と教授の面でさらなる充実を目指していく。平成27(2015)年度からは、第3次全学中期計画を発動させているが、その中にも「基礎学力・主体的学修力の向上」「学部・学科・定員の最適化の検討・推進」「FDの改革」の重点課題を含んでおり、これらの取組みを継続、強化していく。

以上のとおり、本学は基準2を満たしていると評価する。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学は、特に私立大学は、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」（私立学校法第1条）と定められており、つまりは大学による自主・自立を基本とする組織でありながらも、非常に高い公共性を保有する機関であり、その地域の社会ニーズに沿った質の高い大学教育について責任ある行動が求められている。

本学は、「学校法人甲南女子学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）及び「甲南女子大学学則」（以下「大学学則」という。）「甲南女子大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）で示すとおり、この私立学校法等に則り大学教育事業を展開している。

また、教育基本法第7条は、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」、学校教育法第83条では「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められている。

本学は、「寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、これらの法令に則り、「大学学則」第1条において、「本学は、個性尊重・全人教育の伝統を基調として広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、誠実にして品位ある人格を養うとともに、教養高き女性を育成し国家社会の進運に寄与することを目的とする。」と本学の目的を明確に規定している。【資料3-1-1（学校法人甲南女子学園寄附行為）】【資料3-1-2（甲南女子大学学則）】【資料3-1-3（甲南女子大学大学院学則）】

また、本学は、教育方針である「全人教育」「個性尊重」「自学創造」をもって、建学の精神「まことの人間をつくる」ことを掲げており、これらの理念等を達成するため、理事会、理事小委員会、評議員会、監事機能等を有機的に機能させている。つまり、最高意思決定機関である理事会を主軸とし、理事長が、唯一の法人代表者として業務を総理しており、その業務執行は、寄附行為を主体に「理事会業務委任規則」「甲南女子学園事務組織規程」「甲南女子学園職位規程」「甲南女子学園稟議規程」「甲南女子学園経理規程」、

その他の諸規程に基づき、適切に行われている。

その他、個人情報保護、ハラスメント等の人権侵害、公益通報者保護、研究倫理に関する規程等も十分に整備している。【資料3-1-4（各関係諸規程）】

また、「寄附行為」に基づいて、理事会及び評議員会を定期的を開催し、理事、監事及び評議員の選任、監事の業務監査・会計監査、監査法人による会計監査を行っている。【資料3-1-5（理事会の開催状況）】 【資料3-1-6（評議員会の開催状況）】

以上のとおり、本学では、教育理念等を軸に私立大学としての自主性を確立しつつも、公教育を行う教育機関としての組織倫理に関する諸規程に基づき、法令を遵守し、適切に学校運営を行っている。

本学では、使命・目的の実現に向けて、「寄附行為」において意思決定の最高決議機関としての理事会、その諮問機関として評議員会、さらには、「理事会業務委任規則」に基づいて理事長、学長及び校長への委任事項を除く重要案件事項を意思決定する理事小委員会、大学の教学及び経営の発展を目的として、全学的、中長期的または戦略的事項等を立案、審議、決定等を行う教学経営会議を設置し、その実現のための継続的努力を図っている。【資料3-1-7（理事会業務委任規則）】 【資料3-1-8（甲南女子大学教学経営会議規程）】

そして「大学の使命」を達成するために、平成24(2012)年から平成26(2014)年までの3年間で実行する第2次全学中期計画を策定した。これは平成21(2009)年から平成23(2011)年までに実施した第1次中期計画に引き続く全学的な中期計画となっている。

この第2次全学中期計画では、5つの戦略目標を掲げた。その第1は、教育と学生生活の質の保証を視野に入れた「教員力・職員力の向上」、第2は「優秀な入学者の確保」とし、目的意識を明確に持った学生を受け入れることが、大学全体の活性化にも連動するものとしている。第3には「学士力の向上」を掲げ、ここでは大学4年間で学び身に付ける教養や知識を明確に提示することを求めている。第4は「就職率の向上」とし、就職活動を行う学生をサポートするためのあらゆる方策を探り続けてきた。法人として100年近い歴史を持つ本学は、関西地区において強固なブランド力を有すると自負しているが、さらに品格・国際性・社会貢献分野でその力を高めるため、最後に「甲南女子ブランドの向上」を掲げた。そして、毎年度末に中期計画の進捗状況の検証・評価を行うことにより、PDCAサイクルによる継続的な計画の進展を目指してきた。

現在は、平成27(2015)年から3年間で実行する第3次全学中期計画を開始している。

さらには、平成32(2020)年の法人（甲南女子学園）創立100周年を視野に、使命・目的の実現に向けて全学中期計画で示された具体的な各課題に真摯に取り組む、解決していく努力を全教職員に求める等、常に使命・目的の実現への継続的な努力を続けている。【資料3-1-9（第1次中期計画関係資料）】 【資料3-1-10（第2次全学中期計画関係資料）】 【資料3-1-11（第3次全学中期計画関係資料）】

以上のとおり、本学では、理事会、評議員会、理事小委員会及び教学経営会議の意思決定機関が機能的に運営され、使命・目的の実現への継続的努力を図っている。

次に、本学は、国が定める教育関連法令である教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、資格取得に係る各法令、学位規則、学校保健安全法、その他労働基準法、学校法人の登記に関する組合等登記令を適切に遵守している。

さらに、各法令が規定する届出・申請事項等も、正確に遅滞なく行っており、また、大学の設置、運営に関連する法令も遵守している。

次に、人権については、「甲南女子学園個人情報保護規程」「甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程」「甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程運用指針」「甲南女子学園公益通報者保護規程」「甲南女子大学研究倫理委員会規程」「甲南女子大学研究倫理審査細則」「甲南女子大学利益相反委員会規程」「甲南女子大学利益相反ポリシー」等、国の指針に基づく個人情報保護、ハラスメント等に関する人権侵害、研究倫理、公益通報者保護等に関する規程も整備し、コンプライアンスの強化を図る等、適切に配慮している。

また、学校教育法施行規則に基づく「大学学則」「大学院学則」、私立学校法に基づく「寄附行為」、労働基準法に基づく「就業規則」、学位規則に基づく「甲南女子大学学位規程」等についても、各関係法令を遵守し制定している。【資料3-1-12（各関係諸規程）】

ところで、大学経営は、天災、事件、事故、疾病、負傷、入試、ITセキュリティ、違法行為、不祥事等、実に様々なリスクを含有している。しかも一たび対応を誤れば、大学ブランドは失墜の危機に直面する可能性も高い。大学が社会的責任を果たし教育理念を実現するためにも、これらのリスクを防ぎ的確に対応することにより、大学は社会から信頼される存在になることができる。

つまり、学生、教職員等が日常から危機管理意識を保持し、大学全体としての危機管理体制を構築し運用することが、より健全な大学経営力の強化となる。しかしながら、大学を取り巻く環境は年々変化しており、その変化に応じた危機に迅速に対応できる体制を整備しなければならない。また、危機管理は、あらゆる事象に対応すべきものであるが、その範囲は極めて広い。学生、教職員等の人的な危機管理は勿論のこと、建物及び機器備品に関するものについても、危機管理の方策を講じなければならない。本学としては、これら多くの危機に対応するためには、危機に対応する組織づくり、教育訓練、規程整備、危機管理マニュアルの整備、環境整備等が重要であると考えている。

そのため本学では、これらのリスク・危機に対応するために「甲南女子大学リスクマネジメント規程」を制定し、これに基づきリスクマネジメント委員会を設置している。リスクマネジメント委員会は、リスクまたは発生した危機に対して迅速・的確に対応するための体制を構築、学生及び教職員の安全確保を図り本学の社会的責任を果たすことを目的としており、学長を委員長とし、機動性を高めるため常務理事、各学部長、事務局長、総務課長及び経営企画課長の8人で構成されている。【資料3-1-13（甲南女子大学リスクマネジメント規程）】

また、本学のリスクマネジメントの具体的な行動指針としては「リスクマネジメント基本ガイドライン」を策定しており、「平常時」「緊急時」「危機収束後」のそれぞれのリスクマネジメントについて、具体的な対応を記載している。

また、平成26(2014)年度にはリスクマネジメント委員会において、本学として優先して対応すべきリスク・危機を抽出し、それぞれについての対応マニュアル（「個人情報漏洩対応マニュアル」「緊急時（学生）対応マニュアル」他）を、平成27(2015)年度には「マスコミ等の対応マニュアル」を新たに策定した。

特に防災に関しては、大学の火災予防、災害時における対応の徹底を期し、学生、教職

員防護の観点から「甲南女子学園防災管理規程」を整備し、防災管理に関する必要な事項を定め、併せて「防災マニュアル」を作成している。

それらに基づき、本学では南海トラフ地震や火災等を想定した避難、救助訓練を次のとおり行ってきた。

- ・平成25(2013)年 8月 1号館 避難訓練
- ・平成25(2013)年10月 AED訓練
- ・平成26(2014)年 7月 学生寮(Konan Clover House)訓練
- ・平成26(2014)年 9月 各号館ごとの避難訓練
- ・平成26(2014)年10月 AED訓練
- ・平成27(2015)年 9月 各号館ごとの避難訓練(予定)

【資料3-1-14 (リスクマネジメント基本ガイドライン)】 【資料3-1-15 (各リスク対応マニュアル)】 【資料3-1-16 (甲南女子学園防災管理規程)】 【資料3-1-17 (各種訓練実施状況)】

環境保全については、第2次全学中期計画において「エコ計画の立案実施」を課題として掲げ、電気・ガス・水道等の使用量、ゴミの発生量等について抑制し、CO2排出量の削減等に努めている。【資料3-1-18 (第2次全学中期計画アクションプラン「エコ計画の立案と実施)】

また、環境保全や動物愛護等の観点から、国の法律や指針に基づき、「甲南女子大学動物実験規程」及び「甲南女子大学動物実験委員会規程」を定めている。【資料3-1-19 (甲南女子大学動物実験規程)】 【資料3-1-20 (甲南女子大学動物実験委員会規程)】

次に、教育情報の公表については、公教育を行う大学機関として社会に対する説明責任を果たし、さらにはその教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報を主体として、大学WEBサイトを中心に情報公開を行っている。

同法に基づく公開は、大学WEBサイトのトップページにおいて「教育情報の公表」ページを設置し、同条第1項に掲げられる9項目について、「建学の精神」「学部・学科等の組織・名称」「教育研究上の目的」「教員組織、業績、保有学位」「入学等に関すること」「授業等に関すること」「学修の成果に関する評価等」「在籍学生数等」「学生への支援等」「卒業後の支援等」「授業料等」「キャンパスの概要」等の内容を掲載し、簡易に検索できる環境を整備している。

また、文部科学省通知「大学による情報の積極的な提供について」(平成17年3月14日16文科高第958号文部科学省高等教育局長通知)に基づき、設置計画履行状況報告書、大学評価関係資料等についても、大学WEBサイトで公表を行っている。【資料3-1-21 (甲南女子大学WEBサイト「大学としての取り組み)】

財務情報の公表については、私立学校法第47条第2項に基づき「甲南女子学園財務情報公開規程」を制定し、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」(平成16年7月23日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知)に則り大学WEBサイトで公表している。【資料3-1-22 (甲南女子学園財務情報公開規程)】

そこでは、平成18(2006)年度以降の「年度事業報告書」「資金収支計算書(大科目レベル)」「消費収支計算書(大科目レベル)」「貸借対照表」「財産目録(総括表レベル)」「監事の監査報告書」を公開し、「消費収支計算書の内訳」「収支状況の推移」「帰属収

入の内訳」「消費支出の内訳」「貸借対照表の内訳」「貸借対照表の推移」「財務比率比較表」「財務比率の推移」等について、グラフを用いてステークホルダー等に理解しやすく工夫し説明している。【資料3-1-23（甲南女子大学WEBサイト「財務状況」）】

また、各財務諸表の閲覧の申し出にも対応するため、当該書類を事務局経理課に備え置き、利害関係者には求めに応じ説明することも可能としている。

さらには、学校教育法や私立学校法の法令に則った公表のみならず、Facebook、Twitter等のソーシャルネットワークサービスを利用し、各ステークホルダーに対する各種情報を積極的に発信している。【資料3-1-24（甲南女子大学WEBサイト「公式FaceBookページ」）】

【資料3-1-25（甲南女子大学WEBサイト「公式Twitterページ」）】

「大学ポートレート（私学版）」については、平成26（2014）年10月の日本私立大学振興・共済事業団によるシステム立ち上げと同時に参画し、大学の各種情報の理解しやすい公表に努めている。【資料3-1-26（大学ポートレートWEBサイト「甲南女子大学」）】

（3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

今後、発生する可能性の極めて高い南海トラフ地震を想定し、本学では平成25（2013）年度より本格的に避難訓練を実施してきた。実際に訓練を行うことは、机上の想定と異なり実地で初めて確認できることも多く非常に有意義であったが、教職員を中心とした学生誘導を想定した訓練であったため、今後は学生を含めた避難訓練等を行っていく。

また、平成26（2014）年には、本学として優先するべきリスクや危機の対応マニュアルを策定したが、引き続きその他の各リスク・危機を想定した個別対応マニュアルの作成をさらに進捗させていく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている

（2）3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の最高意思決定機関である理事会は、学園及び大学の重要事項について「寄附行為」に基づき審議し、合議制による最終的な戦略的意思決定を行っている。

理事会では、学校法人関係事項に加え、大学の学部・学科の設置改編等を含めた戦略的計画等の重要事項についても、審議、決定を行っている。

理事会は、年3回（3月－予算関係等、5月－決算関係等、7月－理事・評議員の選任等）の定例会議を軸に、平成26（2014）年度では7回開催した。【資料3-2-1（理事会の開催状況）】

また、最終意思決定を行う理事会の事前の審議会議体として、「理事会業務委任規則」第6条の規定に基づき、理事会は理事会業務の一部を委任する理事小委員会を設置している。この理事小委員会は、理事長が委員会を招集し議長となり、副理事長でもあり「寄附行為」第13条の規定によって指名された理事（あらかじめ理事長職務代理として指名された理事）2人、常務理事、学長、中高校長及び事務局長で構成されている。

理事会及び理事小委員会は共に、「寄附行為」及び「理事会業務委任規則」に基づいてそれぞれの役割を明確に分担し、適切に機能し運営されている。【資料3-2-2（理事小委員会の開催状況）】 【資料3-2-3（理事会業務委任規則）】

理事会の運営は主に「寄附行為」第15条の規定に基づき行われているが、これは「私立学校法」第36条（理事会）に則った内容となっている。「寄附行為」第5条（役員）第1項第1号に12人以上18人以内の理事を置くこととしているが、現在の理事数は17人である。この理事数は、私立学校法第35条（役員）第1項に規定する理事5人以上の設置要件にも適合している。【資料3-2-4（学校法人甲南女子学園寄附行為）】

また、「理事会業務委任規則」第2条（理事会の決定事項）において、「寄附行為」及び私立学校法に則り、理事会の審議・決定事項を次のとおり規定している。

- ・本学園及び本学園が設置する学校の管理・運営に関する基本方針（同条第1号）
- ・理事会が行う理事、監事、評議員及び理事長の選任（同条第2号）
- ・予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項（同条第3号）
- ・決算の承認（同条第4号）
- ・事業計画（同条第5号）
- ・寄附行為の変更（同条第6号）
- ・合併及び解散（同条第7号）
- ・収益事業に関する重要事項（同条第8号）
- ・学則及び教授会規程の制定及び変更（同条第9号）
- ・その他理事会の定める諸規則の制定及び変更（同条第10号）
- ・各号以外の重要又は異例にわたる事項（同条第11号）

理事会の開催にあたっては、議事内容、運営等について「寄附行為」に基づいた適切な運営を行うために、事前に理事小委員会を開催している。

理事会を構成する理事の選任については、「寄附行為」第6条（理事の選任）の規定に基づき執行している。これは私立学校法第38条（役員）の選任）に則った手続きとなっており、「寄附行為」第6条第1項において、次のとおり各選任条項に基づき理事を選任している。

第1号「甲南女子大学長及び甲南女子高等学校長」

第2号「甲南女子大学学部長及び事務局長」（現在は4人）

第3号「評議員のうちから評議員会において選任した者 1人」

第4号「卒業者のうちから理事会において選任した者 1人以上2人以内」

第5号「学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人以上9人以内」

「寄附行為」第6条第1項第1号の規定は、私立学校法第38条第1項第1号、第3号は第2号、その他の理事は、第3号の規定にそれぞれ則っている。

理事の任期は、「寄附行為」第8条（役員）の規定に基づき3年、第1号及び第2号の理事は職名期間とし、退任、辞任等があった場合は、その都度適切に選考を行っている。また、「寄附行為」第6条（理事の選任）第2項において、第1号から第3号までの理事は、「学長、校長、学部長、事務局長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うもの」とす

る。」と規定している。これは、私立学校法第38条（役員の選任）第3項に則ったものである。

これら理事等の選考についても、「寄附行為」に基づいて適切な選考を図るため、事前に理事小委員会において検討を行っている。

また、選考手続等について事前に疑義が生じた場合は、司法書士、弁護士または法務局に確認し、確実な選考を行うよう努めている。

なお、理事会及び理事に係る私立学校法及び「寄附行為」の対応関係は、次のとおりである。

- ・私立学校法第35条(役員)第2項－「寄附行為」第5条（役員）
- ・私立学校法第36条(理事会)－「寄附行為」第15条（理事会）
- ・私立学校法第37条(役員の職務)第1項－「寄附行為」第11条（理事長の職務）
- ・私立学校法第38条(役員の選任)－「寄附行為」第6条（理事の選任）
- ・私立学校法第40条(役員の補充)－「寄附行為」第9条（役員の補充）

本学の理事会は、理事総数17人のうち本法人外部からの理事が10人を占めており、学内的な視点のみならず、広く客観的な視点から審議を進めることが可能な体制としている。この外部理事の多さは、本学の創設の経緯そのものが関西財界人を中心に設立されたことに起因しており、これは本学の特徴あるいは伝統とも言える。また、関西経済連合会会長、関西経済同友会会長の経験者が理事長を務めたこともあり、現在の理事長及び2人の副理事長も経済界の者である。

このような理事長及び理事による理事会の運営により、大学人としての視点のみならず、経済人としての意見も広く取り入れることによって、柔軟で戦略的な大学運営を行っている。また、財務担当理事についても企業の財務責任者として経験ある者を置くことにより、堅実な財務運営を進めている。【資料3-2-5（甲南女子学園役員名簿）】

理事長の選考については、「寄附行為」第5条（役員）第2項に基づき行っている（「私立学校法」第35条（役員）第2項関係）。

本学では、私立学校法第37条（役員の職務）第1項の趣旨に則り、理事長のみが本法人を代表しその業務を総理しており、第37条第2項に規定する「理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表」することは、寄附行為では定めておらず、「寄附行為」第12条（理事の代表権の制限）において、「理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。」と規定している

理事長の職務については、私立学校法第37条（役員の職務）第1項、第38条（役員の選任）及び「寄附行為」第11条（理事長の職務）に則り、執行している。

私立学校法第42条に掲げる諮問事項についても、「寄附行為」第19条（諮問事項）に則り、理事長のもとで評議員会にあらかじめ意見を聞いている。

また、理事長は、私立学校法第38条第4項（監事の選任）に則り、「寄附行為」第7条（監事の選任）の規定に基づき、監事を選任している。

理事長を補佐する体制としては、「寄附行為」第5条（役員）及び「甲南女子学園副理事長規程」に基づき、2人の副理事長を置いている。

さらには理事長に事故があるとき、または欠けたときを想定して、私立学校法第37条（役

員の職務)及び「寄附行為」第13条(理事長職務の代理等)の規定に則り、あらかじめ理事会において理事長の職務を代理し、または職務を行う理事長職務代理を選任している。

以上のとおり、本学の理事等の選考は、「寄附行為」及び私立学校法に基づいて適切に執行されており、また、多くの外部理事も就任している(10人)等、運営の健全性が保たれている。

次に、平成26(2014)年度予算関係(平成26(2014)年3月19日)から決算関係(平成27(2015)年5月25日)期間の理事会の開催及び理事の出席状況は、図表3-2-1のとおりである。

図表3-2-1「理事の理事会への出席状況」

開催年月日	平成26(2014)年							平成27(2015)年			
	3月19日 1回目	3月19日 2回目	5月22日 1回目	5月22日 2回目	7月10日 1回目	7月10日 2回目	12月 17日	3月13日 1回目	3月13日 2回目	5月25日 1回目	5月25日 2回目
定員	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人	12~ 18人
現員	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人
実出席者	17人	17人	16人	15人	17人	17人	15人	14人	14人	17人	16人
実出席率	100.0%	100.0%	94.1%	88.2%	100.0%	100.0%	88.2%	82.4%	82.4%	100.0%	94.1%
意思表示出席	0人	0人	1人	2人	0人	0人	2人	3人	3人	0人	1人

この図表に示すとおり、「寄附行為」第15条(理事会)第9項で規定された理事会開催要件を全て満たしており、また、理事の理事会への出席状況も適切である。

なお、理事の理事会の欠席時の委任状については、平成27(2015)年度の理事会から、理事会における各議案に対して、あらかじめ賛否等の意思を表示できる内容に変更し、理事がより明確に議案に対する意思を表明できる在り方としている。【資料3-2-6(理事会出欠確認資料)】

以上のとおり、本学では使命・目的の実現に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、有効に機能させている。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

理事総数17人のうち外部理事が10人を占める理事会は、学内的な視点のみならず、客観的な外部視点からでも各審議を進めることが可能となっており、これは本学の伝統であり特徴と言うこともできる。

しかしながら、外部理事は非常勤であるため、法人または大学の状況等をリアルタイムで把握することは困難が伴う場合がある。そのため外部理事に対しては理事会開催時のみならず、法人または大学の現況・情報等について綿密な連絡をさらに図っていく等、一層堅実な理事会運営を進めていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学園業務の円滑な運営を図るため、最高意思決定機関である理事会の職務権限の委任について規定した「理事会業務委任規則」を定めている。同規則第7条において、「理事会は、甲南女子大学の管理・運営に関する業務のうち、第2条及び前条第1項に定める事項を除き、教育・研究に関する業務を甲南女子大学学長に委任する。」としており、学長は、大学の教育・研究に関する校務について理事会から委任され、その執行権限と責任を負っていることを明確に規定している。【資料3-3-1（理事会業務委任規則）】

「理事会業務委任規則」以外では「甲南女子学園職位規程」において、本法人全体でのそれぞれの職位の責任及び権限並びに諸関係を明らかにし、各業務執行の円滑かつ能率的な運営を図る責任体制を確立している。同規程第3条第1項第1号においては、学長の職務として、「大学院及び大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。これは、学長が大学校務に関する最終決定権を持ち、教職員の指揮命令権を持つことを意味している。この規定は、学校教育法第92条第3項で掲げる規定の趣旨に整合しており、大学の意思決定の権限及び責任の体制が明確になっている。【資料3-3-2（甲南女子学園職位規程）】

また、大学ガバナンス改革に係る平成26(2014)年度の「内部規則等の総点検・見直し」に関して、監事の所見を既に文部科学省に提出している。【資料3-3-3（内部規則等の総点検・見直しの結果に対する所見）】

本学では、「甲南女子大学副学長規程」を整備しており、同規程第1条において「甲南女子大学に、大学の運営に関して学長の職務を補佐するため、副学長を置く。」と規定し、学部・学科の枠にとらわれない戦略的な業務執行を可能とする副学長を設置している。

本学の副学長は、同規程第2条において、本大学が設置する学部の学部長が兼任する副学長（3人）と、第3条において学長の委任する特定の業務を処理するための特定業務担当の副学長がある。この特定業務担当の副学長については、現在、自己点検・評価及び認証評価受審の業務を推進する大学評価担当副学長を置いている。本学の副学長は、学長から最終的な権限や責任までは委任されておらず、学校教育法第92条第4項で規定する「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」副学長は、現時点では設置していない。【資料3-3-4（甲南女子大学副学長規程）】

また、学長のリーダーシップを支えるために「甲南女子大学学長補佐規程」を制定しており、学長の指示に従い専門性の高い業務について学長を補佐する「学長補佐」の設置を可能としている。現在は、入試問題担当の学長補佐1人を置いている。【資料3-3-5（甲南女子大学学長補佐規程）】

さらには、教育・研究上の重要な事項について学長の諮問に応える「学事顧問」を規定した「甲南女子大学学事顧問規程」を制定しているが、現在は空席となっている。【資料3-3-6（甲南女子大学学事顧問規程）】

平成26(2014)年には、大学の教学・経営の発展を目的として、大学の全学的事項、中長期的事項、戦略的事項等を審議し決定するため、教学経営会議を設置している。この会議では、学長からの諮問事項についても審議を行っており、また、常務理事、各学部長及び事務局長、中高校長等の理事職者と相互の意見・情報交換の場として、学長をサポートする重要機関として機能している。【資料3-3-7（甲南女子大学教学経営会議規程）】

以上のとおり、本学では、学長が校務を円滑に執行するために、学部長兼任の副学長、特定業務を執行・推進する副学長、学長補佐、教学経営会議を設置する等、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。【資料3-3-8（甲南女子学園職位規程）】

次に、本学では学校教育法第93条第1項に則り各学部に教授会を設置し、「甲南女子大学学部教授会規程」（以下「学部教授会規程」という。）に基づき運営している。

「学部教授会規程」第1条では、教授会の設置目的を、教育研究に関する事項を審議する機関として規定し、また、第3条第1項各号では、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとして、教授会の審議事項を次のとおり規定している。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員人事に係る教育研究業績の審査に関する事項

この「学部教授会規程」第3条第1項第1号及び第2号は、学校教育法第93条第2項第1号及び第2号関係、同第3号から第4号は、同第3号関係を担保するものである。

また、第3号関係については、教授会が学長に意見を述べる事項を定めるにあたって、学長はあらかじめ教授会の意見を聴き、当該意見を参酌して決定、周知を図っている。また、「学部教授会規程」第3条第2項各号では、学長の求めに応じ、意見を述べるることができるものとしての審議事項を規定している。

大学院研究科委員会の設置根拠となる「大学院研究会委員会規程」についても、同様に学校教育法第93条の規定趣旨に基づき整備している。

上記のとおり、教授会及び大学院研究科委員会は、組織上の位置づけ及び役割が明確であり、適切に機能している。【資料3-3-9（甲南女子大学学部教授会規程）】【資料3-3-10（大学院研究科委員会規程）】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学長のサポートを推進する体制の強化をさらに進めるため、全学的IR (Institutional Research)や情報分析を行うことができる高度専門的な教員・職員の育成を行う。

また、学長のリーダーシップ体制の確立と同時に、中央教育審議会大学分科会において平成26年2月に「大学のガバナンス改革の推進」でまとめられた学長の選考組織の再検討、学長の業績評価体制の構築も進めていく。これについては、第3次全学中期計画での課題で

ある「大学ガバナンス体制の確立」において推進していく。【資料3-3-11（第3次全学中期計画アクションプラン「大学ガバナンス体制の確立」）】

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

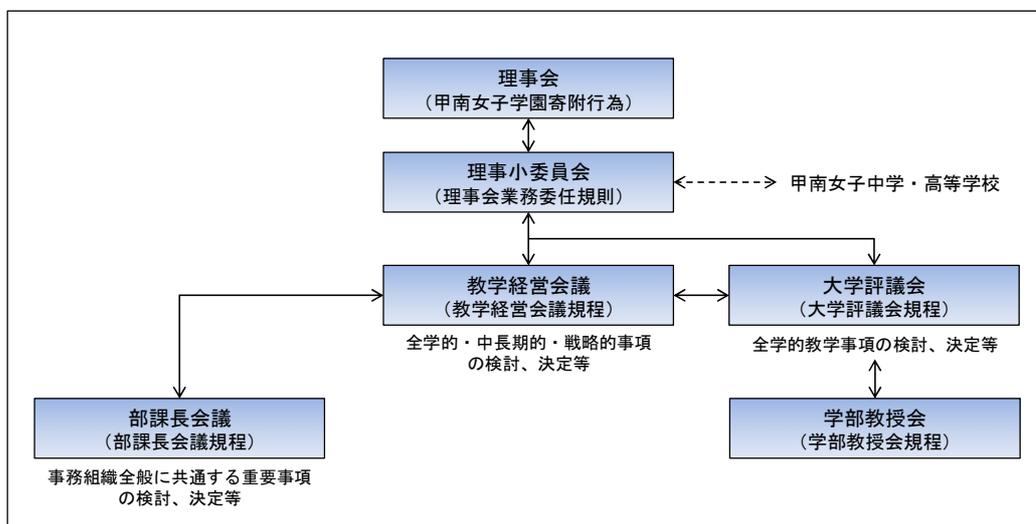
基準項目3-4を満たしている

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人及び大学間の運営上の多様な課題については、理事会、理事小委員会、教学経営会議、大学評議会、学部教授会、部課長会議等で審議を行っている。特に教学経営会議は、法人及び教学部門の中長期的な戦略的重要事項について審議・決定を行う重要機関としての機能を有し、同会議で決定した重要事案は必要に応じて理事長を議長とする理事会または理事小委員会に上程、または大学評議会、学部教授会あるいは部課長会議に報告するワークフローを構築している。

法人及び大学の各管理運営機関の関係を、図表3-4-1に示しておく。

図表3-4-1 「法人及び大学の各管理運営機関」



理事小委員会は、「理事会業務委任規則」第2条で掲げる理事会の決定事項並びに同規則第7条及び第8条で掲げる理事会の学長、校長への委任事項を除く事項、また、諸案件の中で緊急を要する事項について、審議・決定を行う機関としての機能を保有している。また、理事会での審議・報告事項の事前の調整機能を有しており、本学の重要戦略・方針の検討・策定も行っている。

理事小委員会は、理事長を議長とし、2人の副理事長（「寄附行為」第13条によって指名された理事長職務代理も兼任）、常務理事、学長、中高校長及び事務局長の理事職者計7人で構成され、月1回の頻度で開催している。

さらには、学長や中高校長が理事として構成員となっているため、管理部門と教学部門のコミュニケーション機能としても重要な役割をになっている。【資料3-4-1（理事会業務委任規則）】 【資料3-4-2（理事小委員会の開催状況）】

P.68に記述のとおり、平成26(2014)年度には「甲南女子大学教学経営会議規程」を制定し、教学経営会議を設置している。この会議は、従前より法人及び教学部門に関わる課題について学内理事職者7人で様々な情報を交換し、その情報を基礎に大学の基本的または広範囲な事案の方向性・方針を策定してきた「学内理事会」を発展的に改組したものであり、大学の教学及び経営の発展を目的に全学的、中長期的または戦略的事項等の立案、審議、決定等を行う役割をになっている。

教学経営会議では、大学設置等の計画に関する事項、学生募集計画に関する事項、学生教育計画に関する事項、大学教員人事に関する事項、大学職員に関する特に重要な事項、大学組織計画に関する事項、大学中長期計画に関する事項、学長からの重要な諮問事項等について審議・決定を行っている。

構成員は、大学全体の責任者としての学長、中高校責任者として中高校長、学校法人の責任者として理事長から委任を受けている常務理事、学部責任者として各学部長、事務組織責任者として事務局長の学内理事職者7人をもって組織し、それぞれ執行責任者としての役割を明確にしている。議長は学長とし、オブザーバーとして教務部長、入試部長、事務局次長（現在は欠員）、調査部長、総務課長、経営企画課長等が出席し、月2回の頻度で開催している。この会議の設置により、学内の諸問題に対する意識の共有化が促進され、さらには、問題解決の一層の迅速化が図られるようになった。教学経営会議において検討・決定された教学部門、学部運営等の各案件については、学長から大学評議会、各学部長から学部教授会において諸報告が行われている。【資料3-4-3（甲南女子大学教学経営会議規程）】

法人運営に関わる案件については、理事小委員会に上程・審議の上、さらには必要に応じて理事会にも上程され、最終的な審議・決定が行われている。また、事務組織上の案件は、必要に応じて事務局長から教学経営会議や大学評議会、教授会等に提案され、そこで検討・決定された方向性・方針等については、部課長会議に下ろされる場合もある。

なお、教学経営会議の構成員は、部課長会議の一部構成員でもあるため、管理部門と教学部門との連携にも寄与している。

大学評議会は、学長を議長とし、学部長、事務局長、部長、学部及び大学院研究科から選出された教員で構成され、「甲南女子大学大学評議会規程」に基づき、大学院や大学の全学的な教育研究に係る重要事項の審議、学部間の意見調整等を行う、月1回の頻度で開催される教学面の重要審議機関である。【資料3-4-4（甲南女子大学大学評議会規程）】

部課長会議は、本学の行政組織全般に共通する重要事項の協議及び事務の連絡調整を図る機関であり（部課長会議規程第5条）、学長、中高校長、常務理事、各学部長（副学長を兼任）、事務局長、部長職者及び課長職者で構成され、月2回の頻度で開催している。その他、大学行事等の運営に関する重要事項、各部門間で連絡または検討を必要とする重要事

項等について審議を行っている。【資料3-4-5（部課長会議規程）】

以上のとおり、本学では、管理部門と教学部門をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行い、コミュニケーションによる意思決定の円滑化を図れる体制を整備している。

次に、法人と大学の各管理運営機関の相互チェックは、学長、学部長及び事務局長が法人理事となることによって果たされている。学長は理事でもあり、教学経営会議、大学評議会の議長に、学部長も理事であり各学部教授会の議長、大学院研究科委員会の委員長となっている。事務局長（理事）は、法人、大学の両組織の事務局長を兼ねており、これらにより法人と大学の相互の意見を反映し連携を図ることを可能としている。

次に、監事については、以下のとおりである。

監事数は2人であり、これは「寄附行為」第5条第1項第2号に掲げる定数2人又は3人に基づいている（私立学校法第35条第1項関係）。

監事の選考は、「寄附行為」第7条の規定に基づき、本法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む）または評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選考している。これは私立学校法第38条第4項に則っている。

監事の任期は、「寄附行為」第8条及び第9条に基づき3年とし、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない、と規定している。この補充に関する規定は、私立学校法第40条にも則っている。

さらに、監事の職務は「寄附行為」第14条の規定に従い、適切に執行されている。これは、私立学校法第37条第3項に則っている。

監事の選考については、「寄附行為」に基づく適切な選考手続を目指し、評議員会での選考に関する同意行為の前に、理事小委員会において慎重な検討を行っている。

なお、監事に係る私立学校法及び「寄附行為」の対応関係は、次のとおりである。

- ・私立学校法第35条第1項（役員）－「寄附行為」第5条（役員）
- ・私立学校法第37条第3項（役員の職務）－「寄附行為」第14条（監事の職務）
- ・私立学校法第38条第4項（役員の職務）－「寄附行為」第7条（監事の選任）
- ・私立学校法第39条（役員の兼職禁止）－「寄附行為」第7条（監事の選任）
- ・私立学校法第40条（役員の補充）－「寄附行為」第9条（役員の補充）

【資料3-4-6（学校法人甲南女子学園寄附行為）】

平成26(2014)年度予算関係（平成26(2014)年3月19日）から決算関係（平成27(2015)年5月25日）期間の監事の理事会への出席状況は、図表3-4-2に示すとおりである。

図表3-4-2 「監事の理事会への出席状況」

開催 年月日	平成26(2014)年							平成27(2015)年			
	3月19日 1回目	3月19日 2回目	5月22日 1回目	5月22日 2回目	7月10日 1回目	7月10日 2回目	12月 17日	3月13日 1回目	3月13日 2回目	5月25日 1回目	5月25日 2回目
定員	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人
現員	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
実出席者	2人	2人	1人	1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人

監事2人は、ほぼ全会にわたって出席しており、監事の理事会への出席状況は適切である。また、図表3-4-3(P.73)のとおり、評議員会にも、ほぼ全会にわたって出席しており、評議員の意見等の十分な確認を行うことができている。

次に、評議員会の運営は、「寄附行為」第17条の規定に基づき行われている。これは、私立学校法第41条に則った内容となっている。

現在の評議員数は37人であり、「寄附行為」同条第2項の「評議員会は、25人以上38人以内の評議員をもって、組織する。」、私立学校法第41条第2項の「評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員数をもって組織する。」に則り運営している。（現在の理事総数は17人）

また、私立学校法第42条に掲げる諮問事項についても、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞いている。これは、「寄附行為」第19条においても適切に執行されており、諮問機関としての役割を十分に果たしている。

私立学校法第46条に規定する理事長による評議員会への決算等の報告についても、「寄附行為」第32条第2項に基づき適切に執行されている。

各回の評議員会の運営については、毎回事前に開催する理事小委員会において、議案・報告等の内容を、「寄附行為」に基づいて十分に確認する等、適切に行っている。【資料3-4-7（学校法人甲南女子学園寄附行為）】

なお、評議員会の運営に係る私立学校法及び「寄附行為」の対応関係は、次のとおりである。

- ・私立学校法第41条第3項（評議員会）－「寄附行為」第17条第3項（評議員会）
- ・私立学校法第42条（評議員会）－「寄附行為」第19条（諮問事項）
- ・私立学校法第43条（評議員会）－「寄附行為」第20条（評議員会の意見具申等）
- ・私立学校法第44条（評議員の選任）－「寄附行為」第21条（評議員の選任）
- ・私立学校法第46条（評議員会に対する決算等の報告）－「寄附行為」第32条第2項（決算、実績の報告、剰余金等の処分）
- ・私立学校法第50条第1項（解散事由）－「寄附行為」第36条（解散）

次に、本学の評議員の選考は、「寄附行為」第21条の規定に基づき執行している。これは、私立学校法第44条に則った手続きとなっており、「寄附行為」第21条第1項において、次のとおり、各選任条項に基づき評議員を選任している。

第1号「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4人以上7人以内」

第2号「甲南女子大学長及び甲南女子高等学校長」

第3号「甲南女子大学学部長及び事務局長」（現在は4人）

第4号「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人以上5人以内」

第5号「評議員のうちから選任された理事以外の理事のうちから、理事会において選任した者 4人以上6人以内」

第6号「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人以上8人以内」

第7号「この法人の設置する学校に在学する学生及び生徒の保護者のうちから、評議員会において推薦した者 4人以上6人以内」

「寄附行為」同条第1項第1号に規定する評議員は、私立学校法第44条第1項第1号、第4号の評議員は第2号、その他の評議員は、第3号の規定にそれぞれ則っている。

評議員の任期は、「寄附行為」第22条第1項の規定に基づき、第1号、第4号から第6号までの評議員は2年、第2号及び第3号の評議員は職名期間、第7号の評議員は1年とし、任期満了による退任、任期途中の辞任等があった場合は、その都度適切に選考を行っている。

また、「寄附行為」同条第2項において、第1号から第3号までの評議員は、「この法人の職員、学長、校長、学部長又は事務局長の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。」と規定しており、私立学校法第44条第2項に則っている。

評議員の選考については、毎回事前に理事小委員会において、「寄附行為」に基づいた適切な選考の確認を行っている。

なお評議員の選考に係る私立学校法及び「寄附行為」の対応関係は、次のとおりである。

- ・私立学校法第44条－「寄附行為」第21条

平成26(2014)年度の予算関係(平成26(2014)年3月19日)から決算関係(平成27(2015)年5月25日)期間の評議員会の開催及び評議員の出席状況は、図表3-4-3に示すとおりである。

図表3-4-3 「評議員・監事の評議員会への出席状況」

開催年月日	平成26(2014)年				平成27(2015)年	
	3月19日	5月22日	7月10日	12月17日	3月13日	5月25日
定員	25～38人	25～38人	25～38人	25～38人	25～38人	25～38人
現員	37人	37人	37人	37人	37人	37人
実出席者	34人	32人	35人	32人	30人	31人
実出席率	91.9%	86.5%	94.6%	86.5%	81.1%	83.8%
意思表示出席	3人	5人	2人	5人	7人	6人
監事出席者	2人	1人	2人	2人	2人	2人

この図表に示すとおり、「寄附行為」第17条第8項で規定された評議員会開催要件を全て満たしており、評議員の評議員会への出席状況も適切である。

なお、評議員の評議員会の欠席時の委任状については、平成27(2015)年度の評議員会から、評議員会における各議案に対して、あらかじめ賛否等の意思を表示できる内容に変更しており、評議員が各議案に対して、より明確に意思を表明できる在り方としている。

次に、大学ガバナンスについても、理事長及び学長のリーダーシップによるトップダウンの施策のみならず、各教育現場や事務部門からのボトムアップの提案をくみ上げることにより、次のとおり、上下のバランスのとれた運営を行っている。

教員からの提案等は、学科会議、各種委員会等を経て教授会に上程していくワークフロ

一の他、年度予算策定時に、学長、常務理事、事務局長、学部長等と各学科教員との「学科別懇談会」の実施により確認している。

この学科別懇談会は、毎年1月から2月にかけて各学科の状況、年度学科事業の検証・評価、次年度学科事業計画、学科中期計画、それらに係る予算案等の提案・要望等のヒアリング、意見交換等を行うもので、提案事項を直接くみ上げる仕組みを構築している。

また、職員からの提案等は、各部署が所管する常設委員会へ上程していくワークフローの他、上長を通じて課長会議、部課長会議へ上程していくことにより、部門事業計画、部門中期計画に反映する仕組みを構築している。

以上のとおり、本学では教職員の提案等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、運営の改善に反映している。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

平成26(2014)年2月に公表された中央教育審議会大学分科会の「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）において示された、社会が大学に求めている大学ガバナンスの改革について、本学では第3次全学中期計画の「大学ガバナンス体制の確立」を主軸に進めていく。【資料3-4-8（第3次全学中期計画アクションプラン「大学ガバナンス体制の確立」）】

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

中央教育審議会大学分科会の平成26(2014)年2月の審議まとめ「大学のガバナンス改革の推進について」においては、権限と責任の明確化を大学に求めており、これらの明確化は、大学ガバナンスにおいて非常に重要な課題となっているが、本学では、業務執行における権限及び責任関係については、「寄附行為」及び「甲南女子学園職位規程」に基づき、適切に運用を行っている。【資料3-5-1（学校法人甲南女子学園寄附行為）】 【資料3-5-2（甲南女子学園職位規程）】

「寄附行為」第11条では、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」とし、理事長が各業務執行の最高権限・責任者であることを明記している。「甲南女子大学職位規程」第1条で掲げる目的では、「本学の各職位の責任及び権限並びに諸関係を明らかにすることによって、業務執行の円滑かつ能率的運営を図り、責任体制を確立すること」と規定しており、本学ではこれらの規程等に則って、事務組織の各業務執行の管理体制を構築している。

甲南女子大学

「甲南女子学園職位規程」では、各職位における主な権限等を次のとおり明示している。

- ・学長 … 大学院及び大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督
- ・副学長 … 大学運営に関しての学長を補佐
- ・常務理事 … 理事長の補佐、学園業務（学長職務を除く）のうち、日常業務の執行
- ・事務局長 … 理事長、学長及び常務理事を補佐、法人全般の事務及び事務系職員を統括
- ・事務局次長 … 事務局長を補佐
- ・学部長 … 学部の学務を統括し学部を代表
- ・学園参事 … 法人の特定事項を担当
- ・部長、館長、センター長 … 部、館及びセンターの所管業務を統括
- ・副部長、副館長、副センター長 … 部長、館長及びセンター長を補佐
- ・課長、室長、事務長 … 上司の命により課及び室の所管業務を統括
- ・課長補佐、室長補佐、事務長補佐 … 課長、室長、事務長を補佐
- ・主任 … 上司の命により、所属員を指揮

法人及び大学の事務組織については、「甲南女子学園事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）に基づき、法人及び大学の事務の能率的遂行に必要な組織機構、職制及び事務分掌について定め、各部署が果たす役割、権限及び責任を明確にしている。

事務組織規程第3条では、事務機構に一定数の事務系職員を配置することとしているが、事務組織を活性化させ各業務を効果的に執行するために、図表3-5-1に示すとおり、各部局課等に適切な職員数を配置している。

図表3-5-1 「各部門専任職員配置数」

部局等	課等	配置数	部局等	課等	配置数
事務局	事務局長	1人	入試部	入試課	7人
	内部監査室	2人	学生生活部	学生生活課	7人
	経営企画課	3人	保健センター	保健センター事務室	2人
	総務課	6人	就職部	就職課	6人
	経理課	4人	図書館	図書館事務室	5人
	管財課	2人※	学務機構	文学部事務室	5人
	IT管理課	3人※		人間科学部事務室	3人
	広報課	3人		看護リハビリテーション学部事務室	5人
その他	1人	学術研究支援室		1人	
教務部	教務課	7人※	対外協力センター	社会貢献室	3人※
	教職支援センター	4人※		国際交流室	2人※

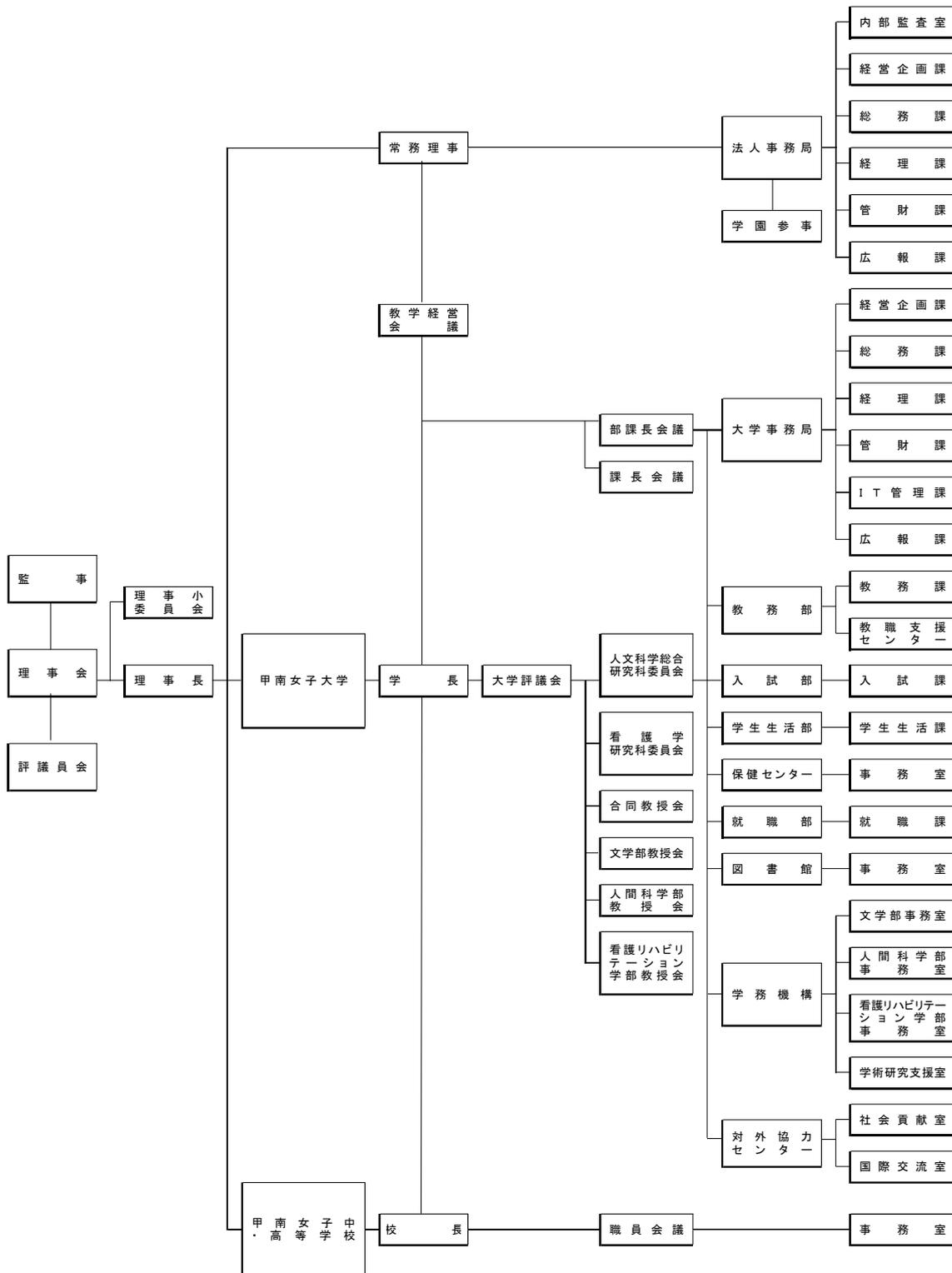
※兼任を含む

本学の事務組織は、法人運営を行う法人事務と大学事務等に大別され、業務内容等に応じて「専任」「期限付」「臨時」「アルバイト」「契約」「派遣」「請負」「委託」等の職員で構成されている。事務組織規程第17条以下は、各事務部門の事務分掌について規定しており、各業務の責任範疇を明確にしている。さらに、職員が各会議体、委員会等にメンバーとして加わることにより、経営・教学組織への参画、教職協働の実現を図っている。

甲南女子大学

また、図表3-5-2に示す事務組織機構を編成することにより、権限の適切な分散と責任の明確化に努めている。【資料3-5-3（甲南女子学園事務組織規程）】

図表3-5-2 「学校法人甲南女子学園組織機構図」



甲南女子大学

各業務の執行手続き等については、「甲南女子学園稟議規程」に基づき業務内容と決裁権者の関係を図表3-5-3のとおり規定しており、決裁権限の範囲を区分し、その権限及び責任を明示している。

そして平成25(2013)年度からは、電子決裁システムの導入により、さらに迅速かつ正確な業務執行の管理体制を構築している。【資料3-5-4（甲南女子学園稟議規程）】

図表3-5-3 「甲南女子学園稟議規程別表」

区 分		決 裁 権 者	
大学に係るもの	特に重要なもの	学長	
	重要なもの	所管学部長、部長、館長、センター長	
	定型的又は軽易なもの	所管課室長	
高等学校・中学校に係るもの	特に重要なもの又は重要なもの	校長	
	定型的又は軽易なもの	所管課室長	
法人に係るもの	特に重要なもの	常務理事	
	重要なもの	事務局長	
	定型的又は軽易なもの	所管課室長	
予算未計上のもの 又は予算額を超えるもの	大学に係るもの	金額にかかわらず	学長
	高等学校・中学校に係るもの	金額にかかわらず	校長
	法人に係るもの	金額にかかわらず	常務理事
予算計上済のもの	大学に係るもの	50万円以上	学長
		50万円未満20万円以上	所管学部長、部長、館長、センター長
		20万円未満	所管課室長
	高等学校・中学校に係るもの	20万円以上	校長
		20万円未満	所管課室長
	法人に係るもの	20万円以上	常務理事
20万円未満		所管課室長	

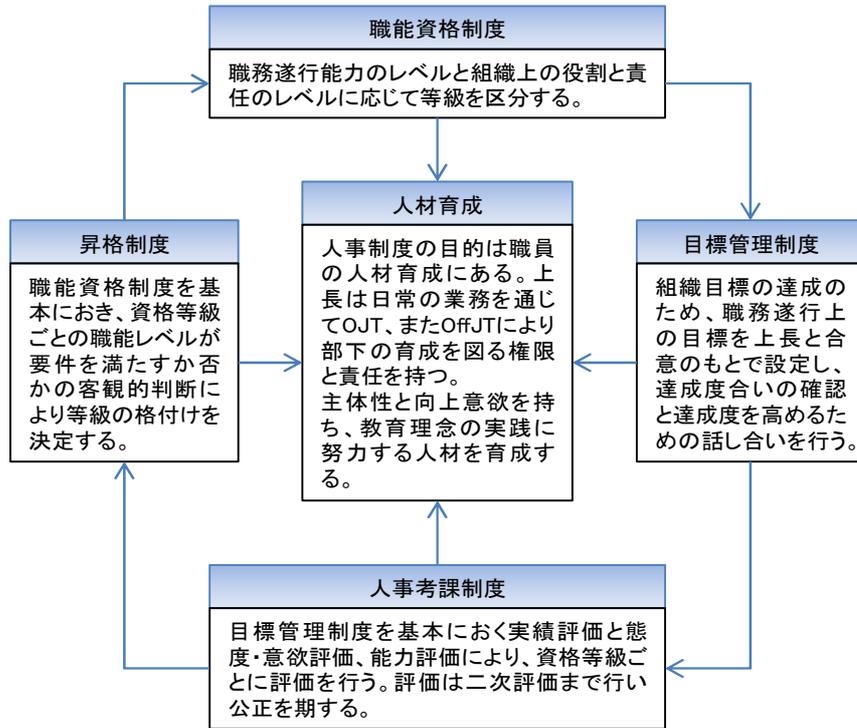
また、本学では、専任職員の人材育成及び適切な人事管理の執行を目的に「甲南女子学園専任職員人事制度規程」を制定しており、それに基づき「職員人事制度運用指針」を定め、職員人事制度を運用している。

職員人事制度運用指針は、その基本方針を「本学園の教育理念を理解し、常にその実践に努力する人材を育成する。」と定めており、基本方針を具現化するための7つの「具体的方針」を掲げている。

- (1) 学園経営における最も大切な資源は人である
- (2) 人に対しては誠実と愛情を持って接する
- (3) 権力でなく理解と信頼で人に動いてもらう
- (4) 人を育てるには適切な要望と、ともに育つ意思が必要である
- (5) 権限と責任を対で与えなければならない
- (6) コミュニケーションは組織力の要である
- (7) 「素直に学ぶ心」が成功のもとである

職員人事制度は、図表3-5-4に示す、①職能資格制度、②人事考課制度、③目標管理制度、④昇格制度の4つの人事制度から構成されており、同規程第4条において各制度は、「職員人事制度運用指針」に基づき運用すると規定している。

図表3-5-4 「専任職員人事制度」



また、毎年度、使命・目的に連動して当該年度の学園事業目標を定め、この事業目標に則り、各部門において部局単位及び課単位の重点取組内容を設定することにより、事業目標の達成を図っている。

各部門は、その重点取組内容に即して業務を進捗させており、さらには、その内容に準じて、各職員が③の目標管理制度で達成目標（個人目標）を設定し、年度末にその達成度の検証・評価を実施することによって、組織目標の達成を実現する仕組みを構築している。

4つの人事制度の中でも、特に目標管理制度は、職員の資質向上に重要な制度として位置付けており、学園・大学の目指すべき方向、目標を認識し、組織と個人のベクトルを合わせることで組織目標の達成を目指し、さらには、この制度の経常的な運用によるPDCAサイクルの醸成を進めている。

また、目標管理制度を人事考課制度のツールの一つとして活用し、職員の努力・業務成果に応じることにより、職員の主体性や意識の向上を図っている。【資料3-5-5（甲南女子学園専任職員人事制度規程）】 【資料3-5-6（職員人事制度運用指針）】

大学間競争が激化する中、大学経営における組織力の強化は重要課題である。本学では、SD(Staff Development)活動を推進するにあたり、基本コンセプトを「組織力の向上」と定め、個々の能力の向上を組織力の向上につなげていく取組みを行っている。

具体的な施策は、OJT(On the Job Training)を基盤に据え、年度ごとにSD計画を策定し、階層別（新任者研修、一般職研修、管理職研修）に研修内容を変えて実施している。

新任者研修では、本学の建学の理念や歴史、学園の目指す姿（方向性）等、大学教育機関で働く目的と意味を理解させることに主眼を置いている。

一般職研修では、チームビルディング研修を実施し、自己理解、他者理解、協働意識の醸成を図り、組織力の向上に繋げている。

管理職研修では、職員人事制度をより効果的に運用することを目的に、人事考課スキル、組織マネジメント等の内容を実施している。大学の発展には特に管理職の養成が極めて重要であるとし、管理職の前段階の職位者についても、管理職研修に参加させる等、積極的な人材育成を推し進めている。

そして、職員の人材育成をさらに強化するために、平成27(2015)年度から開始した第3次中期計画では、「SDの改革（個人力・組織力・連携力の向上）」を新たな課題として設定している。【資料3-5-7（SD関係資料）】【資料3-5-8（第3次全学中期計画アクションプラン「SDの改革（個人力・組織力・連携力の向上）」）】

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

第3次全学中期計画「SDの改革（個人力・組織力・連携力の向上）」においては、職員研修の強化だけではなく、福利厚生、メンタルヘルス対策、業務効率化を有機的に実行し、人材育成と人を活かす仕組みと環境を再構築する。

また、大学設置基準の高度専門職の創設、SDの義務化等についての改正を睨み、その内容を盛り込んだ施策を推進していく。

3-6 財政基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

昨今の私立大学を取り巻く極めて厳しい環境下で、持続的な教育研究活動を維持発展させていくためには、財政の中長期的な計画を策定し、それを単年度の事業計画に反映させていくことが非常に重要である。

本学では、第2次全学中期計画（平成24(2012)年度～平成26(2014)年度）の中で、図表3-6-1のとおり、学生生徒数及び専任教職員数の目標数値を設定し、図表3-6-2で示す中期財務計画を策定した。

特に経営状況の指標とされる帰属収支差額比率については、3か年平均7%を目標とし、当該計画に沿った予算編成を行ってきた。【資料3-6-1（第2次全学中期計画数値編）】

甲南女子大学

図表3-6-1 「第2次全学中期計画－学生生徒数・専任教職員数（法人全体）」

区 分	平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度
学 生 生 徒 数 (うち大学・大学院) (うち中 高 校)	5,111 人 (4,079 人) (1,032 人)	5,118 人 (4,068 人) (1,050 人)	5,138 人 (4,070 人) (1,068 人)
専 任 教 職 員 数	309 人	309 人	309 人

図表3-6-2 「第2次全学中期計画－帰属収支」

(単位：千円)

区 分	平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度	中期計画 3 年 平 均
帰 属 収 入 (うち学生納付金)	6,888,741 (5,718,640)	6,854,955 (5,705,465)	6,814,810 (5,737,767)	6,852,836 (5,720,624)
消 費 支 出 (うち人件費)	6,725,603 (3,684,744)	6,244,943 (3,633,126)	6,154,832 (3,543,890)	6,375,126 (3,620,587)
帰 属 収 支 差 額	163,138	610,012	659,978	477,709
帰 属 収 支 差 額 比 率	2.4%	8.9%	9.7%	7.0%
人 件 費 比 率	53.5%	53.0%	52.0%	52.8%

実績については、法人全体の学生生徒数は、平成24(2012)年度は5,191人(計画では5,111人)、平成25(2013)年度は5,220人(同5,118人)、平成26(2014)年度は5,198人(同5,138人)、法人全体の専任教職員数については、平成24(2012)年度は300人(計画では309人)、平成25(2013)年度は309人(同309人)、平成26(2014)年度は307人(同309人)となった。

図表3-6-3のとおり、学生生徒数の実績が計画を上回る確保状況から、図表3-6-4のとおり、収支についても全体的に実績が計画を上回る結果となった。

収支の計画と実績との比較として、帰属収入については、平成24(2012)年度は70億4,176万円の実績(計画では68億8,874万円)、平成25(2013)年度は73億9412万円(同68億5,495万円)、平成26(2014)年度は77億2,335万円(同68億1,481万円)、3か年平均は73億8,641万円(同68億5,283万円)となった。

消費支出については、平成24(2012)年度は64億9,879万円の実績(計画では67億2,560万円)、平成25(2013)年度は60億3,860万円(同62億4,493万円)、平成26(2014)年度は59億4,901万円(同61億5,483万円)、3か年平均は61億6,213万円(同63億7,512万円)となった。

経費の中でも大きな部分を占める人件費比率については、平成24(2012)年度は52.5%(計画では53.5%)、平成25(2013)年度は49.5%(同53.0%)、平成26(2014)年度は45.8%(同52.0%)、3か年平均は49.1%(同52.8%)となった。

特に帰属収支差額については、平成24(2012)年度は5億4,297万円(計画は1億6,313万円)、平成25(2013)年度は13億5,551万円(同6億1,001万円)、平成26(2014)年度は17億7,434万円(同6億5,997万円)、3か年平均は12億2,427万円(同4億7,777万円)となった。

帰属収支差額比率は、平成24(2012)年度は7.7%(計画は2.4%)、平成25(2013)年度は18.3%(同8.9%)、平成26(2014)年度は23.0%(同9.7%)、3か年平均は16.6%(同7.0%)となり、共に実績値が計画値を大きく上回る結果となった。過去5か年平均でも13.8%となる等、収支構造として極めて良好な状況で推移している。

甲南女子大学

図表3-6-3 「実績－学生生徒数・専任教職員数（法人全体）」

区 分	平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度
学 生 生 徒 数 (うち大学・大学院) (うち中 高 校)	5,191 人 (4,150 人) (1,041 人)	5,220 人 (4,172 人) (1,048 人)	5,198 人 (4,147 人) (1,051 人)
専 任 教 職 員 数	300 人	309 人	307 人

図表3-6-4 「実績－帰属収支」

(単位：千円)

区 分	平成 22 (2010)年度	平成 23 (2011)年度	平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	中期計画 3カ年平均	5カ年平均
帰 属 収 入 (うち学生納付金)	7,130,461 (5,663,438)	7,068,058 (5,814,871)	7,041,767 (5,842,501)	7,394,123 (5,894,530)	7,723,354 (5,897,851)	7,386,414 (5,878,294)	7,271,552 (5,822,638)
消 費 支 出 (うち人件費)	6,302,956 (3,513,052)	6,563,123 (3,592,274)	6,498,796 (3,693,463)	6,038,608 (3,658,050)	5,949,012 (3,537,880)	6,162,138 (3,629,797)	6,270,498 (3,598,943)
帰 属 収 支 差 額	827,505	504,935	542,971	1,355,515	1,774,343	1,224,276	1,001,054
帰属収支差額比率	11.6%	7.1%	7.7%	18.3%	23.0%	16.6%	13.8%
人 件 費 比 率	49.3%	50.8%	52.5%	49.5%	45.8%	49.1%	49.5%

本法人の財政について、直近の5年間の数値は、収入面については、入学定員の充足による学生生徒納付金収入の確保、補助金収入においては、減少傾向にありながらも一定の確保を達成し、また資産運用収入による利息収入等も含め、帰属収入の確保を達成することができている。

支出面については、経費の大きな割合を占める人件費の帰属収入に占める人件費比率は、50%前後と安定的に推移しており、人件費比率は大学経営の根幹に関わる事項のため、今後も引き続き経常的に注視していく。

学校法人の役割は教育と研究の充実であり、その維持向上の実現には、財務基盤の安定化と十分なキャッシュフローの創出が不可欠である。また、施設設備の投資計画には、資金の裏付けが必要であり、そのためには教育研究活動収支差額によって、ある程度のキャッシュフローを生まなければならない。この収支差額の比率としては、一般的に20%以上が望ましいとされているが、本学では平成22(2010)年度～平成26(2014)年度の5か年平均では24.6%と大幅に上回っている。このキャッシュフローの状況により、5年間において、総資産は39億円、現預金は19億円、積立金は15億円の増加となっている。【資料3-6-2（平成26年度 計算書類）】【資料3-6-3（甲南女子大学WEBサイト「財務状況 平成26年度 決算 財務状況の推移（経年比較））】【資料3-6-4（平成27年度 甲南女子学園事業計画書）】【資料3-6-5（平成26年度 甲南女子学園事業報告書）】

平成27(2015)年度からは、引き続き第2次全学中期計画で掲げた収支の安定化と財務強化策を継続し、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の3年間を期間とする中期財務計画（図表3-6-5、図表3-6-6）を策定している。

当該計画の収支見通し（3か年）は、収入・支出面においては、現状の学部構成、学生生徒数、専任教職員数等を基礎に収支を試算している。収入面では安定した学生生徒数の確保が絶対条件であり、支出面ではすでに決定している消費増税部分がキャッシュフローに与える影響を十分に分析し、対応する必要がある。

また、収入を補完するものとして、補助金の積極的な獲得と低金利下ではあるが安全を基本としながらも有効な資産運用収入の獲得を目指していく。

数値目標としては、収支において人件費比率55%前後の安定的な推移を目指し、最終年の平成29(2017)年度の基本金組入前当年度収支差額比率を、7%以上に維持することを計画目標としている。【資料3-6-6（第3次全学中期計画数値編）】

図表3-6-5 「第3次全学中期計画－学生生徒数・専任教職員数（法人全体）」

区 分	平成 27(2015)年度 予 算	平成 28(2016)年度 計 画	平成 29(2017)年度 計 画
学 生 生 徒 数 (うち大学・大学院) (うち中高校)	5,185 人 (4,126 人) (1,059 人)	5,159 人 (4,100 人) (1,059 人)	5,106 人 (4,047 人) (1,059 人)
専任教職員数	309 人	310 人	310 人

図表3-6-6 「第3次全学中期計画－事業活動収支」

(単位：千円)

区 分	平成 27(2015)年度 予 算	平成 28(2016)年度 計 画	平成 29(2017)年度 計 画	中期計画3カ年平均
事業活動収入 (うち学生納付金)	6,705,983 (5,782,425)	6,713,155 (5,761,807)	6,593,360 (5,697,200)	6,670,833 (5,747,144)
事業活動支出 (うち人件費)	6,418,629 (3,615,490)	6,154,373 (3,701,794)	6,114,917 (3,668,528)	6,229,306 (3,661,937)
基本金組入前 当年度収支差額	287,354	558,782	478,443	441,527
基本金組入前 当年度収支差額比率	4.3%	8.3%	7.3%	6.6%
学生納付金比率	86.2%	85.8%	86.4%	86.2%
人件費比率	53.9%	55.1%	55.6%	54.9%

外部資金については、文部科学省の「私立学校施設整備費補助金」は、平成24(2012)年度に3,585万円、平成26(2014)年度に1,187万円、文部科学省の「私立高等学校等IT教育設備補助金」の平成24(2012)年度・平成25(2013)年度は、1,155万円・1,349万円、神戸市の「地域子育て支援拠点事業費補助金」の平成22(2010)年度～平成26(2014)年度は、2,401万円の各補助金を受けている。

寄附金は、教育振興基金を立上げ積極的に募集を行っており、平成18(2010)年度から平成21(2013)年度の累計は9,822万円となっている。そのうち学園創立90周年記念事業費(平成23(2011)年度)として、7,119万円を収納した。

科学研究費補助金(以下「科研費」という。)等の外部研究資金については、学術研究支援室が公募情報を収集し学内周知を図り、応募数を増加させる方策をとっている。そのため、科研費を中心とした競争資金の獲得のための講習会を、平成24(2012)年度から毎年開催している。

科研費の応募状況、採択状況は、次のとおりである。

応募状況については、平成21(2009)年度から平成23(2011)年度の応募数の平均は22.3件であったが、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度の平均は30.0件と増加している。

これは第2次全学中期計画の推進課題である「研究活動の活性化と外部研究費の獲得増」による一定の成果が表れたものと評価している。

採択状況について、平成19(2007)年度から平成23(2011)年度における状況は、合計8,713万円・69件(年平均1,742万円・13件)、また、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度の獲得状況は、合計7,200万円・74件(年平均2,400万円・24件)となっている。

産学連携に関する受託研究の状況は、平成20(2008)年度から平成23(2011)年度においては合計110万円・4件となっている。また、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度では、合計89.4万円・3件となっている。

資産運用収入については、平成26(2014)年度末での保有資産残高は201億1,718万円であり、その資産運用益は、平成24(2012)年度は1億8,929万円(帰属収入に占める比率は2.7%)、平成25(2013)年度は3億3,929万円(同比率4.6%)、平成26(2014)年度は2億8,590万円(同比率3.7%)となり、低金利状況が続く中でも高い運用益をあげている。

資産運用にあたっては、理事会の承認を必要とする「金融資産の運用方針」に基づき、「甲南女子学園資産運用規程」「甲南女子学園資産運用基準」に則り、厳正に執行している。

【資料3-6-7(外部研究等資金の受入れ)】 【資料3-6-8(第3次全学中期計画と平成27年度事業計画の策定方針)】 【資料3-6-9(金融資産の運用方針)】 【資料3-6-10(理事会議事録)】 【資料3-6-11(資産運用関係規程)】

以上のとおり、本学では、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立し、安定した財務基盤の確立と収支のバランスを確保している。

(3) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

今後、18歳人口がさらに減少していく状況下で学生生徒納付金収入の増加を見込むことは難しく、安定した財務基盤の確立には、それ以外の収入の確保が求められる。その収入の中で、特に外部資金の獲得は、学生生徒納付金以外の財源として非常に重要であり、一層の特別補助等、競争的資金の獲得を含め、新たな収入の確保のための積極的展開を図る。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適切な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている

(2) 3-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学校法人会計基準は、営利を目的とする企業会計とは異なり、長期的視点から持続可能な学校運営を目的として会計処理の基準が定められており、そのため経常費補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準に基づいて適正な会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

平成27(2015)年度からは新会計基準が導入されており、より企業会計に近い形式での計算書類に変更され、関連事業者にも学校法人の財務情報が、より理解しやすく情報公開さ

れることになる。

本学では、各種証憑書類に基づいて、学校法人会計基準及び「甲南女子学園経理規程」、その他税制等の各種法令に則り、会計処理を行っている。また、新規案件や判断の困難な案件については、本学の監査法人に必要な応じて確認を行う等、学校法人会計基準及び「甲南女子学園経理規程」に基づく会計処理を適切に行っている。【資料3-7-1（甲南女子学園経理規程）】

学校法人は、教育研究や管理運営のための諸活動は、あらかじめ承認された予算において実施されなければならないが、予算は当該年度開始前に編成されるため、その後の収入の変化や計画の変更により、予算額の変更を余儀なくされることがあり、そのためには、実態に適合した補正予算を編成する必要がある。

本学においても「甲南女子学園経理規程」に基づき、やむを得ない理由による予算の追加、または予算の重要な変更を必要とする場合は、補正予算を編成している。このように期中の新規事業の発生、事業計画の変更等が生じた場合、補正予算編成案を「寄附行為」に基づき評議員会に諮問の後、理事会で審議、決議している。【資料3-7-2（補正予算関係資料）】【資料3-7-3（評議員会議事録）】【資料3-7-4（理事会議事録）】

会計監査人による監査については、私立学校振興助成法に基づき、新日本有限責任監査法人が監査を行っており、不正な財務報告や資金の流用等の不適切な処理が行われていないか、また、内部統制の運用状況についても監査を行っている。

学園に関わる特別会計（清光会、同窓会関係）においても、周辺会計として関与している。

さらには、監事2人による私立学校法に基づき監事監査を行っている。

監事は、全ての理事会・評議員会に陪席し、財産の状況及び業務執行状況の適切性に関する監査を行っており、また、監査法人の公認会計士との意見交換も年2回実施する等、緊密な連携を図っている。【資料3-7-5（甲南女子学園監事監査報告書関係資料）】

資産運用については、「学校法人甲南女子学園資産運用規程」に基づき、資産を適正かつ効率的に運用するため、理事会より権限委嘱された理事小委員会の中に、資産運用担当理事以下4人で構成される資産運用委員会を設置している。資産は、「甲南女子学園資産運用基準」の方針に定められた範囲内で厳格に運用し、運用状況は資産運用委員会に報告されている。並行して理事会等においても運用状況の報告を行っている。

本学の資産運用の基本原則は、元本保証を第一として、長期的に安定した収益を目指す堅実な資産運用とし、流動性及び収益性についても考慮したものになっている。【資料3-7-6（資産運用関係規程）】

以上のとおり、本学では会計処理を適切に実施し、会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計全体の知識のレベル向上のために、職員の各種研修会への積極的な参加や、OJTによる上長の指導のもとで各職員の会計知識の向上を図っていく。

また、今後は学園の内部監査室と監査法人、監事との意見交換の機会を設け、さらに緊密な連携を行っていく。

[基準3の自己評価]

本学では、組織倫理に関する規程等を整備し、また、危機管理体制の構築や教育・財務情報等の公表を十分に行う等、適切に大学の管理運営を行っている。

理事会、評議員会及び監事については、「寄附行為」に基づき厳正に運営している。

さらには、大学の意思決定の仕組みについても学校教育法の改正趣旨に則り、内部規程等を整備し、学長のリーダーシップをサポートする体制も構築している。

業務執行に必要な事務組織体制については、SD等の組織的な取組みを積極的に行う等、十分に機能している。

財政・会計については、大学の中長期的な計画に基づき、収支バランスが保たれ安定した財務基盤を確立、その他会計処理、補正予算編成、会計監査等も体制を整備し厳正に行っている。

以上のとおり、本学は基準3を満たしていると評価する。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育の改善向上に資する大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価活動については、本学では「大学評価委員会規程」に基づいて行う自己点検・評価活動と全学的中期計画による検証・評価・改善活動を組合わせ実施している。

学校教育法第109条第1項の「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」及び学校教育法施行規則第166条の「学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。」の趣旨を踏まえ、上記法令で定められた範囲は勿論の事、教育の質の保証・向上を目的に、自主的な点検・評価・改善・改革サイクル(PDCA)活動を実施している。このサイクルを実現するため、本学では、全学的な自己点検・評価活動を「甲南女子大学大学評価委員会規程」に基づき実施しており、学長を委員長とする大学評価委員会が審議・決定する自己点検・評価の方針等に基づき、同規程で定める審議事項、点検・評価組織（自己点検・評価単位）及び評価項目に則って自己点検・評価を実施している。【資料4-1-1（甲南女子大学大学評価委員会規程）】

本学の自己点検・評価の趣旨は、同規程第1条において「学校教育法第109条第1項に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するための自己点検・評価活動及び同法第109条第2項で定める認証評価機関による評価等に関する事項を行う」ことを明確に規定している。

直近の自己点検・評価は、平成24(2012)年度に開始し、最終的には第三者評価、いわゆる認証評価の受審も視野に入れた平成27(2015)年度までの計4年間の計画で実施している。この自己点検・評価では、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準、項目等を準用し、その他各部門独自の自己点検評価活動も含めたものとなっている。

この準用の理由としては、同機構「大学機関別認証評価実施大綱」中の「本大綱の改訂について」中段において、認証評価受審時の自己点検・評価であっても、単に認証評価のためのものではなく、自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価の一環として明確に位置づけた、と明記されており、同機構の考え方に沿って当該基準等を準用することにより、本学としても自主的・自律的そして客観的な自己点検・評価の実施を可能とし、さらには、本学としての自己点検・評価と認証評価のための自己点検・評価の「一致性」が、

より拡大するとの判断からである。

平成24(2012)年7月に開催した大学評価委員会において、「自己点検・評価の基本方針」、自己点検評価期間の4年間の「大学評価ロードマップ」、同機構の評価基準・項目等の準用、評価単位等についての検討・決定を行った。「自己点検評価の基本方針」では、本学の自己点検評価は、教育の質の維持・向上を目的とし、その現状を分析し「強み」を伸ばし「弱み」を改善して、将来に向けて力強く前進するための手段であると述べている。また、第2次全学中期計画と組み合わせ連動させることにより、大学改革をさらに加速させ、社会（ステークホルダー）への説明責任を果たすこと、さらには、自己点検評価の意義として、評価によって常に危機意識を持って自ら進むべき道を見出し、決定していくことの重要性を明記している。【資料4-1-2（自己点検評価の基本方針）】 【資料4-1-3（自己点検評価ロードマップ）】 【資料4-1-4（自己点検評価基準）】

また、看護リハビリテーション学部でも、看護リハビリテーション学部自己点検・評価委員会を組織し、平成19(2007)年度の同学部開設以降、3回にわたって学部の自己点検・評価を行ってきた。第1回目は、平成19(2007)年度～平成20(2008)年度（2年間）、第2回目は平成21(2009)年度～平成22(2010)年度（2年間）、第3回目は平成23(2011)年度～平成25(2013)年度（3年間）の評価期間で活動を行っており、それぞれの期間に応じ「看護リハビリテーション学部 自己点検・評価報告書」を作成し公表している。【資料4-1-5（看護リハビリテーション学部 平成26年度自己点検・評価報告書）】

本学全体の質保証または向上への方策として、平成21(2009)年度からこれらの自己点検・評価活動と並行して、本学では全学的な中期計画の策定及び実行を開始している。

本学の全学的中期計画は、厳しい大学間競争の環境下で本学が魅力ある大学として発展を続けていくためには何が必要なのかを自ら問い、そのために本学の目指す方向等を明確にすることにより、教職員、関係者が共有し協働して改革・改善を図ることを目的としている。そしてこの全学的中期計画には、PDCA改善サイクルを稼働させる上で、実質的な自己点検・評価を含んでいる。

平成24(2012)年度から平成26(2014)年度までの3年間で実施した第2次全学中期計画では、PDCA改善サイクルを基本に各計画の実質化を図り、「大学の使命」等の達成を最終的な目標に掲げてきた。この中期計画では図表4-1-1に示すとおり、「教員力・職員力の向上」「優秀な入学者の確保」「学士力の向上」「就職率の向上」及び「甲南女子ブランドの向上」を5つの戦略目標として掲げ、各戦略目標に課題を設定し実質化を図ってきた。

「教員力・職員力の向上」では、大学が提供する教育の質を決める要素の中で、最も重要なものは教員の教育力とし、併せて教育や経営に参画・サポートする職員の資質・能力も同じく重要要素と考え、これらを「教員力」「職員力」と表現し、この2要素の向上を目指したものである。

「優秀な入学者の確保」では、従前からの入学志願者の「数を追う」だけでなく併せて「質を問う」ことにも重点を置いている。

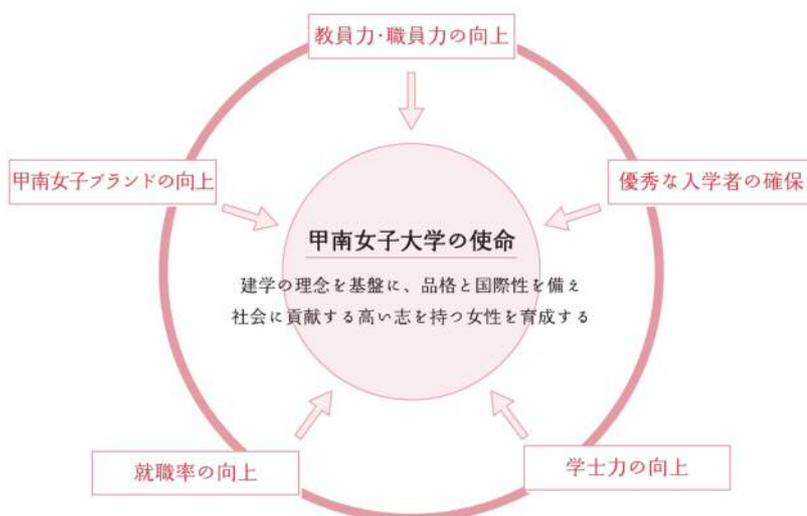
「学士力の向上」については、知識・技能・態度・創造的思考力の向上を目指すものであり、教育力の向上と併せることで、本学の価値も高めることを目指してきた。

「就職率の向上」は、大学は学生への教育だけではなく、社会に貢献できる人材として社会に送り出していく責任があり、それにより本学としての責任が完結するものと定義づ

け、カリキュラム編成や教育内容等の改革を図り、経済停滞時代における厳しい就職環境下で就職率の向上に取り組んできた。

また大学には、教育研究だけでなく広報・宣伝、大学祭等のイベント、文化・スポーツ活動、国際交流、社会貢献活動等、多彩な活動があり、それらを通じてステークホルダーとの間で多種多様なコミュニケーションが行われている。「甲南女子ブランドの向上」は、教育研究を含むこれらの活動を通して、甲南女子大学の質の高いイメージを発信することによる大学ブランドの向上を目指したものである。

図表4-1-1 「第2次全学中期計画 5つの戦略目標」



戦略目標を達成するための各課題は、全てアクションプラン（行動計画）によって計画・実行されている。アクションプランは毎年度末に検証・評価を行い、次年度への新たなアクションへと連動する仕組みとなっている。

現在では、第2次全学中期計画に引き続き、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間にわたる第3次全学中期計画を策定し開始している。

第3次全学中期計画は、「大学の使命」達成を目標に「学園創立100周年に向け、教職協働で基盤を固める」をスローガンとし、目指す大学像を「伝統の上に革新を重ね、新たな学生価値を創造する」と定め、「学生の質を高める」「教職員の質を高める」「経営の質を高める」ための全14の「取り組むテーマ」を掲げている。

以上のとおり、本学では、大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価活動を全学的中期計画と組み合わせ適切に実施している。【資料4-1-6（第1次中期計画関係資料）】【資料4-1-7（第2次全学中期計画関係資料）】【資料4-1-8（第3次全学中期計画関係資料）】

次に、本学の全学的な自己点検・評価活動は、学長を委員長とし、大学評価担当副学長、各学部長、FD(Faculty Development)委員長、部長等を含めた各部門の長で構成する大学評価委員会が所管し、委員会の設置根拠規程となる「甲南女子大学大学評価委員会規程」に基づき実施している。【資料4-1-9（甲南女子大学大学評価委員会規程）】

大学評価委員会は、本学の教育研究に関する活動状況並びに組織、施設・設備、運営、

財政等の各状況について、全学的視点に立って自己点検・評価及び認証評価に関する業務を所管しており、同規程第9条において、次のとおり審議事項を規定している。

- ・自己点検・評価の実施方法に関する事項
- ・自己点検・評価の実施スケジュールに関する事項
- ・自己点検・評価項目に関する事項
- ・自己点検・評価単位に関する事項
- ・自己点検・評価の自己判定に関する事項
- ・自己点検・評価の総括に関する事項
- ・自己点検・評価結果からの方策に関する事項
- ・自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- ・その他自己点検・評価に必要な事項
- ・認証評価全般に関する事項

同規程に付する「別表」では、大学評価の対象基礎となる組織（自己点検・評価単位）を明示し、その組織に対応する点検・評価・改善活動を行う担当者等を定めている。また、大学評価委員会の活動を実務面でサポートする機関として、大学評価資料収集編纂等会議を設置している。同会議は、各部門の課長職者を中心に構成され、設置根拠となる「大学評価資料収集編纂等会議内規」に基づき運営、また、同内規第5条において、次のとおり審議事項を規定している。

- ・自己点検・評価に関する資料の収集、整理、分析、作成等に関する事項
- ・自己点検・評価報告書の編纂、作成等に関する事項
- ・その他自己点検・評価に必要な事項
- ・認証評価全般に必要な事項

また、これらの活動を推進・執行する責任者として、大学評価担当副学長を置いている。大学評価担当副学長は基本的には学部長経験者とし、全学的な業務に関して十分な経験や知識を保有した者を選任している。

なお、平成24(2012)年度から開始した自己点検・評価活動に係る大学評価委員会及び大学評価資料収集編纂等会議の開催状況は、次のとおりである。

- ・平成24(2012)年 2月27日(月) 大学評価委員会
- ・平成24(2012)年 7月 2日(月) 大学評価委員会
- ・平成24(2012)年 7月 9日(月) 大学評価資料収集編纂等会議
- ・平成25(2013)年 2月18日(月) 大学評価委員会
- ・平成25(2013)年 3月 4日(月) 大学評価資料収集編纂等会議
- ・平成26(2014)年 6月 9日(月) 大学評価委員会
- ・平成26(2014)年 6月16日(月) 大学評価資料収集編纂等会議
- ・平成27(2015)年 5月18日(月) 大学評価資料収集編纂等会議
- ・平成27(2015)年 5月25日(月) 大学評価委員会

【資料4-1-10（大学評価資料収集編纂等会議内規）】 【資料4-1-11（大学評価担当副学長辞令）】

第2次全学中期計画については、平成23(2011)年から学内理事7人で構成する学内理事会(現・教学経営会議)で検討を重ね、戦略目標及び具体目標に連動した全39(計画当初)の「取組む課題」を決定し、全課題についてPDCA改善サイクルを前提にしたアクションプラン(行動計画)を策定、各課題推進責任者、主管部門等を明示し、平成24(2012)年6月に内容を公表、3年間で計画の実質化を図ってきた。なお、平成27(2015)年度からは、第3次全学中期計画が発動している。

また、教学経営会議は、その設置根拠となる「甲南女子大学教学経営会議規程」第1条に、「甲南女子大学に、大学の教学及び経営の発展を目的に、全学的、中長期的又は戦略的事項等を立案、審議、決定等を行うために、甲南女子大学教学経営会議を置く。」と目的を定め、さらには第5条に、審議事項として「大学中長期計画に関する事項」を規定しており、全学的中期計画を進捗させる会議体として機能している。【資料4-1-12(甲南女子大学教学経営会議規程)】

次に、自己点検・評価の定期的な実施についてであるが、「甲南女子大学大学評価委員会規程」には、特に自己点検・評価の実施周期等に係る規定は定めていない。しかし、本学では、大学の状況等に応じて、平成12(2000)年以降、次に示すとおり、自己点検・評価を定期的な実施してきた。

平成12(2000)年1月に、①大学の理念・目的、②教育研究上の組織、③学生の受入れ、④教育課程、⑤研究活動、⑥教員組織等、⑦施設・設備、⑧図書館・メディアセンター、⑨学生生活、⑩管理運営等について検証する自己点検・評価委員会を設置。同委員会を主体とし平成6(1994)年度から平成10(1998)年度までの5年間にわたる自己点検・評価を実施した。この結果は、「甲南女子大学自己点検・評価報告書 2000」として報告書を取りまとめ、関係諸機関に公表した。

その後、平成15(2003)年4月に、①大学学部の理念・目的・教育目標、②教育研究組織、③教育研究の内容・方法、④学生の受入れ、⑤教育研究の人的体制、⑥施設・設備等、⑦図書館、図書等、⑧社会貢献、⑨学生生活、⑩管理運営、⑪財政、⑫事務組織の状況について検証する自己点検・評価委員会を開催し、平成11(1999)年度から平成15(2003)年度までの5年間にわたる自己点検・評価を実施した。平成13(2001)年度の1学部から2学部体制の移行下での教育体制の点検・評価に焦点を当て、「甲南女子大学自己点検・評価報告書 2006」としてとりまとめ、平成18(2006)年3月に関係諸機関に公表した。

平成20(2008)年には、第1回目の認証評価受審を視野に入れ、財団法人日本高等教育評価機構の評価基準・項目による自己点検・評価を実施。その点検・評価結果を基礎に同機関による第三者評価、いわゆる認証評価を受審、平成21(2009)年4月に認証評価結果を含め「平成20年度 甲南女子大学認証評価報告書」を公表した。

P.86に記述のとおり、平成24(2012)年度から開始した自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目を準用し、平成25(2013)年3月に終了、同年7月に「甲南女子大学自己点検・評価報告書 2012」を公表した。【資料4-1-13(甲南女子大学自己点検・評価報告書 2012)】

平成26(2014)年度からは、2度目となる当該認証評価受審を対象とした自己点検・評価活動を開始し、平成27(2015)年3月に終了している。

自己点検・評価と並行し実施してきた全学的中期計画については、次のとおりである。

本学では、平成19(2007)年度に大学教育等の活性化を目的に、日常業務の経験を踏まえ各事項の検証と提言を行う全学的なプロジェクト「大学教育活性化プロジェクト」を立ち上げ、約1年をかけて点検を実施後、各個別プロジェクトからの提言を最終報告書としてまとめ、平成20(2008)年3月に「大学活性化にむけて 甲南女子大学中期ビジョン」を公表した。この中期ビジョンは13の取組み課題等を掲げており、併せて第三者評価機関による認証評価の受審によって、平成21(2009)年3月に同機関から公表された評価結果（「参考意見」等）を反映した内容となっている。

第1次中期計画は、この中期ビジョンの内容を受けて策定したものである。

この第1次中期計画では、最初に次の目的を設定した。

- ・従来の計画は、単年度の事業計画のみであったのに対し、平成21(2009)年度からの3年間における中期的視点から、個々の課題を相互に関連づけながら、課題・目標の設定と施策の方向付けを行う。
- ・学園関係者が共有し協働することにより、経営改革・教学改革をPDCAの改善サイクルに搭載し、学園の持続的発展を図る。

このように第1次中期計画では、本学でほぼ初めてと言ってもいい「PDCAの意識」を組み込み、①教育理念、②教育課程、③FD、④研究支援、⑤ブランド戦略及びブランド広報、⑥学生募集及び入学試験、⑦学生支援・サービス、⑧就職及びキャリアサポート、⑨SD(Staff Development)、⑩組織体制、⑪施設、設備及びITその他、⑫中学・高等学校、の各項目に課題を組み込んだ。【資料4-1-14(第1次中期計画関係資料)】

最終的には、①中期計画の目的と考え方について学内外に示すことができたこと、②学生・生徒数、教職員数、財務指標等、具体的な数値を示すことにより、明確な目標設定を可能としたこと、③中期計画に沿った事業計画の立案を踏まえたPDCAの意識が定着したこと、等を成果として挙げることができた。しかし、各計画そのものは「考え方」を示した部分が多く、具体性に欠け進捗状況を確認することが難しかったこと等、複数の反省点もあった。それらの反省点を踏まえ、平成24(2012)年度から、P.87に記述のとおり3年間の第2次全学中期計画を策定し実行した。平成27(2015)年度からは、第2次計画を引き継ぎ、第3次全学中期計画をスタートさせている。

以上のとおり、本学では自己点検・評価を適切に実施している。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は、自己点検・評価については、これまで平成12(2000)年度、平成15(2003)年度、平成20(2008)年度、平成24(2012)年度及び平成26(2014)年度とほぼ経常的に実施してきた。

今後も引き続き、大学の状況を分析・判断しながら、経常的な自己点検・評価を実施していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検・評価では、高い客観性を担保した活動が求められるのは、言うまでもない。より透明性を保持した客観的な点検・評価・改善活動を行う場合、それぞれの基準項目に沿った評価の根拠、いわゆるエビデンスが必要となる。従前に、多くの大学で行われていた、エビデンスを根拠としない「自己点検評価報告書の作成」そのものを目的とした、言わば学校教育法、大学設置基準等の法令遵守を目的とした義務的な自己点検・評価活動は、PDCAサイクルによる改善活動にまで連動させることが難しく、改善・改革を伴わない方法では、既に大学運営そのものが立ち行かない時代になっているとすることができる。

真摯にエビデンスを明示して、内部にまで踏み込んだ実質的な改善活動を行ってこそ、より透明性の高い効果的な大学運営を実現することができる。

平成24(2012)年度から開始した4年間の自己点検・評価活動は、教育の質の維持・向上を目的とし、現状を分析し、強みを伸ばし弱みを改善して、将来に向けて力強く前進するための一つ的手段とし、言わば日常業務の「棚卸」を行うことを第1の目的としている。また、実施にあたっては、「できている事」「できていない事」「もっと伸ばす事」「改善が必要な事」等について、客観的に率直・明快に分析することを目標としている。【資料4-2-1（自己点検評価の基本方針）】

この自己点検・評価活動の進捗には、「学内自己点検評価シート」を用いて点検・評価を行っているが、シート中に評価根拠となるエビデンスを記載する項目欄を設定することで、エビデンスが明確になっている。本学の自己点検・評価は、このエビデンスを基礎として、現状分析、評価、課題の抽出、改善方策等を行っていくワークフローとしている。

【資料4-2-2（学内自己点検評価シート）】

本学では、それら各点検活動で得た情報、つまり事実の状況を説明する資料、関連データ、アンケート等をエビデンスとして明示する作業を行うため、大学評価資料収集編纂等会議を、さらにそれらを経常的・客観的に点検・評価する大学評価委員会を組織している。

また、第2次全学中期計画については、各課題の具体的な実行計画であるアクションプラン（行動計画）を基に、年度毎に検証・評価を行っており、その内容については、学内イントラネットで公表している。アクションプランは課題ごとに作成し、課題内容、現状と問題点、年度毎の達成計画、最終的な達成計画、達成指標、年度達成度、課題推進状況の検証・評価内容を記載し、各計画の進捗状況を把握できる形式としている。【資料4-2-3（第2次全学中期計画関係資料）】

本学の自己点検・評価活動では、大学評価資料収集編纂等会議を設置し、同会議内規第5条において「自己点検・評価に関する資料の収集、整理、分析、作成等を行う。」ことと

しており、規定に則り現状把握のための十分な調査やデータの収集を行っている。

しかし、本学では現時点で、教学や経営に関わる各種情報を一元に収集・調査・分析し、その結果を大学運営に活用・展開する、いわゆるIR(Institutional Research)機能を専門的に保有する部門は設置していない。入学定員870人の本学の規模では、このような部門を設置し、さらに人的資源を配置することは困難であり有効な手段ではないと考えている。しかしながら、学校法人運営の基盤となる財務に関する分析は経理課及び管財課、教学全般では教務課及び学術研究支援室、学生募集関係の分析は入試課、人事労務面は総務課が担当する等、現在の各部門はその分野における専門性を高く有しており、他大学間とのネットワーク等も活用しながら、その中で現状把握のための情報収集・調査・分析等を経常的にを行っている。

継続的な使命の実現、そして大学の更なる発展を目指すためには、大学を取り巻く諸環境に対応した施策が求められる。限られた大学マーケット環境の中で最大限のパフォーマンスを発揮するためには、各種の調査、分析等を十分かつ確実に実施し、抽出された課題に迅速に対応することが必要である。本学ではその要請を踏まえ、平成27(2015)年度に経営全般に係る調査、分析、企画、戦略策定や推進を行う経営企画課を新設している。【資料4-2-4(甲南女子学園事務組織規程)】

また、現状分析に必要な各種アンケート等の実施も、各部門で積極的に行っており、データ収集・分析についての体制を整備している。【資料4-2-5(各種アンケート関係資料)】

平成25(2013)年からは、学術研究支援室を事務局とした、IR活動委員会を設置している。IR活動委員会は「甲南女子大学IR活動委員会規程」第1条に、「学生の学修活動に係る情報収集及び学修支援の取組みを組織的に行うため、甲南女子大学IR活動委員会を置く」と目的を規定している。また第2条には、「学修活動に係る調査、分析及び報告に関する事項」を審議することを明記している。このIR活動委員会を中心に、平成26(2014)年度春期には、新入学生全員に対して基礎力調査を実施した。また調査結果の分析の後には、合同教授会、部課長会議等において調査内容の報告を実施してきた。【資料4-2-6(甲南女子大学IR活動委員会規程)】【資料4-2-7(IR活動委員会議事録)】【資料4-2-8(基礎力調査関係資料)】

PDCAサイクルを柱とした大学の改革・改善活動は、経常的に実施されなければならない、そのためには全学的な取組みとしての意識改革や、その決意表明が必要となる。さらには、大学が進む方向をその都度明確にし、改革改善活動の進捗状況、結果、成果を全教職員に迅速に伝えるとともに、常に意識の共有化を図る必要がある。また、大学WEBサイト等を通じ、甲南女子大学の改革・改善内容をステークホルダー等に対して積極的に説明する義務がある。

本学の自己点検・評価活動、全学的中期計画の実行等は、現在進めている各事業の将来的な改善を目標とするものであり、学生や教職員、同窓生、その他社会への説明責任を果たすために内容や結果について情報を共有し、平易に理解しやすい表現を用いて、主に大学WEBサイトまたは学内イントラネットで公表を行っている。

平成20(2008)年度の甲南女子大学認証評価を含めた自己点検・評価は、学内については「自己点検評価報告書 本編」を平成20(2008)年に、「平成20年度 甲南女子大学認証評価報告書」を平成21(2009)年にイントラネットで公表し、また学外へも認証評価の結果と合わせて、「平成20年度 甲南女子大学認証評価報告書」としてまとめ掲載し、大学WEBサ

イトの「大学案内」中の「大学の取組み」に、インデックスを付して検索の利便を図ってきた。

平成24(2012)年度から開始した自己点検・評価については、平成25(2013)年4月に「甲南女子大学自己点検・評価報告書 2012」「エビデンス集」「部門別自己点検評価」を学内イントラネットで公表、広く社会へも、同年7月に「甲南女子大学自己点検・評価報告書 2012」を公表した。学内外の公表については共に、学長（大学評価委員長）及び大学評価担当副学長（大学評価副委員長）のコメントを付し、本学の改善や改革の決意を表明している。【資料4-2-9（学内イントラネット「2012年度自己点検評価」）】【資料4-2-10（甲南女子大学WEBサイト「大学としての取組み」）】

全学的中期計画についても、大学WEBサイトまたは学内イントラネットにおいて、年度の検証・評価結果を含め、可能な限り理解しやすい表現で学内外へ公表している。特に第2次全学中期計画以降は、学内共有については、学内イントラネットを活用し、学外掲載内容に各課題のアクションプラン、そして財務数値編を付加掲載し、情報の共有を図っている。また、学外の公表には、全学的中期計画の推進責任者である学長のコメントを掲載している。

以上のとおり、本学では自己点検・評価を誠実にを行っている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動にとって、現状を把握するためのデータの集積は不可欠である。データ集積のためには、財務、教学、学生等の各種のアンケート調査を行うことが必要であり、また、大学の将来構想を構築するためには、単年度のみならず複数年の経年の分析等が非常に重要である。しかし、それらを専門的に行い、さらには全学的・総合的なIR機能を専門的に保有した独立部門を本学で設置することは、現状では困難であるため、まずは、経営、教学等の各種情報の分析能力を保有した高度専門的な教職員の育成環境を整備していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

P.87に記述のとおり、平成24(2012)年度から実施の自己点検・評価活動は、教育の質の維持・向上を目的とし、現状を分析し「強み」を伸ばし「弱み」を改善する等、将来に向けて力強く前進するための一つ的手段として、日常業務の「棚卸」を行うことを主たる目的とした。自己点検・評価の実施にあたっては、対象を「できている事」「できていない事」「もっと伸ばす事」「改善が必要な事」等と仕分けし、改善点を客観的に抽出・分析することを目標に掲げた。これは、自己点検・評価活動を循環的なPDCAサイクルの軌道に乗せ、経常的な改革・改善活動を行うことを意味しており、「甲南女子大学大学評価委

員会規程」第11条にも、「学長、学部長及び部局等の長等は、委員会から報告された自己点検・評価及び認証評価に基づき、必要な改善に努力し、本学の将来的な計画に反映させていくよう努めなければならない。」と明記している。【資料4-3-1（自己点検評価の基本方針）】【資料4-3-2（甲南女子大学大学評価委員会規程）】

他方、全学的中期計画においては、各課題のアクションプラン（行動計画）に年度毎の検証欄を設け、各年度末に検証・評価の結果を記載し、その内容を次年度への計画に反映させ、PDCAサイクルで進捗させていく方法を採用している。【資料4-3-3（第2次全学中期計画関係資料）】【資料4-3-4（第3次全学中期計画関係資料）】

そして自己点検・評価の「基本方針」では、「すでに策定された第2次全学中期計画と組み合わせることにより、大学改革をさらに加速させ、社会（ステークホルダー）への説明責任を果たすことができる」と明記しており、自己点検・評価と全学中期計画の両者を組み合わせることで、PDCAサイクルを一層機能的に確立できるものと考えている。また、平成25(2013)年2月に開催した大学評価委員会では、「全体的に大学として十分評価できる活動が行われている。課題改善の多くに全学中期計画が連動しており、取組みが弱い項目についても全学中期計画を推進することで十分達成できる。」と当該自己点検・評価の結果についての総評を行っている。

このように本学では、この両者を有機的に組み合わせ連動させることにより、PDCAによる改善・改革を図っている。

また、平成24(2012)年度からの自己点検・評価活動において顕在化した課題については、第2次全学中期計画と連動させることにより、改善を図ってきた。

この自己点検・評価活動と第2次全学中期計画との連動関係を、次に示しておく。

- ・（自己点検・評価 評価基準項目1-3）使命・目的及び教育目的の有効性
 - ⇒（第2次全学中期計画）「学園の歴史・教育理念教育の実施」「新任教職員導入ガイドダンス定型化」「独自ブランド戦略構築」「全学ブランド広報体制の確立」「FDの新たな展開」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目2-2）教育課程及び教授方法
 - ⇒（第2次全学中期計画）「初年次教育と共通教育カリキュラム再編成」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目2-5）キャリアガイダンス
 - ⇒（第2次全学中期計画）「就業力育成プログラムの充実」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目2-7）学生サービス
 - ⇒（第2次全学中期計画）「保健センターの設置」「学生サービス向上の新製品」「課外活動重点強化策の立案」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目2-8）教員の配置・職能開発等
 - ⇒（第2次全学中期計画）「教員人事計画の立案」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目2-9）教育環境の整備
 - ⇒（第2次全学中期計画）「キャンパス10年プランの具体化推進」「特徴あるICT(情報通信技術)化の推進」「設備改善中期計画立案」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目3-1）経営の規律と誠実性
 - ⇒（第2次全学中期計画）「危機管理体制の確立」

- ・（自己点検・評価 評価基準項目3-5）業務執行体制の機能性
⇒（第2次全学中期計画）「職員人事計画の立案」「SDの新たな展開」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目3-6）財務基盤と収支
⇒（第2次全学中期計画）「安定期における財務力の強化」「研究活動の活性化と外部研究費の獲得増」
- ・（自己点検・評価 評価基準項目4-3）自己点検評価の有効性
⇒（第2次全学中期計画）「次回認証評価への対応」

これらを踏まえ、平成27(2015)年度から3年間で実行する第3次全学中期計画においても、引き続き複数の課題を設定している。【資料4-3-5（甲南女子大学自己点検・評価報告書2012）】【資料4-3-6（第2次全学中期計画関係資料）】【資料4-3-7（第3次全学中期計画関係資料）】

以上のとおり、本学では自己点検・評価を有効に実施している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動と全学的中期計画との連動に関して、両者を有機的に組み合わせ改善を図ることは極めて有効な方法であり、自己点検・評価活動から明確になった改善事項を中期計画に組み込み、PDCAサイクルで改善を図っていくことは効果的であるとする。

つまりは、全学的中期計画の期間を視野に入れ、自己点検・評価活動を実施することが重要であり、今後は、自己点検・評価活動と中期計画との連動をさらに強化するために、この両者の周期を可能な限りシンクロさせることにより、本学の改善・改革活動を一層強化していく。

[基準4の自己評価]

大学の自主性や自律性は、自らの自己点検・評価を含めたPDCAサイクルによる大学の質向上、教育の改善・改革活動を行うことによって、担保されるものである。

本学では、改善・改革活動のためにPDCAサイクルを適切に実施し、エビデンスに基づいた透明性の高い活動を行ってきた。また、公教育をになう大学機関として、改善・改革活動について積極的に社会への説明責任を果たしてきた。

以上のとおり、本学は基準4を満たしていると評価する。

そして、大学にとってさらに厳しい冬の時代の到来が予測されている現在において、本学としては、今後も引き続き大学の質の改善に資していくため、PDCAサイクルをベースにした自己点検・評価活動、全学的中期計画等を組織的・継続的に実施していかなければならないと考えている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A 社会貢献活動

A-1 大学の使命・目的に即した社会貢献活動

《A-1の視点》

A-1-① 地域ニーズに基づいた社会貢献活動の適切性

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、平成 19(2007)年に「建学の理念を基盤に、品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する」ことを掲げた「大学の使命」を制定した。この使命の実現に向けて、平成 21(2009)年に「国際交流室」と「社会貢献室」から構成する「甲南女子大学対外協力センター」を設置し、社会貢献室においての使命実現に向けての取組みを開始した。この取組みは、第 2 次全学中期計画でさらに強化されることになり、中期計画の課題として、「社会貢献活動女子大 No.1 への挑戦」が設定された。【資料 A-1-1 (第 2 次全学中期計画アクションプラン「社会貢献活動女子大 No.1 への挑戦」)】

対外協力センターの設置以前は、学生の社会貢献活動やボランティア活動については、社会貢献活動に関わる教員が、ゼミの学生に呼びかけて行う例が散見される程度であった。また、全学生を対象としたボランティア活動を所管する専門部局が存在せず、その結果、学生や教職員の社会貢献活動に対する関心が必ずしも高くなく、ボランティア活動への参加者も限られていた。しかし、対外協力センター社会貢献室が設置されたことにより、従前より、本学が関わってきた社会貢献活動やボランティア活動の情報が社会貢献室に集約されることになり、ボランティアに関する積極的な広報活動や募集活動への条件が整ってきた。

社会貢献室の設立当初は、ボランティア活動や社会貢献活動を「ケア活動」と定義し、さらに従前より本学教員が関わってきた社会貢献活動を 7 分野に分類し、「7 つのケアの世界」として 41 個のプロジェクトのボランティアを募集してきた。ボランティア活動を「ケア活動」と呼び換えた理由は、本学のボランティア活動を、「共感」や「愛情」にあふれ、「手触り」や「ぬくもり」が感じられる活動として、学生に周知し理解させることにあった。人は、誕生してからこの世を去るまで、「ケア」され「ケア」しながら暮らしていること、ケア活動には責任と喜びがあることを学生に自覚させたうえで、ボランティア活動に自主的に参加していくことへの配慮であり、また、これには「清く 正しく 優しく 強く」を校訓とする本学の全人教育の理念も反映させていた。

しかしながら、7 つのケアとして分類した 41 プロジェクトにも、継続不可能なものや休止状態のプロジェクトも発生してきたため、見直しや修正を行った。「7 つのケアの世界」には、健康と福祉のケア、子どもケア、人の多様性ケア、地域生活ケア、地域文化ケア、低酸素社会ケア、地球社会ケアの 7 つが挙げられていたが、低酸素社会ケアと地球社会ケアの 2 つについては、本学規模の大学にとっては、継続的な取組みが困難であった。また、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災に関するボランティア活動を開始す

ることにより、「7つ」と限定することに弊害が生じた。そのため、従前のケア活動の方針を修正し、「地域とのパートナーシップ」と「学生の学び」をキーワードとして、より地域密着型の社会貢献活動に力点を置き、地域に愛される女子大学を目指して、地域との共創のパートナーシップをより重視する方針へと方向転換を行った。

この理由により、本学では学生が大学で学んだことを活かして参加する、地域密着型のボランティア活動を強化している。【資料 A-1-2 (社会貢献室「神戸・7つのケアの世界)】

本学が取組む社会貢献活動の柱は、当初は①社会貢献室ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)による学生のボランティア活動への支援、②公開講座やチャリティーコンサートによる地域社会への教育施設・資源の還元、③学生や教員が自主的に行う社会貢献活動のサポート、の3つであったが、東日本大震災以降は、④東北復興支援活動、にも力を入れている。

①については、平成 26(2014)年度の学生ボランティア登録者数は、約 1,200 人となり、全在籍者数の 4 分の 1 強となっている。ボランティア派遣を希望する団体登録数は、対外協力センター開設当初は 14 件であったが、現在では 93 件にまで増えている。これは、主に口コミ等で地域の団体に情報が広がったことに起因している。ボランティアを派遣する前に社会貢献室が実施する「マナーガイダンス」等のボランティア教育が、学生の意識を高め、熱心に活動に取り組む姿が、ボランティア派遣先に高く評価され、依頼の拡大につながっている。【資料 A-1-3 (①ボランティア活動支援関係資料)】

②について、秋期に実施する全 4 回の公開講座は、例年楽しみにしている参加者も多い。平成 23(2011)年度には「心理学の多様な展開」、平成 24(2012)年度には「イメージの解読」、平成 25(2013)年度には「身体をいたわり健康ライフ!」をテーマとして、講座を実施した。平成 26(2014)年度には、甲南女子大学開学 50 周年を記念し、宝塚歌劇をテーマとして、学科を横断する全学的な内容で公開講座を実施し、延べ 1,965 人と多くの受講者が参加する講座となった。チャリティーコンサートについては、過去 3 年間において、東北復興支援を目的としたコンサートを行っており、当日集まった寄附金は、全額あしなが育英会の「東北レインボーハウス」の建設及び運営資金として寄附を行っている。コンサートでは、連携協定を締結している芦屋交響楽団が無償で演奏を行う等、出演者の協力も得ながら質の良い音楽を提供している。【資料 A-1-4 (②公開講座・チャリティーコンサート関係資料)】

③については、ボランティアセンターによる学生ボランティアの支援と、学生が自主的に行う社会貢献活動を応援する学生プロジェクト応援基金(P.100 で詳しく記述)を通じてのサポートを行っている。社会貢献室は、教員が行う社会貢献活動のサポートとして、地域のニーズと教員の研究を結ぶハブ拠点としての役割を果たしている。これまでに、地元の婦人会が企画する着物の古着をリフォームしたりサイクルファッションのファッションショーの実施に際し、社会貢献室が窓口となり、アパレル関係の授業を担当する教員とゼミ生がその企画や運営に関わった。【資料 A-1-5 (③社会貢献活動のサポート関係資料)】

④については、平成 23(2011)年以降、チャリティーコンサートやドキュメンタリー映画チャリティー上映会の収益金を全額寄附する等、継続的な支援を行っている。自治体や大学コンソーシアムが企画する東北復興支援のボランティアバスに関する情報等も、社会

貢献室が窓口となって学生に広報を行うとともに、学生の安全管理や危機管理のため、被災地支援を行う学生の情報集約を行っている。【資料 A-1-6 (④東北復興支援活動関係資料)】

本学の学生は、大学が位置する神戸市をはじめ阪神間に在住する者が多く、祖母、母、娘と3代にわたって本学で学んだ例も多く見られる。大学が立地する地域に、卒業生や本学関係者が多く在住していることから、本学は地域に強いつながりを持つ大学という特徴を持つ。本法人が設置する甲南女子中学校・高等学校にも隣接しており、本学は、地域とともにある女子大学、地域に愛される女子大学として、地域に根差した社会貢献活動に、次のとおり積極的に取り組んでいる。

大学が立地する神戸市東灘区と地域連携協定を締結し、洋菓子産業の振興を目指す東灘区の行政政策の一環として、「東灘スイーツめぐり」の企画に学生が参加している。地元の商店街との連携では、定期的に年2回の清掃活動を行っている他、ハロウィーンやクリスマスの町おこしイベントに、学生がボランティアとして参加している。神戸の冬の風物詩となったルミナリエでは、電飾のフレームに電球を取り付けるボランティアに学生が参加している。神戸市の大学連携推進室が実施する会議にも参加し、市の行政に大学としてどのような協力ができるか定期的に協議している。

また、地域を拠点に活動するアマチュアオーケストラ「芦屋交響楽団」と包括連携協定を結び、本学の芦原講堂を練習場所として無償で提供することにより、同楽団のフルオーケストラ演奏によるチャリティーコンサート等の無償での公演を実現している。芦原講堂は、コンサートホールとして設計されているため、音響が良く地域に好評を得ている。

大学図書館では、「貴重書展」と題し、期間を限定し所蔵する貴重図書を一般に公開している。また、卒業生に対しては、図書の貸し出しも行っている。その他、国際子ども学研究センターが実施する「子ども学」講演会や、人間科学部総合子ども学科が実施する「総合子どもカーニバル」、文学部日本語日本文化学科が実施する社会人講座等により、大学の教育資源を社会に還元している。

また、体育館についても、公共性の高い団体の要望に応えるため、施設を一部開放している。【資料 A-1-7 (甲南女子大学開学 50 周年記念大貴重書展 配布資料)】【資料 A-1-8 (甲南女子大学 WEB サイト「国際子ども学研究センター・2014 年度「子ども学」講演会)】

ボランティア教育については、ボランティアセンターの課員2人が、学生のボランティア活動支援の一環として行っている。ボランティア派遣を希望する団体と、ボランティアを希望する学生のニーズが一致するように、学生の学びや希望に沿ったボランティア先の紹介を行っている。

また、新年度の最初のオリエンテーション時に、新入学生全員に冊子「ボランティアガイドブック」を配布し、ボランティアに関心のある学生、ボランティアを始める学生に基本的な情報を提供している。この冊子には、①ボランティアセンターの紹介、②ボランティア登録・ボランティア活動の流れ、③ボランティア活動情報の紹介、④地域貢献活動情報紹介、⑤学生団体支援制度—学生プロジェクト応援基金—の紹介、⑥ボランティア情報の検索方法、⑦ボランティア活動の心得が記載され、ボランティアを行う学生の手引きとなっている。【資料 A-1-9 (ボランティア関係資料)】

本学では、学生の保証人組織である教育後援会の支援を受け、社会貢献活動を自主的に計画・実行している本学の学生団体に対し、審査のうえ、活動費としての補助金「学生プロジェクト応援基金」を支給している。学長、常務理事、学生生活部長、対外協力センター長が審査委員となり、補助金の助成を希望する学生団体のプレゼンテーション審査を経て、上限 10 万円の活動資金を支給し、社会貢献室がプロジェクト内容や予算の使い方等、活動全般に対するアドバイスをを行っている。1 年間の活動後、学生保証人を対象とした教育懇談会の場で、活動内容を報告するプレゼンテーションを行っている。学生プロジェクト応援基金に合格した学生のプロジェクト内容や資金計画についてのアドバイス等を通じて、学生の自発的な社会貢献活動への取組みを支援している。【資料 A-1-10（学生団体支援制度関係資料）】

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

学生のボランティアの取組みについては、全学生約 4,100 人のうちボランティア登録をしている学生はまだ 4 分の 1 程度であり、「全学生が卒業までに 1 度はボランティア活動を行う」とする目標に達するまでには、さらなる取組みが必要となる。

このために、まず学内において、地域貢献への取組みを強化する方向性について、全教職員の一層のコンセンサスを形成していく。

〔基準Aの自己評価〕

平成 21(2009)年に対外協力センターを設置して以来、本学の社会貢献活動は内容も多岐にわたり着実に進展している。また、平成 23(2011)年度からスタートした第 2 次全学中期計画では「社会貢献活動女子大 No.1 への挑戦」を課題として設定し、社会貢献室を推進責任部局として、教職員合同の「社会貢献推進チーム」により、実現に向けてのアクションプランを策定し、着実に実行してきた。また、教員の社会貢献活動情報の一元化を目的に、全専任教員に対するアンケート調査等も行い、その成果は、「甲南女子大学における社会貢献活動—教員の社会貢献活動調査を通して—」（高橋、佐々木、尹、甲南女子大学研究紀要、文学・文化論第 51 号、2014）にまとめている。

そして「日経グローバル」（平成 26(2014)年）が公表した大学の社会貢献度評価では、本学は女子大学として全国 3 位、西日本エリアでは 1 位の評価を得ている。

今後は、さらに学内での社会貢献に対する意識を高め、社会貢献に参画する学生と教職員を支援する制度を整備し、「社会貢献活動女子大 No.1」を目指していく。

以上のとおり、本学は基準 A を満たしていると評価する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

甲南女子大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人甲南女子学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	甲南女子大学 Campus Guide 2016	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	甲南女子大学学則	
	甲南女子大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 27 年度 学生募集要項（看護リハビリテーション学部、文学部、人間科学部）	
	平成 27 年度 学生募集要項（大学院 人文科学総合研究科）	
	平成 27 年度 学生募集要項（大学院 看護学研究科）	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生要覧 平成 27 年度 文学部・人間科学部	
	学生要覧 平成 27 年度 看護リハビリテーション学部	
	学生要覧 平成 27 年度 大学院	
	2015 年度 Campus Square の操作方法・大学探検	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2015（平成 27）年度 事業計画書 学校法人甲南女子学園	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 26（2014）年度 事業報告書 学校法人甲南女子学園	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	甲南女子大学 アクセスマップ	
	甲南女子大学 キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人甲南女子学園規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	平成 27（2015）年度 学校法人甲南女子学園役員名簿、評議員名簿	
	平成 26（2014）年度 学校法人甲南女子学園理事会、評議員会開催状況、出席状況一覧	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学生要覧 平成 27 年度 文学部・人間科学部（4 ページ） 学生要覧 平成 27 年度 看護リハビリテーション学部（4 ページ） 学生要覧 平成 27 年度 大学院（4 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-2】	2015 年度 学生手帳	
【資料 1-1-3】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ

甲南女子大学

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	学生要覧 平成 27 年度 文学部・人間科学部 (4 ページ) 学生要覧 平成 27 年度 看護リハビリテーション学部 (4 ページ) 学生要覧 平成 27 年度 大学院 (4 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	2015 年度 学生手帳	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-5】	第 2 次全学中期計画関係資料 第 2 次全学中期計画(2012 年度～2014 年度)アクションプラン	
【資料 1-2-6】	学生要覧 平成 27 年度 文学部・人間科学部 (4 ページ) 学生要覧 平成 27 年度 看護リハビリテーション学部 (4 ページ) 学生要覧 平成 27 年度 大学院 (4 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	2015 年度 学生手帳	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-8】	甲南女子大学 WEB サイト「教育理念・建学の理念」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/message/policy.php	
【資料 1-2-9】	甲南女子大学 Campus Guide 2016「大学の使命/教育方針」(17 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-10】	2015(平成 27)年度入学宣誓式 式次第	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	大学教育活性化プロジェクト関係資料 大学教育の活性化	
【資料 1-3-2】	甲南女子大学中期ビジョン関係資料 大学活性化にむけて「甲南女子大学」中期ビジョン	
【資料 1-3-3】	第 1 次中期計画関係資料 甲南女子大学「中期計画」2009(平成 21)年度～2011(平成 23)年度	
【資料 1-3-4】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-5】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-6】	理事小委員会議事録 2007(平成 19)年 11 月 9 日 部局長会議議事録 2007(平成 19)年 11 月 12 日 合同教授会議事録 2007(平成 19)年 11 月 14 日	
【資料 1-3-7】	甲南女子大学 WEB サイト「教育理念・建学の理念」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/message/policy.php	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 1-3-8】	2015(平成 27)年度入学宣誓式 式次第	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 1-3-9】	2015 年度 学生手帳	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-10】	研修関係資料 新任教員導入ガイダンスの実施について 研修関係資料「新任職員研修会」のご案内	
【資料 1-3-11】	2015 年度 Campus Square の操作方法・大学探検 (17 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-12】	ビジネスウーマン塾シラバス	
【資料 1-3-13】	甲南女子大学読本	
【資料 1-3-14】	甲南女子大学 Campus Guide 2016(1～12、17、109 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-15】	甲南女子大学 WEB サイト「歩み・歴史」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/message/history.php	
【資料 1-3-16】	甲南女子大学 WEB サイト「Letters 拝啓、未来へ。」 http://letters.konan-wu.ac.jp/	
【資料 1-3-17】	新聞広告資料(平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度(抜粋))	
【資料 1-3-18】	第 1 次中期計画関係資料 甲南女子大学「中期計画」2009(平成 21)年度～2011(平成 23)年度	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 1-3-19】	第 2 次全学中期計画関係資料 第 2 次全学中期計画(2012 年度～2014 年度)アクションプラン	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 1-3-20】	第 3 次全学中期計画関係資料 第 3 次全学中期計画(2015～2017 年)、アクションプラン	

甲南女子大学

【資料 1-3-21】	甲南女子大学 WEB サイト「第 3 次全学中期計画」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/plan3rd.php	
【資料 1-3-22】	甲南女子大学 WEB サイト「アドミッションポリシー」 http://www.konan-wu.jp/clover/admission/outline/	
【資料 1-3-23】	甲南女子大学 WEB サイト「文学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_letters/pdf/curriculum_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「人間科学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_humanscience/pdf/curriculum_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「看護リハビリテーション学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_nurspt/pdf/curriculum_policy.pdf	
【資料 1-3-24】	甲南女子大学 WEB サイト「文学部・各学科ディプロマポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_letters/pdf/diploma_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「人間科学部・各学科ディプロマポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_humanscience/pdf/diploma_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「看護リハビリテーション学部・各学科ディプロマポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_nurspt/pdf/diploma_policy.pdf	
【資料 1-3-25】	共通教育カリキュラムポリシー	
【資料 1-3-26】	甲南女子大学 WEB サイト「対外協力センター」 http://www.konan-wu.ac.jp/contribution/social_action/cead/	
【資料 1-3-27】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-28】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-29】	甲南女子学園事務組織規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	甲南女子大学 WEB サイト「アドミッションポリシー」 http://www.konan-wu.jp/clover/admission/outline/	【資料 1-3-22】と同じ
【資料 2-1-2】	甲南女子大学 入試ガイド 2016 (3 ページ)	
【資料 2-1-3】	平成 27 年度 学生募集要項(看護リハビリテーション学部、文学部、人間科学部) (表 2) 平成 27 年度 学生募集要項(大学院 人文科学総合研究科) (表 2) 平成 27 年度 学生募集要項(大学院 看護学研究科) (表 2)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	OPEN CAMPUS GUIDE 2015	
【資料 2-1-5】	学生募集説明会資料 平成 28 年度入試甲南女子大学学生募集説明会	
【資料 2-1-6】	平成 27 年度 甲南女子大学 学生募集要項(看護リハビリテーション学部、文学部、人間科学部) 平成 27 年度 甲南女子大学 編入学試験 学生募集要項(文学部、人間科学部) 平成 27 年度 甲南女子大学 指定校推薦入学選考 学生募集要項(看護リハビリテーション学部(理学療法学科)、文学部、人間科学部) 平成 27 年度 甲南女子大学 内部進学選考 学生募集要項(看護リハビリテーション学部、文学部、人間科学部)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-7】	「学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移」(過去 5 年間)エビデンス集(データ編【表 2-1】)	【データ編:表 2-1】と同じ
【資料 2-1-8】	教学経営会議議事録 平成 27 (2015) 年 5 月 11 日	

甲南女子大学

2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	甲南女子大学 WEB サイト「文学部・各学科ディプロマポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_letters/pdf/diploma_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「人間科学部・各学科ディプロマポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_humanscience/pdf/diploma_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「看護リハビリテーション学部・各学科ディプロマポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_nurspt/pdf/diploma_policy.pdf	【資料 1-3-24】と同じ
【資料 2-2-2】	甲南女子大学 WEB サイト「文学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_letters/pdf/curriculum_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「人間科学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_humanscience/pdf/curriculum_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「看護リハビリテーション学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_nurspt/pdf/curriculum_policy.pdf	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 2-2-3】	甲南女子大学 WEB サイト「アドミッションポリシー」 http://www.konan-wu.jp/clover/admission/outline/	【資料 1-3-22】と同じ
【資料 2-2-4】	カリキュラムマップ	
【資料 2-2-5】	共通教育カリキュラムポリシー	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 2-2-6】	教学経営会議議事録 平成 26(2014)年 6 月 23 日	
【資料 2-2-7】	ワーキンググループ打合せ記録(全 8 回)平成 26(2014)年 5 月 14 日～7 月 4 日	
【資料 2-2-8】	教務委員会議事録 平成 26(2014)年 6 月 25 日	
【資料 2-2-9】	甲南女子大学教務委員会規程	
【資料 2-2-10】	文学部、人間科学部、看護リハビリテーション学部教授会議事録 平成 26(2014)年 7 月 16 日	
【資料 2-2-11】	甲南女子大学教職課程委員会規程	
【資料 2-2-12】	甲南女子大学 WEB サイト「文学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_letters/pdf/curriculum_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「人間科学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_humanscience/pdf/curriculum_policy.pdf 甲南女子大学 WEB サイト「看護リハビリテーション学部・各学科カリキュラムポリシー」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/dept_nurspt/pdf/curriculum_policy.pdf	【資料 1-3-23】と同じ
【資料 2-2-13】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-14】	魅力ある授業をつくる 甲南女子大学教育実践事例集 甲南女子大学 FD 支援部 学習支援チーム編	
【資料 2-2-15】	授業公開関係資料 FD 授業公開および FD 検討会(拡大 FD 委員会)のご案内 授業公開関係資料 FD 授業公開参加者数 授業公開関係資料 公開授業の感想シート	
【資料 2-2-16】	FD 検討会(拡大 FD 委員会)会議記録 平成 26(2014)年 5 月 28 日	
【資料 2-2-17】	冊子「授業実践のヒント 2015」 甲南女子大学 FD 委員会	
【資料 2-2-18】	本学の入試・教育に関する 5 つの提言 全学 TF 調査チーム	
【資料 2-2-19】	甲南女子大学全学 FD 委員会規程	
【資料 2-2-20】	学生要覧 平成 27 年度 文学部・人間科学部 (30 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-21】	学生要覧 平成 27 年度 看護リハビリテーション学部 (58～62、68～69 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-22】	教務委員会議事録 平成 27(2015)年 5 月 27 日	

甲南女子大学

【資料 2-2-23】	看護リハビリテーション学部教授会議事録 平成 27(2015)年 6 月 10 日	
【資料 2-2-24】	試験の実施及び成績の評価に関する申合せ	
【資料 2-2-25】	授業シラバス 平成 27(2015)年度前・後期	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	甲南女子大学 IR 活動委員会規程	
【資料 2-3-2】	IR 活動委員会議事録 平成 26(2014)年 6 月 18 日	
【資料 2-3-3】	基礎力調査関係資料 基礎力調査票Ⅰ・追加アンケート(新入生版) 基礎力調査関係資料 基礎力調査票Ⅱ・追加アンケート(2 年生版) 基礎力調査関係資料 大学生基礎力レポート結果報告書(新入生版 1~65 ページ)(2 年生版 66~93 ページ)	
【資料 2-3-4】	学習ポートフォリオ講習会資料	
【資料 2-3-5】	第 3 次全学中期計画アクションプラン「基礎学力・主体的学修力の向上(基礎力調査、ポートフォリオの活用)」	
【資料 2-3-6】	甲南女子大学 Campus Guide 2016 (95 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-7】	甲南女子大学アドバイザー制度に関する申合せ	
【資料 2-3-8】	学生要覧 平成 27 年度 文学部・人間科学部 (178 ページ) 学生要覧 平成 27 年度 看護リハビリテーション学部 (91 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-9】	甲南女子大学 WEB サイト「教員一覧」「教員詳細」 http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/teachers/	
【資料 2-3-10】	授業シラバス 平成 27(2015)年度前・後期	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 2-3-11】	甲南女子大学教育後援会会報 大学だより 2014 (36、37 ページ)	
【資料 2-3-12】	甲南女子大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-3-13】	ティーチング・アシスタントに関する申合せ	
【資料 2-3-14】	ティーチング・アシスタント募集関係資料 平成 27 年度 TA の募集について、申請・選考等のスケジュールについて、ティーチング・アシスタント申請書	
【資料 2-3-15】	保健センターのご案内 2015	
【資料 2-3-16】	「学生相談室、医務室等の利用状況」エビデンス集(データ編【表 2-12】)	【データ編:表 2-12】と同じ
【資料 2-3-17】	文学部教授会議事録 平成 27(2015)年 5 月 13 日	
【資料 2-3-18】	部課長会議議事録 平成 27(2015)年 4 月 20 日	
【資料 2-3-19】	授業評価アンケート 授業評価アンケート集計結果(全体、所属コード別、区分コード別)	
【資料 2-3-20】	教員自己評価票関係資料	
【資料 2-3-21】	甲南女子大学 WEB サイト 「FD(ファカルティ・ディベロップメント)の取り組みについて」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/pdf/fd2015kwu.pdf	
【資料 2-3-22】	「授業評価アンケート」に関するアンケートのお願い 全学 FD 委員会	
【資料 2-3-23】	2014(平成 26)年度 学位記授与式 式次第	
【資料 2-3-24】	2015 年度 Campus Square の操作方法・大学探検 (18 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-25】	甲南女子学園事務組織規程	【資料 1-3-29】と同じ
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	授業シラバス 平成 27(2015)年度前・後期	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 2-4-2】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-3】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-4】	授業と公認欠席	
【資料 2-4-5】	学内試験の不正行為に関する内規	
【資料 2-4-6】	甲南女子大学認定留学生規程	
【資料 2-4-7】	甲南女子大学認定留学生選考内規	

甲南女子大学

【資料 2-4-8】	甲南女子大学特別認定留学生規程	
【資料 2-4-9】	甲南女子大学海外演習奨励金規程	
【資料 2-4-10】	教育後援会学習奨励金関係規程 甲南女子大学教育後援会学習奨励金給付規程 教育後援会学習奨励金関係規程 甲南女子大学教育後援会学習奨励金給付選考基準	
【資料 2-4-11】	試験の実施及び成績の評価に関する申合せ	【資料 2-2-24】と同じ
【資料 2-4-12】	甲南女子大学入学者既修得単位認定規程	
【資料 2-4-13】	編入学単位認定内規	
【資料 2-4-14】	技能検定単位認定規程	
【資料 2-4-15】	認定留学単位認定内規	
【資料 2-4-16】	甲南女子大学海外演習規程	
【資料 2-4-17】	インターンシップ単位認定規程	
【資料 2-4-18】	ボランティア活動単位認定規程	
【資料 2-4-19】	学生要覧 平成 27 年度 文学部・人間科学部 (28、29 ページ) 学生要覧 平成 27 年度 看護リハビリテーション学部 (28 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-20】	文学部、人間科学部、看護リハビリテーション学部教授会議事録 平成 27(2015)年 3 月 5 日	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	就職支援内容関係資料 Career Plan Text 2016 就職支援内容関係資料 大学探検 就活編 就職支援内容関係資料 3 年生対象年間就職支援プログラム(平成 27 年度)	
【資料 2-5-2】	平成 26(2014)年度 就職相談件数一覧	
【資料 2-5-3】	インターンシップ関係資料	
【資料 2-5-4】	インターンシップ単位認定規程	【資料 2-4-17】と同じ
【資料 2-5-5】	インターンシップ実施に関する申合せ	
【資料 2-5-6】	甲南女子大学インターンシップ運用規程	
【資料 2-5-7】	授業シラバス「キャリアデザイン A」「キャリアデザイン B」「キャリアデザイン C」「キャリアデザイン D」	
【資料 2-5-8】	2014 年度業界・企業セミナー出席管理表	
【資料 2-5-9】	ビジネスウーマン塾関係資料 ビジネスウーマン塾 2015 年度カリキュラム ビジネスウーマン塾関係資料 ビジネスウーマン塾 日報	
【資料 2-5-10】	平成 26(2014)年度 金融塾 実施概要	
【資料 2-5-11】	資格サポートセンター関係資料 2015 年度資格サポートセンター前期・後期スケジュール、2015 年度資格サポートセンター夏期集中講座スケジュール 資格サポートセンター関係資料 2014 年度資格講座受講生合格率一覧	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生生活に関するアンケート 2014 年度学生生活に関する調査結果報告書	
【資料 2-6-2】	授業評価アンケート 授業評価アンケート集計結果(全体、所属コード別、区分コード別)	【資料 2-3-19】と同じ
【資料 2-6-3】	基礎力調査関係資料 基礎力調査票 I・追加アンケート(新入生版) 基礎力調査関係資料 基礎力調査票 II・追加アンケート(2 年生版) 基礎力調査関係資料 大学生基礎力レポート結果報告書(新入生版 1~65 ページ) (2 年生版 66~93 ページ)	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-6-4】	学習ポートフォリオ講習会資料	【資料 2-3-4】と同じ

甲南女子大学

【資料 2-6-5】	卒業生アンケート OG アンケート 卒業生アンケート 集計結果	
【資料 2-6-6】	各資格取得状況一覧(平成 23(2011)年度～平成 26(2014)年度)	
【資料 2-6-7】	教員自己評価票関係資料	【資料 2-3-20】と同じ
【資料 2-6-8】	甲南女子大学 WEB サイト「FD(ファカルティ・ディベロップメント)の取り組みについて」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/pdf/fd2015kwu.pdf	【資料 2-3-21】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	甲南女子大学学生生活委員会規程	
【資料 2-7-2】	甲南女子学園事務組織規程	【資料 1-3-29】と同じ
【資料 2-7-3】	ノートテイク関係資料 ノートテイク・サポーター募集 ノートテイク関係資料 ノートテイク・サポーターに登録する方へ	
【資料 2-7-4】	甲南女子大学学生寮規程	
【資料 2-7-5】	清光会規約	
【資料 2-7-6】	奨学金関係資料 2015 年度 甲南女子大学 奨学金のしおり 奨学金関係資料 奨学金を希望する皆さんへ 日本学生支援機構	
【資料 2-7-7】	奨学金関係規程 甲南女子大学奨学金規程 奨学金関係規程 甲南女子大学遠隔地出身学生援助奨学金規程 奨学金関係規程 甲南女子大学緊急特別奨学金規程 奨学金関係規程 甲南女子大学大学院奨学金規程 奨学金関係規程 甲南女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程 奨学金関係規程 甲南女子大学大学院看護学研究科研究奨励金規程 奨学金関係規程 甲南女子大学スカラシップ入学者学費免除規程	
【資料 2-7-8】	教育後援会学習奨励金関係規程 甲南女子大学教育後援会学習奨励金給付規程 教育後援会学習奨励金関係規程 甲南女子大学教育後援会学習奨励金給付選考基準	【資料 2-4-10】と同じ
【資料 2-7-9】	平成 27 年度 学生募集要項(看護リハビリテーション学部、文学部、人間科学部)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-7-10】	クラブ活動運用指針	
【資料 2-7-11】	保健センターのご案内 2015	【資料 2-3-15】と同じ
【資料 2-7-12】	2015 年度 Campus Square の操作方法・大学探検(17 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-13】	「学生相談室、医務室等の利用状況」エビデンス集(データ編【表 2-12】)	【データ編:表 2-12】と同じ
【資料 2-7-14】	冊子「気になる学生に出会ったときに」	
【資料 2-7-15】	学生生活に関するアンケート 2014 年度学生生活に関する調査結果報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-7-16】	2014 年度 第 15 回教育懇談会 配布資料	
【資料 2-7-17】	クラス・ゼミ懇談会報告書、学生の声(抜粋)	
【資料 2-7-18】	2015 年度 Campus Square の操作方法・大学探検(18 ページ)	【資料 F-5】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	「全学の教員組織」(学部等)エビデンス集(データ編【表 F-6】)	【データ編:表 F-6】と同じ
【資料 2-8-2】	職業資格関連の指定基準と現状との対比	
【資料 2-8-3】	「全学の教員組織」(大学院等)エビデンス集(データ編【表 F-6】)	【データ編:表 F-6】と同じ
【資料 2-8-4】	就業規則	
【資料 2-8-5】	教職員任免規程	
【資料 2-8-6】	教員選考関係規程 甲南女子大学教員選考規程 教員選考関係規程 甲南女子大学教員選考基準	

甲南女子大学

【資料 2-8-7】	教員公募関係資料 大学 WEB サイト記載用資料、大学 WEB サイト「教員公募について」 教員公募関係資料 独立行政法人 科学技術振興機構 WEB サイト「JREC-IN Portal」	
【資料 2-8-8】	大学院教員選考関係規程 甲南女子大学大学院教員選考規程 大学院教員選考関係規程 甲南女子大学大学院教員選考基準	
【資料 2-8-9】	教員自己評価票関係資料	【資料 2-3-20】と同じ
【資料 2-8-10】	甲南女子大学全学 FD 委員会規程	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 2-8-11】	第 2 次全学中期計画アクションプラン「FD の新たな展開」	
【資料 2-8-12】	授業公開関係資料 FD 授業公開および FD 検討会(拡大 FD 委員会)のご案内 授業公開関係資料 FD 授業公開参加者数 授業公開関係資料 公開授業の感想シート	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 2-8-13】	FD 検討会(拡大 FD 委員会)会議記録 平成 26(2014)年 5 月 28 日	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 2-8-14】	冊子「授業実践のヒント 2015」甲南女子大学 FD 委員会	
【資料 2-8-15】	甲南女子大学 看護リハビリテーション学部 平成 26 年度自己点検・評価報告書	
【資料 2-8-16】	第 2 次全学中期計画アクションプラン「研究活動の活性化と外部研究費の獲得増」	
【資料 2-8-17】	共通教育カリキュラムポリシー	【資料 1-3-25】と同じ
【資料 2-8-18】	教務委員会議事録 平成 26(2014)年 6 月 25 日	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-8-19】	第 2 次全学中期計画アクションプラン「初年次教育と共通教育カリキュラムの再編成」	
【資料 2-8-20】	教学経営会議議事録 平成 26(2014)年 6 月 23 日	【資料 2-2-6】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	平成 26 年度末 学校法人甲南女子学園 財産目録	
【資料 2-9-2】	校舎のあるべき姿検討プロジェクト関係資料 スケジュール検討プロジェクトの推進について	
【資料 2-9-3】	第 2 次全学中期計画アクションプラン「設備改善中期計画立案」	
【資料 2-9-4】	建物診断関係資料 平成 26 年度指定建築設備 定期検査報告済証(芦原講堂、第一学生会館、図書館、7 号館、8 号館、9 号館)	
【資料 2-9-5】	クラス・ゼミ懇談会報告書、学生の声(抜粋)	【資料 2-7-17】と同じ
【資料 2-9-6】	教職員へのニーズ調査(平成 26(2014)年度実施) 教職員へのニーズ調査(平成 26(2014)年度実施)調査結果	
【資料 2-9-7】	満足度調査(平成 26(2014)年度実施) 満足度調査(平成 26(2014)年度実施)集計結果	
【資料 2-9-8】	LIBRARY GUIDE 2015	
【資料 2-9-9】	甲南女子大学図書館利用規程	
【資料 2-9-10】	貴重図書及び準貴重図書に関する内規	
【資料 2-9-11】	甲南女子大学開学 50 周年記念大貴重書展 配布資料 上野文庫と江戸時代の博物学、甲南女子大学所蔵 シェイクスピア貴重図書展 2014	
【資料 2-9-12】	甲南女子大学学術情報リポジトリ規程	
【資料 2-9-13】	「図書、資料の所蔵数」エビデンス集(データ編【表 2-23】)	【データ編:表 2-23】と同じ
【資料 2-9-14】	図書館関係資料 2015 年度ライブラリーツアー・情報検索日程一覧 図書館関係資料 レポート作成に役立つ図書館の OPAC の説明	
【資料 2-9-15】	読書支援関係資料 ビブリオバトル企画書、チラシ、報告書 読書支援関係資料 読書マラソン チラシ、2014 年度結果一覧 読書支援関係資料 甲南女子大学の 50 冊 チラシ、冊子 読書支援関係資料 川柳講座・学生川柳コンテスト チラシ	

甲南女子大学

【資料 2-9-16】	甲南女子大学 WEB サイト「機材ソフトウェア」 http://www.konan-wu.ac.jp/for_inside/equipment.php	
【資料 2-9-17】	施設・設備点検管理関係資料(抜粋) 消防用設備等点検結果報告書	
【資料 2-9-18】	バリアフリー関係資料 4号館～9号館通路及びスロープ設置工事関係 バリアフリー関係資料 9号館:自動ドア、スロープ、障害者対応エレベーター、車椅子対応トイレ設置関係 バリアフリー関係資料 1号館:自動ドア、スロープ、障害者対応エレベーター、車椅子対応トイレ設置関係 バリアフリー関係資料 7号館エレベーター増設関係 バリアフリー関係資料 5号館 2階車椅子対応トイレ改修工事、5号館入口雨よけ設置関係	
【資料 2-9-19】	クラス・ゼミ懇談会報告書、学生の声(抜粋)	【資料 2-7-17】と同じ
【資料 2-9-20】	教務委員会議事録 平成 24(2012)年 10月 31日、11月 28日	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	甲南女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	甲南女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	各関係諸規程 理事会業務委任規則 各関係諸規程 甲南女子学園事務組織規程 各関係諸規程 甲南女子学園職位規程 各関係諸規程 甲南女子学園稟議規程 各関係諸規程 甲南女子学園経理規程 各関係諸規程 甲南女子学園個人情報保護規程 各関係諸規程 甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程 各関係諸規程 甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程運用指針 各関係諸規程 甲南女子学園公益通報者保護規程 各関係諸規程 甲南女子大学研究倫理委員会規程 各関係諸規程 甲南女子大学研究倫理審査細則 各関係諸規程 甲南女子大学利益相反委員会規程 各関係諸規程 甲南女子大学利益相反ポリシー	
【資料 3-1-5】	理事会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-6】	評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-7】	理事会業務委任規則	
【資料 3-1-8】	甲南女子大学教学経営会議規程	
【資料 3-1-9】	第 1 次中期計画関係資料 甲南女子大学「中期計画」2009(平成 21)年度～2011(平成 23)年度	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-1-10】	第 2 次全学中期計画関係資料 第 2 次全学中期計画(2012 年度～2014 年度)アクションプラン	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-1-11】	第 3 次全学中期計画関係資料 第 3 次全学中期計画(2015～2017 年)、アクションプラン	【資料 1-3-20】と同じ

甲南女子大学

【資料 3-1-12】	各関係諸規程 理事会業務委任規則 各関係諸規程 甲南女子学園事務組織規程 各関係諸規程 甲南女子学園職位規程 各関係諸規程 甲南女子学園稟議規程 各関係諸規程 甲南女子学園経理規程 各関係諸規程 甲南女子学園個人情報保護規程 各関係諸規程 甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程 各関係諸規程 甲南女子学園ハラスメント等人権侵害防止規程運用指針 各関係諸規程 甲南女子学園公益通報者保護規程 各関係諸規程 甲南女子大学研究倫理委員会規程 各関係諸規程 甲南女子大学研究倫理審査細則 各関係諸規程 甲南女子大学利益相反委員会規程 各関係諸規程 甲南女子大学利益相反ポリシー	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-1-13】	甲南女子大学リスクマネジメント規程	
【資料 3-1-14】	リスクマネジメント基本ガイドライン	
【資料 3-1-15】	各リスク対応マニュアル 個人情報漏洩マニュアル 各リスク対応マニュアル 甲南女子大学緊急時(学生)対応マニュアル 各リスク対応マニュアル 入学試験問題(試験問題出題ミス等)への対応マニュアル 各リスク対応マニュアル 防災マニュアル 各リスク対応マニュアル 不祥事発生時のマスコミ等への対応マニュアル	
【資料 3-1-16】	甲南女子学園防災管理規程	
【資料 3-1-17】	各種訓練実施状況	
【資料 3-1-18】	第 2 次全学中期計画アクションプラン「エコ計画の立案と実施」	
【資料 3-1-19】	甲南女子大学動物実験規程	
【資料 3-1-20】	甲南女子大学動物実験委員会規程	
【資料 3-1-21】	甲南女子大学 WEB サイト「大学としての取り組み」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/	
【資料 3-1-22】	甲南女子学園財務情報公開規程	
【資料 3-1-23】	甲南女子学園 WEB サイト「財務状況」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/finance.php	
【資料 3-1-24】	甲南女子大学 WEB サイト「公式 Facebook ページ」 https://www.facebook.com/konan.wu	
【資料 3-1-25】	甲南女子大学 WEB サイト「公式 Twitter ページ」 https://twitter.com/kwu_tweet	
【資料 3-1-26】	大学ポータル WEB サイト「甲南女子大学」 http://up.j.shigaku.go.jp/	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-2】	理事小委員会の開催状況	
【資料 3-2-3】	理事会業務委任規則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-4】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-5】	甲南女子学園役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-6】	理事会出欠確認資料	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	理事会業務委任規則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-3-2】	甲南女子学園職位規程	
【資料 3-3-3】	内部規則等の総点検・見直しの結果に対する所見	
【資料 3-3-4】	甲南女子大学副学長規程	
【資料 3-3-5】	甲南女子大学学長補佐規程	

甲南女子大学

【資料 3-3-6】	甲南女子大学学事顧問規程	
【資料 3-3-7】	甲南女子大学教学経営会議規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-3-8】	甲南女子学園職位規程	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-3-9】	甲南女子大学学部教授会規程	
【資料 3-3-10】	大学院研究科委員会規程	
【資料 3-3-11】	第 3 次全学中期計画アクションプラン「大学ガバナンス体制の確立」	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	理事会業務委任規則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-4-2】	理事小委員会の開催状況	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-4-3】	甲南女子大学教学経営会議規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-4-4】	甲南女子大学大学評議会規程	
【資料 3-4-5】	部課長会議規程	
【資料 3-4-6】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-7】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-8】	第 3 次全学中期計画アクションプラン「大学ガバナンス体制の確立」	【資料 3-3-11】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人甲南女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-5-2】	甲南女子学園職位規程	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-5-3】	甲南女子学園事務組織規程	【資料 1-3-29】と同じ
【資料 3-5-4】	甲南女子学園稟議規程	
【資料 3-5-5】	甲南女子学園専任職員人事制度規程	
【資料 3-5-6】	職員人事制度運用指針	
【資料 3-5-7】	SD 関係資料 2014 年度 SD 計画案 SD 関係資料 人材の育成・活性化について SD 関係資料 各研修実施案内等(2014 年 4 月～)	
【資料 3-5-8】	第 3 次全学中期計画アクションプラン「SD の改革(個人力・組織力・連携力)の向上」	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	第 2 次全学中期計画数値編	
【資料 3-6-2】	平成 26 年度 計算書類 学校法人甲南女子学園	
【資料 3-6-3】	甲南女子大学 WEB サイト「財務状況 平成 26 年度決算「財務状況の推移(経年比較)」」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/pdf/2014/zaimu_suii.pdf	
【資料 3-6-4】	平成 27 年度 甲南女子学園事業計画書 学校法人甲南女子学園	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-6-5】	平成 26 年度 甲南女子学園事業報告書 学校法人甲南女子学園	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-6-6】	第 3 次全学中期計画数値編(新会計基準) 第 3 次全学中期計画 収支予想	
【資料 3-6-7】	外部研究等資金の受入れ(直接経費)	
【資料 3-6-8】	第 3 次全学中期計画と平成 27 年度事業計画の策定方針(案) 学校法人甲南女子学園	
【資料 3-6-9】	金融資産の運用方針	
【資料 3-6-10】	理事会議事録 平成 27(2015)年 5 月 15 日	
【資料 3-6-11】	資産運用関係規程 学校法人甲南女子学園資産運用規程 資産運用関係規程 甲南女子学園資産運用基準	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	甲南女子学園経理規程	
【資料 3-7-2】	補正予算関係資料	
【資料 3-7-3】	評議員会議事録 平成 26(2014)年 12 月 17 日	

甲南女子大学

【資料 3-7-4】	理事会議事録 平成 26(2014)年 12 月 17 日	
【資料 3-7-5】	甲南女子学園監事監査報告書関係資料	
【資料 3-7-6】	資産運用関係規程 学校法人甲南女子学園資産運用規程 資産運用関係規程 甲南女子学園資産運用基準	【資料 3-6-11】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	甲南女子大学大学評価委員会規程	
【資料 4-1-2】	自己点検評価の基本方針	
【資料 4-1-3】	自己点検評価ロードマップ	
【資料 4-1-4】	自己点検評価基準	
【資料 4-1-5】	甲南女子大学 看護リハビリテーション学部 平成 26 年度自己点検・評価報告書	【資料 2-8-15】と同じ
【資料 4-1-6】	第 1 次中期計画関係資料 甲南女子大学「中期計画」2009(平成 21)年度～2011(平成 23)年度	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 4-1-7】	第 2 次全学中期計画関係資料 第 2 次全学中期計画(2012 年度～2014 年度)アクションプラン	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-1-8】	第 3 次全学中期計画関係資料 第 3 次全学中期計画(2015～2017 年)、アクションプラン	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 4-1-9】	甲南女子大学大学評価委員会規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-1-10】	大学評価資料収集編集等会議内規	
【資料 4-1-11】	大学評価担当副学長辞令	
【資料 4-1-12】	甲南女子大学教学経営会議規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 4-1-13】	甲南女子大学自己点検・評価報告書 2012	
【資料 4-1-14】	第 1 次中期計画関係資料 甲南女子大学「中期計画」2009(平成 21)年度～2011(平成 23)年度	【資料 1-3-3】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検評価の基本方針	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-2-2】	学内自己点検評価シート	
【資料 4-2-3】	第 2 次全学中期計画関係資料 第 2 次全学中期計画(2012 年度～2014 年度)アクションプラン	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-2-4】	甲南女子学園事務組織規程	【資料 1-3-29】と同じ
【資料 4-2-5】	授業評価アンケート	【資料 2-3-19】と同じ
	教員自己評価票	【資料 2-3-20】と同じ
	学生生活に関するアンケート	【資料 2-6-1】と同じ
	卒業生アンケート	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 4-2-6】	甲南女子大学 IR 活動委員会規程	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 4-2-7】	IR 活動委員会議事録 平成 26(2014)年 6 月 18 日	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 4-2-8】	基礎力調査関係資料 基礎力調査票 I・追加アンケート(新入生版)	【資料 2-3-3】と同じ
	基礎力調査関係資料 基礎力調査票 II・追加アンケート(2 年生版)	
	基礎力調査関係資料 大学生基礎力レポート結果報告書(新入生版 1～65 ページ) (2 年生版 66～93 ページ)	
【資料 4-2-9】	学内イントラネット 「2012 年度自己点検評価」	
【資料 4-2-10】	甲南女子大学 WEB サイト 「大学としての取り組み」 http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/	【資料 3-1-21】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	自己点検評価の基本方針	【資料 4-1-2】と同じ

甲南女子大学

【資料 4-3-2】	甲南女子大学大学評価委員会規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-3-3】	第2次全学中期計画関係資料 第2次全学中期計画(2012年度～2014年度)アクションプラン	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-3-4】	第3次全学中期計画関係資料 第3次全学中期計画(2015～2017年)、アクションプラン	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 4-3-5】	甲南女子大学自己点検・評価報告書 2012	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 4-3-6】	第2次全学中期計画関係資料 第2次全学中期計画(2012年度～2014年度)アクションプラン	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 4-3-7】	第3次全学中期計画関係資料 第3次全学中期計画(2015～2017年)、アクションプラン	【資料 1-3-20】と同じ

基準 A. 社会貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学の使命・目的に即した社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	第2次全学中期計画アクションプラン「社会貢献活動女子大 No.1 への挑戦」	
【資料 A-1-2】	社会貢献室「神戸・7つのケアの世界」	
【資料 A-1-3】	①ボランティア活動支援関係資料 ・ボランティアガイドブック ・甲南女子大学 WEB サイト「ボランティアを募集される方へ」 http://www.konan-wu.ac.jp/contribution/social_action/contribution/offer.php ・甲南女子大学 WEB サイト「現在募集中のボランティア・説明会」 http://www.konan-wu.ac.jp/contribution/social_action/contribution/volunteer.php	
【資料 A-1-4】	②公開講座・チャリティーコンサート関係資料 ・社会貢献室 News letter 創刊号(2012年)、第2号(2013年)、第3号(2014年)、第4号(2015年) ・公開講座 2013「身体をいたわり健康ライフ！」チラシ ・公開講座関係資料 公開講座 2014「宝塚歌劇講座」チラシ ・東日本大震災復興支援チャリティーコンサート チラシ ・クリスマスチャリティーコンサート チラシ ・公開講座一覧	
【資料 A-1-5】	③社会貢献活動のサポート関係資料 ・社会貢献室 News letter 創刊号(2012年)、第2号(2013年)、第3号(2014年)、第4号(2015年) ・甲南女子大学研究紀要 文学・文化編 第51号「甲南女子大学における社会貢献活動-教員の社会貢献活動調査を通して-」	【資料 A-1-4】と同じ(社会貢献室 News Letter)
【資料 A-1-6】	④東北復興支援活動関係資料 ・社会貢献室 News letter 創刊号(2012年)、第2号(2013年)、第3号(2014年)、第4号(2015年) ・東北復興支援活動一覧	【資料 A-1-4】と同じ(社会貢献室 News Letter)
【資料 A-1-7】	甲南女子大学開学 50 周年記念大貴重書展 配布資料 上野文庫と江戸時代の博物学、甲南女子大学所蔵 シェイクスピア貴重図書展 2014	【資料 2-9-11】と同じ
【資料 A-1-8】	甲南女子大学 WEB サイト「国際子ども学研究センター・2014年度「子ども学」講演会」 http://www.konan-wu.ac.jp/contribution/research/child_study/	

甲南女子大学

<p>【資料 A-1-9】</p>	<p>ボランティア関係資料 ボランティアガイドブック ボランティア関係資料 甲南女子大学 WEB サイト「ボランティアを募集される方へ」 http://www.konan-wu.ac.jp/contribution/social_action/contribution/offer.php ボランティア関係資料 甲南女子大学 WEB サイト「現在募集中のボランティア・説明会」 http://www.konan-wu.ac.jp/contribution/social_action/contribution/volunteer.php</p>	<p>【資料 A-1-3】と同じ</p>
<p>【資料 A-1-10】</p>	<p>学生団体支援制度関係資料 学生プロジェクト応援基金プレゼンテーション審査会 チラシ、配布資料</p>	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。